

# 「手話言語法（仮称）制定推進事業」報告書

日本財団助成事業

2012

財団法人全日本聾啞連盟

## 目次

---

手話言語法を制定することの意見書 .....	1
なぜ、今、「手話言語法」が必要なのか? .....	2
「手話」を「言語」として保障することの意味は? .....	5
「手話言語法」の目的は何か? .....	7
「手話言語法」の構成はどのようなものか? .....	7
「手話言語法」に規定する用語について .....	8

---

日本手話言語法案 .....	12
----------------	----

---

国内調査報告 .....	16
本調査の目的および経緯 .....	16
研究1：国内における差別事例の収集及びその類型化 .....	17
研究2：東日本大震災によってろう者が直面した 初動における問題状況についての分析 .....	25
研究3：東日本大震災でろう者が直面した問題状況の類型化 .....	32

---

海外調査報告 .....	44
調査方法 .....	46
ニュージーランド現地調査 .....	48
欧州現地調査 .....	55
・欧州ろう連合 .....	56
・フィンランド .....	58
・ハンガリー .....	69
・欧州ろう連合事務総長及び欧州議会議員へのインタビュー記録 .....	77

---

5つの権利を考える .....	96
～国内調査と海外調査から見えてきたこと～	

---

手話言語法（仮称）制定推進委員会の会議報告 .....	99
-----------------------------	----

---

フォーラム報告 .....	107
---------------	-----

---



## はじめに

2006年12月13日に第61回国連総会において採択された「障害者権利条約」に日本政府は2007年に署名し、現在、国内では批准を前提にした国内法の見直しや整備が行われています。

その法整備作業の根幹として、障害者基本法が2011年の夏に改正され、公布された改正法、第3条三には「言語（手話を含む。）」と日本で初めて手話の言語性が法律で規定されました。

この機会に、言語と認められない為に生じている様々な権利の剥奪や差別を明らかにし、手話はジェスチャーや身振りではなく「言語である」ことを多くに知らせ、ろう者のおかれた状況を改善していきたいと2010年より日本財団様より多大なるご支援・協力をいただき手話言語法（仮称）制定推進事業を開始しました。

これは、2年間、国内はもちろん諸外国の例も含めて調査・研究の結果報告です。

この報告書が、ろう者を取り巻く社会や状況に関心を持っていただく契機となりひいてはこの報告書の研究成果が多くの関係の方々に活用されることにより我が国における「手話言語法」実現への推進の第一歩になれば幸いです。

手話言語法（仮称）制定推進事業  
研究委員会  
委員長 石野 富志三郎



## 手話言語法を制定することの意見書

### はじめに

財団法人全日本ろうあ連盟（以下、連盟）は、手話に関する法律の制定をめざして、連盟と関係する団体や研究者、教育者等に協力を求め、日本財団の助成で手話言語法制定推進事業（以下、推進事業）を立ち上げました。そして、手話に関する資料の収集、海外における手話関連の法律の調査、国内の実態調査を行い、我が国における手話言語に関する法制度をどのように構築していくかを、審議してきました。

連盟は、手話によるコミュニケーションや情報提供が保障される環境を実現するために、60年以上もの間、運動を続けてきた歴史があります。我が国最初のろう教育は、1878年（明治11年）に京都で始まり、大正、昭和の時代を経て、百校を超えるまでになりましたが、そうしたろう学校の同窓会を母体として、ろう者の集団や全国組織が結成されたことが、手話の社会的認知を国政に提起する大きな原動力となりました。

しかし、ろう者が「オシ」「ツンボ」と蔑まれていた時代から、手話に関する法律の制定が検討されるようになる今日までの道のりは、平坦なものではありませんでした。まず、ろう教育の現場では、1920年（大正9年）代以降、手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校で意図的に排除されてきました。それでも、ろう学校の児童や生徒、卒業生は、互いのコミュニケーションにおいて、手話を使い続けてきました。手話の使用が厳しく抑圧される状況においてなお、手話が維持され、発展してきた歴史は、人間の持つ言語獲得に対する本能的渴望を示すものでもあります。しかしながら、手話の獲得は、ろう教育において後回しにされ、ろう者は長い間、手話を使うことに引け目を感じなければなりません。

また、連盟の運動は、日本社会の障害者観や障害者福祉施策の影響も大きく受けました。諸外国に比べても、我が国では障害者に対する差別や偏見が強く見られ、それは手話やろう者への蔑視、極端な口話教育偏重にもつながっていました。当連盟は、そのような中で、差別の壁を超えてろう者が社会参加できる社会を作るべく、運動を展開する方向へと向かいました。また、戦後に始まった日本の障害者福祉施策は、傷痍軍人等の優遇を主な目的としていたため、身心に障害のある人の人間としての尊厳や基本的人権を保障するという視点が欠けていました。そのため、「手話によるコミュニケーション」も障害者福祉施策の一つとしてしか理解されず、基本的人権として保障される必要性が認識されない状態が長く続きました。

さらに、日本では多民族・多言語国家のように言語や文化の多様性が意識されにくかったということも、言語としての手話の認知が遅れた大きな要因となりました。手話は言語領域の施策としてではなく、障害者福祉の領域に偏って扱われてきたのです。

こうした背景から、当連盟は、障害者福祉施策の充実にエネルギーを注いできました。その一環として全国的に展開した手話通訳養成事業、手話通訳派遣事業、手話通訳設置事業は、地域行政による手話講習会の開催や手話サークルの広がりをもたらし、諸外国には例のないほど、手話を学ぶ国民が増える結果となりました。また、差別に対する当連盟の運動は、障害を欠格事由にした法律の改正につながり、ろう者の職業選択の幅は広がりました。自動車運転免許の取得や自らの財産管理もできるようになりました。

以上のように、当連盟は、当事者運動を展開して福祉分野での取り組みは拡大してきましたが、司法、立法、行政、医療、教育等のあらゆる分野で手話によるコミュニケーションと情報提供が保障されるためには、やはり、手話は言語であるということを強く訴えていく必要があります。聞こえないということは、聞こえる人が当たり前に行なっている音声言語のコミュニケーションをすることが難しいという意味なのです。人とつながり、学校で学び、家庭や職場、地域で人間関係を築いて役割を果たしていくためには、断片的なコミュニケーション方法ではなく、言語が必要です。ろう者の場合には、100%認識できる言語は視覚機能を利用した言語である手話であり、ろう者が人間として基本的人権を保障されるために、言語として手話を使える環境が法的に整えられていくことが求められます。

## なぜ、今、「手話言語法」が必要なのか？

### ①障害者権利条約批准のための国内法整備の必要性

国際連合では、障害者に対する権利保障を強化するために、障害者の権利宣言（1975年、昭和50年）、障害者に関する世界行動計画（1982年、昭和57年）、障害者の機会均等化に関する基準規則（1993年、平成5年）の制定などの形で様々な取り組みがなされてきました。しかし、これらは政治的・道義的ガイドラインにとどまっており、一層の実効性を求めて、法的拘束力のある条約制定を求める声が高まってきました。これに応え、国際連合では2001年（平成13年）に特別委員会が設置され、条約案たたき台の作成、様々な政府間交渉を経て、2006年（平成18年）12月13日に国連総会において障害者権利条約（以下、権利条約と称す）が採択されるに至りました。その後、20か国以上の批准を得て、権利条約は2008年（平成20年）5月3日に発効しました。

ろう者にとって重要なのは、手話が言語に含まれることが明記されたということです。権利条約の第二条では、「言語」を次のように定義しています。

「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」

さらに、同じ第二条において「意思疎通」という言葉を、「言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉、朗読者による意思疎通その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式

(利用可能な情報通信技術を含む。)をいう。」と定義し、次に見るとおり、「言語」あるいは「意思疎通」に関して様々な権利を定めています。

まず、権利条約第二十一条<sup>\*1</sup>では、「意思疎通」についての規定が設けられ、障害者に対する表現及び意見の自由並びに情報へのアクセスを保障しています。これは、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

また、権利条約第二十二条<sup>\*2</sup>では、「意思疎通」に関するプライバシーの尊重が謳われています。これは、「手話を守る」権利に関わる規定といえます。

次に、権利条約第二十四条3項<sup>\*3</sup>では、教育分野において、(1)障害者が補助的・代替的な「意思疎通」手段・様式の習得が容易になるような措置をとるとともに、(2)手話の習得、ろう者コミュニティの「言語」的アイデンティティの促進を容易にし、(3)ろう者個人にとって最も適当な「言語」、あるいは最も適当な「意思疎通」形態・手段を用いて、かつ、学問的・社会的な発達を最大にする環境において教育を行うことを締約国に義務づけています。これは、「手話を獲得する」権利、「手話で学ぶ」権利に関わる規定といえます。

さらに、同じ第二十四条4項<sup>\*4</sup>では、「手話」について能力を有する教員を雇用し、また、教育のすべての段階に従事する専門家、職員に対して、適当な「意思疎通」の補助的・代替的形態・手段・様式に関するものも含めた研修を行うことを締約国に義務づけています。これも、「手話を獲得する」権利、「手話で学ぶ」権利に関わる規定といえます。

また、権利条約第三十条4項<sup>\*5</sup>は、障害者は、手話やろう者文化を含む独自の文化的・言語的アイデンティティの承認・支持を受ける権利を享有することを明らかにしています。これは、「手話を学ぶ」権利、「手話を守る」権利に関わる規定といえます。

このほか、権利条約第二条では、「合理的配慮」を否定することは「障害を理由とする差別」に該当すると明記しています。この「合理的配慮」には手話通訳者の配置も含まれています。これは、「手話で学ぶ」権利、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。日本国は、2007年(平成19年)9月28日に権利条約に署名していますが、批准はしておらず、未だに権利条約に従う法的義務が発生していないのが現状です。このため、日本国政府は、権利条約の批准にあたり必要な国内法の整備等を目的として、同年12月8日、内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、権利条約批准に対応した国内法の整備を図っています。

権利条約では、上記のとおり「言語」に関連して様々な規定を置いていますので、手話言語に関する権利を保障していくためには、権利条約の各規定に対応した国内法の整備が必要です。その一環として、手話言語法の制定が求められています。

## ②改正障害者基本法に基づいた法整備

上記のとおり日本国政府は、内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置していますが、これに加えて障害者施策に関する意見を求めるために、内閣府は、同月15日に、障がい者

制度改革推進会議を設置しました。同会議での審議の結果、2010年（平成22年）6月7日には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が、同年12月17日には、障害者基本法改正に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」が発表され、障害者の人権保障のあり方が詳細かつ強力に打ち出されました。この後、紆余曲折があり、第二次意見の内容は一部しか反映されない結果となりましたが、2011年（平成23年）7月29日に障害者基本法が改正され、同年8月5日に公布・施行されました。

この改正障害者基本法第三条<sup>\*6</sup>では、「言語」に関しての規定が設けられ、手話は言語に含まれることが明記されています。

これに加えて、言語を含む「意思疎通のための手段」については、選択の機会が確保されなければならないという規定も置かれています。これは、「手話で学ぶ」権利、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

改正障害者基本法第二十二条第1項<sup>\*7</sup>は、言語を含む「意思疎通」について規定を設けて、障害者が利用しやすい情報通信機器を普及し、電話を含む電気通信・テレビを含む放送を障害者が利用しやすいようにし、また、手話通訳者を含む意思疎通仲介者の養成・派遣が可能となるような施策を行うことを、国や地方公共団体に義務づけています。また、同条第2項<sup>\*7</sup>は国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、同条第3項<sup>\*7</sup>は事業者に対して情報バリアフリーの実現に努めることを義務づけています。これらは、「手話で学ぶ」権利、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

また、改正障害者基本法第二十九条<sup>\*8</sup>では、司法手続においても「意思疎通」の手段を確保するよう配慮しなければならないと規定されています。これは、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

このほか、改正障害者基本法第四条第1項<sup>\*9</sup>は障害者に対する差別禁止が明記され、第2項<sup>\*9</sup>では合理的配慮の規定が置かれました。これは、「手話で学ぶ」権利、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

上記のとおり、改正障害者基本法にも「言語」に関連して様々な規定が設けられていますが、これらの諸規定だけでは、手話言語に係る権利を十分に保障したとはいえないので、さらなる規定の整備が求められます。その一環として手話言語法の制定が求められています。

### ③ろう教育における手話の言語としての認知

また、ろう教育の場面でも手話を言語として認知していく動きが強くなっています。2010年（平成22年）7月にカナダ・バンクーバーで開催された第11回聴覚障害教育国際会議では、1880年にミラノで開催された同会議における「ろう教育から手話を排除する」という内容の決議が撤廃され、ろう者が教育を受ける上で、手話は重要な手段であると正式に認められました。約130年前のミラノ会議以来、私たちろう者は、手話を学ぶこと、

手話で学ぶこと、さらには手話を使うことも否定されてきましたが、カナダ・バンクーバー会議で手話が言語として正式に認められたことは、我が国のろう教育の改革にも大きな前進をもたらすと考えられます。日本のろう教育では、以前に比べて手話の使用が認められてきていますが、手話の習得は日本語を習得した後でかまわないとの考え方も、依然として強くあります。しかし、音声でのコミュニケーションが難しいからこそ、ろう教育を必要とするろう児にとって、手話は、人間関係や知識を深める上でも重要な役割を果たす言語です。「手話を獲得する」権利、「手話で学ぶ」権利は保障されなくてはなりません。そのため、教育の分野でも手話を用いることを定めた手話言語法が必要とされています。

以上の理由により、我が国においても諸外国と同じように手話言語法の必要性を提言します。

### 「手話」を「言語」として保障することの意味は？

世界ろう連盟は、「言語」を次のように定義しています。「物、動き〔行動〕、概念、状態などを表現するために系統的に使用される音声、サイン、書記記号などであり、特定の言語的集団〔コミュニティ〕のメンバーにより共通に用いられ、共通に理解される」もの（世界ろう者連盟2004b）。これを前提として「手話」について、世界ろう者連盟は次のように述べています。「手話は、豊かな統語構造と文法体系をもつ言語であり、単なる『コミュニケーション方法』あるいは『コミュニケーション様式』ではない。」このように手話は言語学的な観点からみて、「言語」であるとされ、手話使用者は言語的少数者として位置付けられています。ろう者は、その言語に関する権利が保障され、生活のあらゆる場面において、手話及び手話の使用が認められ、尊重されるようになってこそ、全ての権利が享有できたとと言えます（世界ろう者連盟2004a）。しかしながら、わが国においては、手話言語に関する権利が十分に保障されているとはいえません。手話を言語として保障することは、次の5つの権利を保障することを意味します。以下順を追って説明します。

#### （1）手話を獲得する

ろう者が手話を獲得・習得するには、ろう者の家族や身近な人たちに、手話に関する十分な情報提供とろう者が手話を獲得・習得していくための環境（教育の場）が保障されていなければなりません。

手話を獲得・習得していることが、次の4つの権利を保障する大前提であるとともに、次の4つの権利を保障することがこの「手話を獲得する」環境を作っていくために極めて重要なものと位置づけられます。したがって、「5つの権利」を描いた「権利の木」のうち、もっとも重要な「幹」の部分には、「手話を獲得する」権利をあてはめています。

手話を獲得する上では、ろう者の家族、特に親（保護者）への支援が重要です。ろう児をどのように育てるかは親が決めることですが、その為には判断材料、特に手話の必要性

に関する情報の提供が十分に保障され、相談できる適切な機関が整備される必要があります。手話を最初に言語として獲得することの重要性は多くの研究成果から明らかにされており、これらの情報を適切に提供できるかが問われます。

## (2) 手話で学ぶ

ろう者がさまざまな知識を学ぶためには、手話に熟達した教員が授業をすること（直接アクセス）と、地域の学校あるいは高等教育機関等で必要な場合に手話通訳が用意あるいは配置されている（間接アクセス）必要があります。

ろう学生を受け入れ情報保障を整備している大学等の高等教育機関は徐々に増えました。一方で手話通訳を依頼しても断られてしまうことはまだあります。学ぶ権利はすべての学生に保障されるべきですが、現状では聴こえないことに対する理解が十分ではありません。そういった状況は一刻も早く解決されなければなりません。

## (3) 手話を学ぶ

ろう者が使用する手話について、より理解を深めることができる環境が用意されていることが必要です。

通常の学校では、日本語を学ぶ教科として「国語」があり、そこで日本語の文法、日本文学等日本語による文化を学ぶことができます。しかし、ろう学校では、自立活動の時間帯に手話を学ぶ機会を設けている学校はありますが、カリキュラムとして体系的に、豊かな文法体系をもつ手話を学ぶ時間はありません。手話による文化を学ぶことによって、ろう者の言語能力、コミュニケーション能力を高めていくことが必要です。そのことがろう者としての誇りをもって現代社会において生きる力を醸成することになります。

## (4) 手話を使う

ろう者が手話を使える場（直接アクセス）と、手話通訳者を介して一般社会とコミュニケーションできるシステム（間接アクセス）が必要です。

現状では、日常生活のあらゆる場面で手話が使用できる環境になっていません。高齢のろう者が入所している施設では、手話のできる職員がいないため孤立する場面が多く見られます。また、ろう者のことをよく知らない人から、音声によるスピーチやカラオケを強要されたりすることもあります。ろう学校でろうの教員のための手話通訳が整備されず、職員会議等の内容が十分に把握できなかったという報告を聞くことがあります。また保護者に対する情報やコミュニケーション保障も十分ではありません。

手話を使用する環境が保障されるようになると、ろう児をもつ保護者も安心して手話を第一言語として獲得させる判断を得ることにもなります。手話を使用する環境を整備することは、手話を獲得する環境整備にもつながります。

## (5) 手話を守る

手話も言語として普及・保存・研究されることが必要です。さらにろう者自身が手話を伝承していくことや、ろう者、きこえる人を問わず、容易に手話に接することが出来る環境づくりも大事なこととなります。

手話に関する科学研究、またその研究体制はまだ不十分で、多くは個人の強い関心と努力に依存しているのが現状です。それは日本語等の音声言語が公的機関で収集、整理、保存、研究等の努力がはらわれていることとは大きく異なります。今後の手話の発展を図るために、日本語と同程度の体制で研究される必要があります。それは、教育機関においても同様であり、福祉機関、医療機関と連携して幅広く手話研究を進める必要があります。

### 「手話言語法」の目的は何か？

我々の考える手話言語法とは、改正障害者基本法から踏み込み、手話の認知をより確かなものにし、手話言語に関する権利をより実効性を持って保障していくための法律です。

ろう者が、家庭・学校・地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使い、手話による豊かな文化を享受できる社会の実現を目指していかなければなりません。そのために、手話の獲得、手話の習得、手話の使用等に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策（教育、子ども家庭福祉、通信、公共施設、政治参加、司法手続き、労働、雇用、民間施設、放送、文化、スポーツ等）の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

また、日本手話言語とは、日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間性の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを定める必要があります。

### 「手話言語法」の構成はどのようなものか？

我が国で制定を求める手話言語法では、今までに述べた五つの権利（手話を獲得する権利、手話で学ぶ権利、手話を学ぶ権利、手話を使う権利、手話を守る）の考えに沿って、次の通りの構成とします。第1章「総則」、第2章「手話言語の獲得及び習得」、第3章「手話の使用」、第4章「手話通訳制度」、第5章「手話言語審議会」、第6章「雑則」と六つの構成にします。

#### 1. 総則

総則において、目的、定義、国及び地方公共団体の責務、障害者基本計画等を定めます。

#### 2. 手話言語の獲得及び習得

手話言語の獲得及び手話言語の習得について具体的に言及します。

### 3. 手話の使用

手話の使用については、教育、通信、公共施設、政治参加、司法手続き、労働及び雇用、民間施設等、放送、文化及びスポーツについて具体的に言及します。

### 4. 手話通訳制度

手話通訳制度では、手話通訳制度について具体的に言及します。

### 5. 手話審議会等

この章では、手話審議会、手話研究所について具体的に言及します。

### 6. 雑則

この章は、手話の日、国際交流について言及します。

#### 「手話言語法」に規定する用語について

##### ①「日本手話言語」＝「手話」

音声言語と対比できるように「手話語」または「手語」を使用することの意見も出されましたが、我が国における手話への認知が広く行き渡っているためここでは「手話」を使用することとします。なお、中国では「手語」を使用しており、韓国も「手語」の使用を検討しております。

##### ②「ろう者」

障害者権利条約では社会モデルに準拠した考えから「d e a f」が用いられています。ここでは医学モデルである「聴覚障害者」ではなく文化的モデルの要素も取り入れて、「ろう者」を使用するものとします。なお、政府の公定訳案では「聾者」、長瀬・川島訳においても日本語訳では「ろう者」を使用しています。

##### ③「ろう児（乳幼児を含む）」

上記「ろう者」の子ども、児童、生徒を対象として、これらの総称として「ろう児」を使用します。

## ※1 権利条約第二十一条

「締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（他の者と平等に情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他のすべての利用可能な意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。
- (c) 一般公衆に対してサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間の団体が情報及びサービスを障害者にとって利用可能又は使用可能な様式で提供するように要請すること。
- (d) マスメディア（インターネットを通じて情報を提供する者を含む。）がそのサービスを障害者にとって利用可能なものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を認め、及び促進すること。」これは、「手話を使う」権利に関わる規定といえます。

## ※2 権利条約第二十二条

「第二十二条 プライバシーの尊重 1項 いかなる障害者も、居住地又は居住施設のいかなる問わす、そのプライバシー、家族、住居又は通信その他の形態の意思疎通に対して恣意的に又は不法に干渉されず、また、名誉及び信用を不法に攻撃されない。障害者は、このような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。」

## ※3 権利条約第二十四条3項

「第二十四条 教育 3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。(b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。(c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者（特に児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」

※4 権利条約第二十四条4項

「4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育のすべての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。」

※5 権利条約第三十条4項

「第三十条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加 4 障害者は、他の者と平等に、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及びろう者の文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。」

※6 改正障害者基本法第三条

「（地域社会における共生等）第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。…三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」

※7 改正障害者基本法第二十二条第1項

「（情報の利用におけるバリアフリー化等）第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。」

※8 改正障害者基本法

「(司法手続における配慮等) 第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。」

※9 改正障害者基本法第四条第1項

「(差別の禁止) 第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」

# 日本手話言語法案

## 第一章 総則

(目的)

### 第1条

この法律は、日本手話言語（以下「手話」という。）を、日本語と同等の言語として認知し、もってろう者が、家庭、学校、地域社会その他のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み手話による豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、習得及び使用に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

(定義)

### 第2条

この法律において、「日本手話言語」とは、日本のろう者が、自ら生活を営むために使用している、独自の言語体系を有する言語を指し、豊かな人間の涵養及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

### 第3条

国及び地方公共団体は、第1条の目的の達成を遂行するため、ろう者が手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(障害者基本計画等)

### 第4条

政府は、障害がある者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」をいう。）を策定するなかで、ろう者が、手話を使用して豊かな生活を営むことができるよう手話の言語活動及び文化振興に関する総合的な施策に関する計画を策定しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者基本計画において、手話の言語活動及び文化振興に関する施策を策定し実施するにあたっては、手話審議会の意見を聴かなければならない。

## 第二章 手話言語の獲得及び習得

(手話の獲得)

### 第5条

ろう児（乳幼児を含む。）は、手話を獲得する機会が保障される。

2 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）、その保護者及び家族に、手話及び日本語の言語に関する能力（以下「言語能力」という。）の涵養の観点から必要な情報を、提供しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児（乳幼児を含む。）の手話の獲得を選択する保護者及び家族に対し、必要な支援を行う。

(手話の習得)

### 第6条

ろう児（乳幼児を含む。）は、手話の言語能力及び言語文化の理解を深めるために、発達段階に応じて手話を学習する機会が保障される。

2 国は、学校教育法に定める学習指導要領に手話の位置づけを策定し、ろう児を対象にした特別支援学校等においては必須教科とする。

3 前項において、ろう児が、特別支援学校以外に在籍している場合は、手話の学習に関する必要な措置を講じる。

4 国及び地方公共団体は、日本語獲得後に失聴した者に、意思疎通の手段として手話を学習する機会を提供しなければならない。

5 国及び地方公共団体は、日本語による文字情報を手話に翻訳された映像を、学習教材として提供できるように努めなければならない。

### 第三章 手話の使用

(教育)

#### 第7条

ろう児・者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく教育を受ける権利を有し、手話で教育を受ける機会が保障される。

2 教育機関等は、ろう児・者の学習環境を整備し、手話を習得した教職員又は手話通訳者を必要に応じて配置しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児が教育機関等において手話を用いて教育を受けることが適切である場合は、教育機関等が必要な支援と合理的配慮を行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ろう児(乳幼児を含む。)を対象とした特別支援教育等)

#### 第8条

国は、ろう児(乳幼児を含む。)の療育及び教育について、手話及び日本語の二つの言語による教育を推進することが望ましい。

2 ろう児(乳幼児を含む。)を対象にした特別支援学校等は、言語及び意思疎通の能力の発達向上のために、ろう児(乳幼児を含む。)の集団生活及び行動において自由に手話を使用できる環境を整備しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、ろう児を対象にした特別支援学校において、手話の言語能力の向上及びろう児の人格形成を促進するため、手話を使用するろう者である教職員の配置を促進しなければならない。

4 大学等の教員養成機関では、ろう児の手話の言語能力の向上及び人格形成の指導ができる教員を養成するため、特別支援学校免許(聴覚障害)の免許取得の過程において、手話を十分に習得できるカリキュラムを作成しなければならない。

(通信)

#### 第9条

ろう者は、手話を用いて直接的な通信の役務を提供すること、並びに通訳を介した間接的な通信の役務の提供を受ける機会が保障される。

2 通信役務を提供する事業者等は、ろう者が手話で通信の役務の提供を行えるよう、並びにろう者が手話を的確に受信できるよう、適切な環境を整備しなければならない。

(公共施設等)

#### 第10条

国及び地方公共団体は、自己の機能及び権限を行使し、公共事業者が提供する役務の利用促進及び市民に対する情報を提供するにあたり、日本語のほか手話を使用しなければならない。

2 ろう者は、公共事業者の提供する役務の利用又は行政手続きにあたり、手話の使用を選択することができる。

3 国及び地方公共団体は、国民に対して行う情報の提供にあたり、ろう者にも手話通訳を介して同等に情報が提供されるよう施策を講じなければならない。

(政治参加)

#### 第11条

国及び地方公共団体は、ろう者が、手話を用いて、国政又は地方自治に関する選挙(被選挙を含む)、住民投票、住民の直接請求、請願、公の議会等における参加及び傍聴、情報の受信及び発信を行うことができるようにしなければならない。

2 ろう者は、政治に参加するため、手話を選択し、使用する機会が保障される。

3 国及び地方公共団体は、政治に関するあらゆる情報が、ろう者に手話で提供されるよう施策を講じなければならない。

(司法手続)

#### 第12条

ろう者は、裁判所において裁判を受ける際、又は司法手続に参加若しくは傍聴することを含むすべての司法関係手続(捜査段階から刑の執行終了までを含む。)において認められた基本的人権を享有し、手話を使用

する機会が保障される。

2 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、手話を選択して司法関係手続に参加することを知り得た場合は、直ちに手話通訳を配置しなければならない。

3 警察、検察及び裁判所は、ろう者が、日本語の文字で表現されている書面に代えて、手話による映像翻訳の提供を希望した場合は、それを提供しなければならない。

(労働及び雇用)

第 13 条

ろう者は、その障害に基づく差別を受けることなく、等しく働く権利を有し、その者が従事する職場等で手話を使用する機会が保障される。

2 事業主は、ろう者である従業員が、継続的に働けるよう環境整備及び合理的配慮を含む支援を行い、手話通訳者を配置するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業主が必要な支援と合理的配慮を行うために必要な措置を講じなければならない。

(民間施設等)

第 14 条

ろう者は、その障害に基づく差別をうけることなく、民間施設等あらゆる場面において手話を使用する機会が保障される。

2 保健及び医療分野においては、ろう者は保健及び医療に関する情報及び自己決定の機会を、障害のない者と等しく保障される。これを実施するため、医療保健機関等は、手話通訳者を配置しなければならない。

3 ろう者に接触の可能性がある専門職（医師、言語聴覚士等を含む。）は、その養成過程において、手話の学習を義務づけられる。

4 商業及び商業役務の分野においては、手話を使用する消費者の権利を保障するため、適切な手話が提供できる環境の提供に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、手話を使用するろう者に、民間施設等において必要な支援と合理的配慮を提供できるよう、必要な施策を講じなければならない。

(放送)

第 15 条

公共放送及び民間放送機関は、ろう者が障害に基づく差別をうけることなく、障害のない者と等しく放送を視聴することができるよう、すべての放送番組において手話による提供を行わなければならない。

2 公共放送及び民間放送機関は、手話番組及び手話付き番組の開発に努めなければならない。

3 国は、公共放送機関及び民間放送機関等が、ろう者に対して必要な支援と合理的配慮を行うための施策を講じなければならない。

(文化及びスポーツ)

第 16 条

国及び地方公共団体は、手話による文化、芸術活動及びスポーツ活動の発展を奨励する施策を講じなければならない。

## 第四章 手話通訳制度

(手話通訳制度)

第 17 条

ろう者は、社会参加をするにあたり、手話通訳を利用料負担することなく利用する機会が保証される。

2 厚生労働大臣が別に定める基準を満たす施設には、期限の定めなく雇用された手話通訳者が配置される。

3 雇用により配置することが困難な場合は、総合福祉法で定められた地域生活支援事業において登録された手話通訳者の派遣により配置する。

4 手話通訳者の養成及び資格認定は、厚生労働大臣が別に定めるところにより実施する。

5 その他手話通訳制度において必要とされる施策

## 第五章 手話審議会等

(手話審議会)

### 第18条

手話の発展、普及及び促進のため、国及び地方公共団体が実施する手話言語計画及び施策に係る主要事項を審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べるために、内閣府に手話審議会を置く。

2 手話審議会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 手話の発展、普及及び促進のための手話言語計画策定に関する事項
- 二 手話言語計画及び施策の実施状況の監視及び勧告に関する事項
- 三 手話通訳制度に関する事項
- 四 その他必要とする事項

3 手話審議会は、手話学、教育学及び関連分野の専門家並びに手話を使用するろう者が構成する団体の代表によって構成される。

4 手話審議会の議事録等は、手話及び日本語で記録され、手話の映像及び日本語により国民に開示される。

(手話研究所)

### 第19条

手話の発展、使用、普及及び促進のための持続的研究及び調査のために手話研究所を設置する。

2 手話研究所は、次の各号の事項を実施する。

- 一 手話の調査、研究、確定及び普及
- 二 手話の教科の開発
- 三 手話能力の評価方法の開発
- 四 手話に関する情報の収集
- 五 その他必要とする事項

## 第六章 雑則

(手話の日)

### 第20条

国民に広く手話及び手話文化についての関心と理解を深めるようにするため、手話の日を設ける。

2 手話の日は、〇月〇日とする。

3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(国際交流)

### 第21条

国は、できる限り多様な国の手話文化が国民に提供されるようにするとともに、我が国の手話文化を広く海外に紹介するために、我が国の手話の翻訳の支援、並びに外国の手話の出版物及び映像の翻訳支援を行い、国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

## 国内調査報告

### 本調査の目的および経緯

手話言語法（仮称）の制定に向け、①なぜ日本においてそれが必要なのか、そして②なぜ今必要なのか、③手話に関してどのような権利保障が求められるのかを明らかにしておくかなければならない。そのためには、これまで日本において、手話をめぐるどのような差別（権利侵害）が行われてきたのかを事例を丹念に明らかにし、その差別事例の分類作業を通じて、手話に関する権利を類型化する作業が必要であると考えた。そこで本研究では、①文書資料、②ヒアリング、③アンケートにより、手話をめぐる国内の差別事例の実態調査を行うこととして、本調査チームの活動はスタートした。

しかしながら、奇しくも聴覚障害研究者 2 名が本調査の分析作業のミーティングを仙台で行ったまさにその日に、東日本大震災が発生した。そのため、仙台在住の松崎委員は、以後、本調査の分析作業から離れ、震災対応を優先することとなり、国内の差別事例の実態調査については、震災後の分析、分類作業は金澤委員と甲斐委員とが中心となって進めた。

それと同時に、国内調査を進めるまさにそのタイミングで発生した災害において、「情報障害」である聴覚障害者がどのような状況下におかれるか、ということそのものが、本事業において見逃すことのできない貴重な差別事例収集の「生きた材料」とあると考えた。そこで、「国内調査」を3つのパートに分け、1)当初から予定していた差別事例収集に加え、2)仙台に出張した際に聴覚障害者の立場で被災し、情報不足の中で避難所生活を過ごし、山形経由で東京に戻る経験をする事となった甲斐委員は、震災発生の初動時に、自身が一被災聴覚障害者として被った情報差別の状況を分析する役割を担い、また、3)仙台在住である松崎委員は、自身も聴覚障害当事者でありながら、かつ、宮城を中心に東北地区の被災者支援活動を進めた立場として、初動およびその後の情報差別の状況について分析する役割を担う形で、調査を分担する方法と採った。

## 研究 1 : 国内における差別事例の収集及びその類型化

### 1. 方法

(1) 調査期間：2010年12月から2012年1月

(2) 調査チームの編成：以下の編成により、調査を実施した。

- ・研究デザインおよび分析作業：健聴の研究者1名（金澤委員）と聴覚障害を有する研究者2名（松崎委員、甲斐委員）

- ・事例収集作業：連盟理事である西滝委員と松本委員が中心となり、資料収集、ヒアリング対象の選定を進めた。

分析作業やアンケート項目の吟味などは、国内調査チーム全員で検討を重ねた。

(3) 収集手続き：以下の①～③により、事例収集を行った。

①全国手話通訳問題研究会調査、日本聴力障害新聞、ろう教育の明日を考える全国討論集会報告書、聴覚障害関係書籍、全日本ろうあ連盟評議員会資料などに掲載された事例から収集。

#### \*差別事例収集における基本方針

何をもって手話に関する差別と見なすか、そしてそれがどのような性質を有しているのかは、事例収集を実際に行い、分類作業をするなかで明らかになることといえる。例えば「会社でなかなか昇進できない」という事例は、一見、手話に関する差別かどうかの判断はつかないものであるし、勤務態度等の本人の問題である可能性も否定できない。しかしその一方で、実はその会社には多くの研修が用意されていながら、それには手話通訳がついていない可能性もある。さらには勤務態度という一見本人の問題のように見える中にも、実はその会社で求められる社内ルールが文書化されておらず、情報として聴覚障害者に伝わっていなかった可能性もある。

そのため、事例収集にあっては、手話に関する差別かどうかの判断がつきにくいグレーゾーンの事例も含め、ひとまずは広く聴覚障害者に関わる差別事例を収集した。

②聾者への個別ヒアリング（具体的に例示。近畿の聴覚障害学生のネットワークの利用など。）

③2011年度に開催した手話言語法フォーラム（仮称）等での参加者へのアンケート（P40～43参照）

#### \*ヒアリングおよびアンケートの基本方針

本調査は、いわゆる統計的に処理する「量的調査」ではなく、個別的な経験者固有の事例を収集する作業として行った。そのため、固有経験を思い出すための「呼び水」として、差別事例の例示を先行して提示した。

また、単に「差別を受けた経験を答えて下さい」といった抽象度の高い質問内容を提示

した場合、回答もまた、「口話訓練が厳しかった」「先生が厳しかった」といった具体性に欠けたものとなる可能性が高いと考えた。加えて回答者が書記日本語が不得手の聾者である可能性も考慮し、国内差別事例調査チーム内で、回答者にこちらの意図が十分に伝わるよう、先行提示する差別事例の精査と質問文の作成に入念に協議を重ねた。

#### (4) 分析手続き：

基本的に川喜田（1967、1970）のKJ法を用いて分類した。

- ・収集した差別事例の中から、手話そのものに関する事例を抽出し、それらを直接的差別事例とし、それ以外の差別事例を間接的差別事例とした（一次作業）。
- ・次に、直接的差別事例をさらに意味のまとまりを成すもの同士に分類した（二次作業）。ある程度のカテゴリーが得られたところでそれぞれの意味付けを反映したラベル付けを作成した。これらの手順を繰り返し、分類作業を行った。

## 2. 分析結果

### (1) 手話に関する事例の類型化

収集した差別事例は1,214事例であった。そして、分析の二次作業の結果、以下の5つのカテゴリーに分類された。

「手話を獲得する」

「手話で学ぶ（手話言語話者から直接学ぶ、手話通訳を利用して学ぶ）」

「手話を学ぶ（自分の使用する言語について理解を深める）」

「手話を使う（手話話者と話す、手話通訳を利用する）」

「手話を守る（保存する、普及する、研究する）」

これらをもって、手話に関する『5つの権利』とした。

その上で、分類された個別事例と分類項目であるそれぞれの権利を対照させ、5つの権利の関係性の整理を行った。

### (2) 象徴的な差別事例

5つの権利にそって、それぞれの象徴的な差別事例は以下の通りであった。

#### ① 手話を獲得する

この問題を考える上で重要なことは、聾の子供をもつ親の9割は聴覚障害者ではないということである。そのため、手話という言語は、親世代から子世代に伝承していくこと自体に困難さがある。たしかに聾者同士の家族の中に聾の子供が生まれた場合、手話で会話ができるし、手話を受け継ぐことができるが、それは聾児の親全体の1割にすぎない。だからこそ、聞こえる親が、いつどうやって手話と出会うかが問題となる。

そもそも「手話が自分にとって大切であり、その権利を保障してほしい」と主張できる

聾者は、手話を自分の大切な言葉、そして自分の命のように大切な言葉と思えている人たちであるが、その手話を獲得していない人はその権利の主張すらできない。その意味でも、この権利こそが、あらゆる手話に関する権利の起点になる。

具体的には、以下の観点で整理された。

a) 親が手話と出会う機会がない

医療現場において、「(聴覚障害の) 診断の際に (医療関係者側から) 手話に関する情報提供がない」あるいは「(手話について) 否定的な情報提供がされる」事例がみられた。

また、教育現場において、「聾学校教員による手話の否定」「(親が聾学校の先生に)『手話で教育をしたいなら、よその学校に行って下さい』と言われた。」などの事例がみられた。

b) 家族内でのコミュニケーションの不成立

「聞こえる親と聞こえない子どもとのコミュニケーションが通じない。しかし親のために手話を教えてくれる場所もない。」などの、家族内のディスコミュニケーションに関わる事例が多くみられた。

c) 子どもが手話と出会う機会がない

「手話を少しでも使用すると体罰を受けた」「先生の口話が読み取れないとプールに放り投げられ溺れかけた」「舌の調節ができず、口に指を突っ込まれた」などのろう学校内における手話の禁止、口話の強制に関する事例がみられた。

聾学校教員の手話のスキル、意識において、「子どもの手話が読み取れない (技術の問題)」「子ども達の前で手話を使わず音声のみで教員同士の会話がなされる (意識の問題)」などの事例が多くみられた。

聾学校を選択しないために手話に出会う機会が剥奪される、などの事例もみられた。

d) 手話を獲得できなかった聾者の問題

「聞こえない子ども同士でのコミュニケーションの不成立」「聾コミュニティ・手話に対する抵抗感」「精神的な不安定感『自分は何者か分からない』」

「相手に分かるように手話をどう表したらいいのか分からない (未就学高齢ろうあ者の問題)

「災害時のとき十分な意思疎通ができなかった (未就学聾者の問題)」「大事な話のとき手話通訳がついていても、その手話が分からない」などの事例が多くみられた。

## ②手話で学ぶ

聾児が手話を獲得しても、学校教育において手話で学ぶ環境が十分でなければ、学ぶ権利が保障されているとはいえない。そこで問われるのは、聾学校で算数や社会などの教科を学ぶときに、教師が手話ができるのかどうか、そして通常の学校を選択した場合においても、

そこで希望すれば手話通訳による情報保障が得られるのかどうかといったことである。

a) 手話による直接アクセス

聾学校において、「教科学習のはずが、用語の発音訓練になってしまう。」「学年相応の教科書にそった学習がされない」「先生は子ども達の能力が低いと判断してしまう」などの事例がみられた。

b) 手話通訳による間接アクセス

インテグレーション環境、大学の情報保障の場面において、「学力向上が妨げられる」「単純化された内容にされてしまう」などの事例がみられた。

### ③手話を学ぶ

日本の学校には「国語」があり、日本語について学びを深めることができる。すなわちその文法構造を知り、文学作品を味わい、そうした活動を通じて、自らの母国語に誇りを持つことができる。では、手話についてはどうだろうか。聾学校に算数、理科、社会科と同じように、「手話科」という授業があるだろうか。「自立活動」という領域の一部で手話についての学びの時間を設けている教員もいるが、体系的に手話を学ぶ科目はない（構造改革特区の認定を受けた「学校法人明晴学園」は例外的に教科として「手話」があり、「国語」は「日本語」となっている）。大学等の学術研究機関についても同様であり、手話の研究をする専門の研究機関もなければ、学部、学科、専攻等で手話を体系的に学べる課程もない。

それゆえ、個別の事例としては、「手話の構造（CLなど）について理解を深めたいのに、その場がない」という事例や、「ろう学校の先生が手話についての専門的（言語学的）知識がない」「国語」として日本語の文法的な学習の時間があるのに、手話には（手話の文法的な学習が）ない」などの事例がみられた。

### ④手話を使う

一方、学校の外の社会に目を向けた時、はたして、手話を使って日常生活を営む権利が保障されているといえるだろうか。手話で直接やりとりができる医療機関、行政機関、店舗がはたしてどの程度あるのか。あるいは手話通訳がどの程度保障されているのか。突然病気になり、救急車に来てもらい、病院に搬送される時、自分、あるいは家族がどんな状態で苦しんでいるのか伝えたいと思っても、相手が手話をわからないということ、あるいはそういう時に手話通訳がないということ。こうした資源がまだまだ不足している。

a) 手話ができる人材の不足（手話による直接アクセス）

「医療関係者が手話ができないうえに、緊急を要する手術の際にも同意のために手話通訳を必要とする」といった事例がみられた。

b) 手話通訳者の不足（手話による間接アクセス）

「就労場面にて手話通訳などの支援がない」「インフォーマルな場で手話通訳がない」「手話通訳現場での問題」などの事例が多くみられた。

c) 手話を選択できない

「(手話通訳があっても聞こえる側から筆談がいいと) 手話の選択を拒否される」「家族の中での手話の拒否 (家族内でコミュニケーションが成立しない)」などの事例がみられた。

### ⑤手話を守る (手話を普及し、保存し、研究する)

①から④までが個人が経験した差別事例といえるが、それに対して、組織として取り組むべき問題といえるものが、社会に根強く残る手話への誤解、偏見、無理解である。そうした問題の解決には、手話に関する正しい知識、理解の普及・啓発を組織的に進めて行く必要がある。「手話で話しているのを、酔っ払いにからかわれた」といった一般の人たちの中にある偏見の表れや、「『私の授業は抽象度が高いから、手話通訳では伝わらないだろう』と大学の授業で教員から言われた」といった、学術的なレベルでの手話への偏見、あるいは「(手話について) 研究できる場 (学部、学科、専攻) がない」という社会資源の不備への指摘もみられた。

## 3. 考察

本調査において、全国から差別事例を収集してKJ法で分析した結果、手話に関する事例は「5つの権利」に類型化された。それらの関連性を示したものがFigure1である (P24参照)。

この図に示されるように、5つの権利はそれぞれが別個に存在するのではなく、相互に関連していることに注目する必要がある。

まず、社会の中にある手話に対する誤解、偏見、言い換えれば手話についての認識度が低いことは、未だに払拭されない状況がある (「手話を守る」権利の侵害)。昭和40年に起きた「蛇の目の寿司事件」 (「新しい聴覚障害者像を求めて」編集委員会、1996) のようなことは決して過去のものとはいえず、様々な問題が引き起こされている。悲劇的なことを繰り返さないためには、手話を社会的にきちんと普及させることが重要であろう。そしてそうした偏見の1つとして、「手話は身振りみたいなもので、日本語と比べて劣っている」といった見方は、医療あるいは教育分野の専門家にも根強く残っている。それゆえ、聴覚障害が発見された時や人工内耳を勧める際に、医療関係者が保護者に投げかける言葉の中にも、手話に対する否定的な見解が含まれることになる。「人工内耳の手術をすれば手話は必要ありませんよ。使わない方がいいですよ」と説明されれば、保護者も手話はよくないものなのだと思ってしまう。あるいは逆に、うちの子には手話を使わせたいと親が思ったとしても、それは止めた方がよいと専門家から言われてしまう状況が生じてしまう。そうすると結果的に、家族内に手話もなく、そして子どもも「手話を獲得する」権利が保障されず、就学先も手話のない環境、すなわち通常の小、中学校が選択されることになる。

その結果として、当の聴覚障害者は完全に手話から離れた世界で育つことになる。社会の中で手話を使って生きていくという生き方にも否定的感情をもち、結果として、特にインテグレーション（通常学校）環境にいる子どもは、ストレスなく通じ合える環境をどこにも持たず、心理的苦しみを抱える。その後、そのまま手話の世界との接点を持たずに社会生活を営んでいく人もいるが、どこかで口話によるコミュニケーションの限界に気づく人も出てくる。例えば聴覚障害があるが手話を知らない学生が大学に入学し、大学生活の中で情報保障の必要性に気づき、自分が手話を学び、そして手話通訳をつけたいと思いはじめめるケースもある。しかし、手話がわからないから手話が学びたいと思っても、手話を学ぶ資源が十分に確保されているわけでもなく、さらには自分で手話を身につけても、大学で手話通訳が用意されていない。つまり、母語として手話を獲得する機会を得られなかった聴覚障害者が、後から手話を習得しようとする機会すらも得られず、仮に得られたとしても活用する資源が不十分だという問題である。

次に学校教育の問題はどうか。聾学校の教師の手話のスキルは十分なのかどうか。社会の偏見の反映として、聾学校において手話は必要ないと思っていれば、研修プログラムの中に組まれることもないし、個々の教員もスキルアップを図ろうとはしないだろう。意欲は高く、がんばって手話を勉強しているが、技術不足ゆえに何を言っているか子どもに伝わらなかったり、あるいは子どもの手話が読み取れなかったりした場合、その教員を責めるべきではなく、スキルアップのための社会的資源の不足も指摘できることではあるが、いずれにしても子どもが「手話で学ぶ」権利が侵害されていることには変わりはない。教師の話がわからないために授業が理解できず、結果として学力も伸びないという状況が作られていく。

では、社会的資源の不足とはどういうことか。例えば教育委員会が、あるいは聾学校が組織として、新人の聾学校の教師にどんな「研修」を用意しているだろうか。聴力検査の方法、発音指導、聴覚学習などの聴覚口話法の基本的な技術についてはベテランの教員から鍛えられるかもしれないし、初任者向けの研修として用意されているところも少なくない。では同様に、手話についての研修が聾学校であったかどうか。そしてそれは十分なものであったかどうか。そのように考えると、やはりここは教師個人の問題というのではなく、社会の中で手話で学ぶ権利が保障されていない、ということになってくるのではないか。

まして、「手話を学ぶ」ためには、十分に手話についての正しい知識を教員が持っているなければならない。では聾学校の中で、手話の文法や聾者の歴史などを教えられる教員がいるかといえば、ごく少数の例外を除けば、ほとんどいない現実がある。さらには高等教育機関、すなわち大学、短大等において「手話学科」なるものもない。されにもう1つの問題として、高等教育機関において、聾者が手話で学びたいと思っても、アカデミックな話に耐えうる手話通訳者が不足しているという点も指摘できる。そして高等教育機関における手話環境が整備されていないということは、結果的に手話に関する研究が蓄積されにくい状況を生み出すことにもなり、それが聾学校等で「手話を学ぶ」ためのベースが築かれていかないという問題に循環していくことになる。

また、研究の場でもある高等教育機関において、手話に対する偏見に基づく差別事例があったことから、手話は身振りみたいなものという誤解がまだまだ根強いことが伺える。そのような誤解を解いていくためには、手話について体系的に研究をする、きちんとした組織的な場が必要となる。

手話を獲得できなかった場合、成長とともに口話の限界にぶつかるが、手話もわからないという問題が起こる。わからないゆえに手話通訳を利用することもできないし、手話を習得したいと思ってもその方法もわからないというのがある。しかし仮にそうした環境にありながらも手話を習得できたとしても、手話通訳を利用して学習するための資源がない。資源がないから学びは深まらず、聾者の社会進出にも制約がかかる。それが結果的に、手話や聾者に対する社会の正しい認知が広がらないという問題に戻ってくる。このように、手話に関する差別的な事例は、「5つの権利」の侵害によって生じ、かつ、それぞれが相互に関連しあってより複雑・多様な問題状況を生み出しているということができる。

#### 【付記】

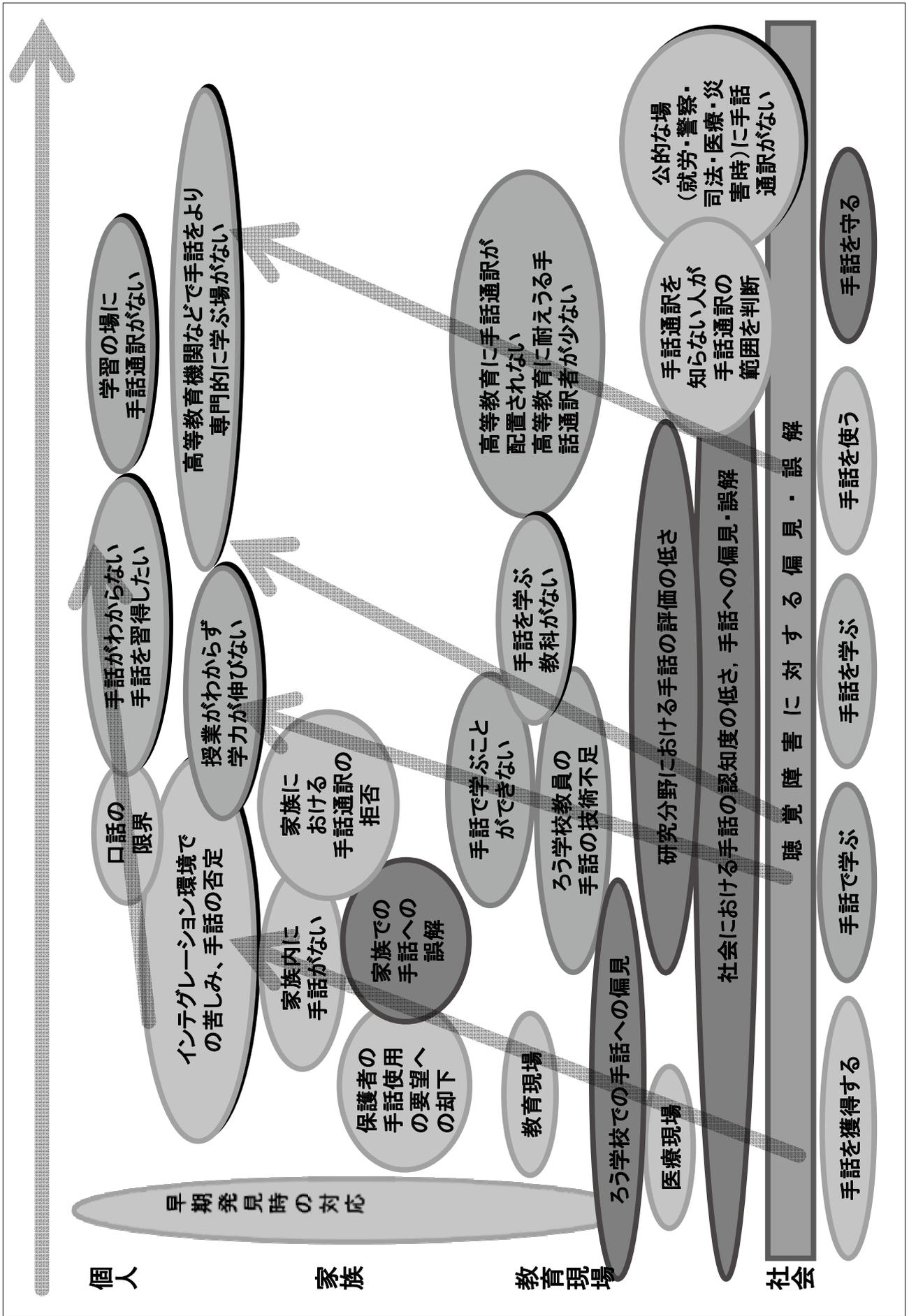
国内調査の分析において、聴覚障害学生たちの協力をいただきました。この紙面を借りて御礼を申し上げます。

#### 【文献】

川喜田二郎（1967）発想法-創造性開発のために．中央公論新社．

川喜田二郎（1970）続・発想法-KJ法の展開と応用．中央公論新社．

「新しい聴覚障害者像を求めて」編集委員会（1996）新しい聴覚障害者像を求めて．全日本ろうあ連盟出版局．



## 研究2：東日本大震災によってろう者が直面した初動における問題状況についての分析

### 1. 問題と目的

2011年3月11日に起こった東日本大震災により、ろう者は多くの問題が引き起こされた。本報告では、手話言語法制定推進委員会実務者委員が分析ミーティングで仙台に赴いたところ、東日本大震が起こり、初動時における様々な問題に直面した。そこで、被災ろう者が初動時に受ける権利剥奪としての問題点を把握することを目的とする。

### 2. 方法

2011年3月11日から3月15日までに筆者が体験したことを時系列的に記録した。

それらの記録の中から被災ろう者が初動時に受ける問題であろうと考えられる事例を抽出した。

### 3. 結果と考察

筆者が体験した記録の中から問題となった事例を抽出・整理した結果、4つのカテゴリーに分類された。

- (1) ろう者にとって重要な情報通信（携帯など）が途絶えると孤立しやすい
- (2) 初動における警報、緊急避難情報の伝達方法がない（地震速報のニュースなどに字幕がない、など）
- (3) 避難所などにおいて、情報アクセスが困難
- (4) 手話話者であるろう者にとっては、同じ手話で話し合える仲間がいないことによって孤立感が高まる

それぞれのカテゴリーの特徴的な事例をいくつかとりあげ、初動におけるろう者が直面する問題について考察した。

#### (1) ろう者にとって重要な情報通信（携帯など）が途絶えると孤立しやすい

事例1)

そのあと、Mさんの車で仙台市内に向かう。電気／ガス／水道すべてとまっている。ライフラインがストップ！！スマートフォンはなんとかツイッターができる。SMS、MMSは通じない。宮崎にいる夫にSMSを送るが届いたかどうか不明。  
(3月11日16時頃)

## 事例 2)

18 時になる。暗いのであるときには、携帯の画面の光をたよりに歩く。携帯の電波が悪く、圏外になってしまう。携帯の SMS, MMS が通じない。やっと携帯 E メールが通じるようなので、夫のパソコンに試しに送ってみる。ツイッター登録してということと交通事情を調べて、と携帯 E メール送る。届いたかどうか分からない。その直後に圏外になってしまった。ホテルの外に行ってみたが、圏外に。あれ????? どうしたんだろう??? 地下でもないし。。。何度もホテルの外に出る。でも圏外のまま。どうしたんだろう? ツイッターできない。メールもできない。状況どうやってつかめばいい??? (3 月 11 日 18 時)

## 事例 3)

近くにコンセントがあるので試しに携帯の充電器を差し込んでみるがダメだった。明かりだけついているみたいだね。携帯の電池もなくなりかけているし、携帯を充電用電池につなげる。携帯の電源も切る。グレーの公衆電話があって、みんな並んでいる。災害用伝言ダイヤルなのね。で、ろう者はどうやってやるんだ? 携帯も圏外だし。(3 月 11 日 22 時)

## 事例 4)

避難所の外に出て、電波が届く所を探してみる。10分後アンテナが立つ。(3月12日11時過ぎ)  
いったん避難所に戻る。12時半ごろ避難所に電気が通ったようで、天井のライトが付く。すぐにコンセントに携帯のコードを差し込んで充電する。ツイッターも SMS, MMS, 携帯 E メールもできた。でもウェブ検索ができない。3/12 12:42 夫に SMS して、バスを調べてほしいと。ともかく携帯が圏外脱出のようで、ほっとして涙が出る。(3 月 12 日 12 時半過ぎ)

## 事例 5)

携帯が圏外になる。泣きたくなる。(3 月 12 日 15 時過ぎ)

## 事例 6)

うとうとしながら、携帯で時刻を確認するというのを繰り返して、3/13 の朝 3 時ごろ、アンテナが 3 本立っていることに気づく。とたんにメールがドツとくる。3/12 に送ってくれたものばかり。(3 月 13 日朝 3 時頃)

## 事例 7)

ようやく、12 時前になって、携帯のメールがほとんど通じるようになってきた。ホントにツイッターがなかったらほんとうに無理だったと思う。ツイッターが通じてメールが通じないのもおかしい。(3 月 13 日 12 時)

普段の生活の中で、ろう者にとっては情報を収集したり連絡を取り合ったりするときのツールとして携帯を用いている。携帯電話メールの機能はろう者のコミュニケーション手段を大きく広げており、気軽にリアルタイムでメールのやりとりができ、何かあったときに、すぐに連絡ができるというメリットが大きい。携帯テレビ電話機能によって、すぐに手話で連絡ができることが可能になっている。また、携帯でインターネットができるようになり、分からないときがあったときすぐに検索できるため、例えば町の中で迷ったとしても聞こえる人に尋ねるときのコミュニケーションを気にせずに、携帯で調べたりできる、など、ろう者の生活にとっては欠かせないものである。

それが、大震災直後に携帯の電波が途絶えてしまうという出来事に対して、携帯という情報伝達ツールが使えなくなったとき、ろう者はどのような問題に直面するのが事例1、2、3、4、5、6、7から明らかになった。情報が得られないため、孤立化しやすいことが考えられた。

聞こえる人たちは携帯が使えなくなったときは公衆電話が利用できるが、ろう者にとってはそうはいかない（事例3）。

災害時でも活用できる情報伝達機器のツールがますます必要であろう。

## (2) 初動における警報、緊急避難情報の伝達方法がない、情報アクセス方法がない（地震速報のニュースなどに字幕がない、駅員さんの話が分からないなど）

### 事例8)

車のカーナビでTVをみる。交通情報がテレビの横にでている。新幹線もストップか。仙台駅は立ち入り禁止？（字幕が出ていない。）そのときカーナビで出ていた映像は仙台駅付近の状況であった。もしかしたら、音声では仙台市外のことを言っていたのかもしれない。仙台駅付近の映像だけみていたのでひどい被害状況とは思わなかった。（3月11日16時頃）

### 事例9)

（仙台）駅にいくと、駅の中に入れない状況。スーツケースをかかえているサラリーマンたちが駅員さんになにか言っている。新幹線の切符をもっていたので、きっと出張でどこかにいくのか、東京に戻るひとたちなのか？駅員さんが何かいって指差していて、指差した方角に、サラリーマンさんたちがスーツケースをかかえて歩き出す。駅員さんがいったことにおとなしくしたがっているよう。「耳が聞こえないんですけど、何ですか？」とメモを駅員さんに見せたが駅員さんは何か言って指差している。書いてくれない。みんな、指差す方向に歩いているから、とりあえず、私もついていってみよう。そしたら、駅前Mホテル仙台だった。（3月11日17時頃）

#### 事例10)

トイレに行く。水が出ないので顔が洗えない。床に座って、仙台駅に行ってもう一度情報を集めてみようかな?と思ったら、ホテルのスタッフが新聞を配り始める。新聞を受け取って読んでみると、あまりの被害さに愕然。そんなにひどかったの?知らなかった。。。じゃあ、東京に帰れないの??? (3月12日6時から7時にかけて)

#### 事例11)

本部にある机の上にパンフレットがあることに気づいてちょっとみてみたら、(災害時における)外国人サポートに関するパンフレットだった。英語、中国語、韓国語などによるサポートが受けられる電話番号などの案内。えーっと、障害者やろう者へのサポートのパンフレットないの? (3月12日21時過ぎ)

大震災直後において、ろう者はきちんと情報を得られないため、被害状況や交通状況を理解できないため、どう行動すればよいのか判断できないことが考えられよう。事例9では、駅員さんに筆談で尋ねたが、きちんとした対応がされなかった。このときもし駅員さんが手話ができていたら、いろいろと尋ねたことが考えられる。その上で判断ができた可能性もある。いろいろと尋ねてみた結果、駅員さんも何も分からないから、「何も分からない」ということと、コミュニケーションがとれないから「何も分からない」ということは大きな違いがあろう。ここで、手話ができる駅員がいれば、【手話を使う】ことができる。また、事例11からは、災害時における外国人へのサポートパンフレットが避難所にあったが、障害者やろう者へのサポートパンフレットがなかったことから、災害時における障害者やろう者へのサポートについて組織的に取り組みがされていないことが考えられる。

### (3) 避難所などにおいて、情報アクセスが困難

#### 事例12)

21時過ぎに、突然、ホテルのスタッフがアナウンスをし、懐中電灯を照らした。みんなが一斉に移動し始めた。「???」と思った。懐中電灯を振り回しているホテルのスタッフ(ちょっとしたおじさん?)に「耳が聞こえませんが、何があるのですか?」と書いたメモをみせる。でも口で何か言っている。ゆっくり、と言っても、全然口が見えない。訳分からないけど、ついていこう、だめだったらもどればいいじゃん。みんなのあとをついていく。階段を下りていくようだ。(3月11日21時過ぎ)

### 事例13)

7時過ぎに、ホテルスタッフが何か言っているよう。みんなに何か言っているみたい。周りにいる人たちが次から次へと立ち上がって荷物を片付けている。新幹線が復旧？と思っていると毛布にくるまって残っている人も。私は？？と思って、メモに書いてホテルスタッフのやさしそうなお兄さんがとおりにかかったときにメモを見せる。「すみませんが、耳が聞こえません、周りの様子が分かりません。しんかんせんの方はどうになりましたか？」（メモ）お兄さんスタッフは「はい、しんかんせんのふっきゆうはメドがたっていない。高速バスもまだ。ひなんじょがあります。近くまで案内します。ひなんじょにいたら交通情報も入るので、ごはんもある」と書いた。そこで、お兄さんスタッフのあとについてホテルの外にでる。お兄さんスタッフが地図をわたしてくれて、小さな紙とペンも渡してくれて「よび」とメモする。地図を見せて「まっすぐいけばA小学校」と身振りて説明する。「みんなのあとをついていって」と書いてくれた。「ありがとうございます」と手話でかえし、みんなのあとをついて歩いていく。（3月12日7時頃）

### 事例14)

地図をもって、A小学校へ。体育館の中に入る。体育館の前に仮設トイレが4つあった。舞台の上が本部のよう。とりあえず舞台のところに行ってみる。名前と住所をかく。舞台の上にいる人にメモをみせて「耳が聞こえません。東京からきました。何かあるのか教えてください」。舞台の上にいるスタッフ数人が顔を見合わせて何か話し合っ「新幹線はまだメドがつかない。高速道路はどうなんだろう？」と書く。「どこにいけば情報が分かりますか？ケータイが圏外なので」（メモ）「ここにいて下さい。ここが一番です。ここ（舞台の上）で楽しんで下さい」（メモ）と書かれ、舞台の上にある敷き布団の上に案内される。ちょっとほっとする。本部の中のようなだから情報が入るかな？筆談で対応してくれたスタッフが、「保健師」と言う。（3月12日7時過ぎ）

### 事例15)

（別の人のアナウンスがあったよう。終わった後）保健師スタッフがアナウンスがあった紙（原稿と思う）をみせてくれる。「一人ですか？」（保健師さんの筆談）。うんとうなずく（わたしのうなずき）。しばらくして「トイレにいきます」（私の筆談）「外にある仮設トイレを使って下さい」（保健師スタッフの筆談）もどつてくると、「もうすぐ配給がきます」（保健師スタッフの筆談）（3月12日午前中）

### 事例16)

17時頃、保健師スタッフさんがやってきて、「帰ります。ちゃんとあとのことは引き継ぎしておきます」と（筆談）。（3月12日17時頃）

#### 事例17)

食べ終わって2時間後に、おじさんスタッフがやってきて身振りで「たべた？」と。本部に何人かスタッフがもどってきたようなので、「耳が聞こえませんが、アナウンスなどはメモ下さい。何か情報あれば書いて下さい」とメモをみせると、「大丈夫」と言われる。マイクの機械？のようなものがもちこまれたようで、誰かがマイクもって話している。周りの人に「何ですか？」と聞いてみると「大丈夫」と。気がついたら、舞台の上にラジオがある。「何か情報ありますか？」とラジオの内容を聞こうとしたら「うん、まってね」と、それっきり。(3月12日21時頃)

#### 事例18)

みんなが騒ぐ。アナウンスがあったが何かわからない。補聴器にはいろいろな音が入っているが、アナウンスなのか、人の声なのか、足音なのか、ものが動いた音なのかさっぱりわからない。どうやら、食事がくばられてるよう。みんなが次から次へとご飯をもっている。配給なのか？と気づく。本部に誰もいない。教えてくれないの？と思いながら、並んでみる。舞台の上だったので、みんなの様子が見えたことが幸いだった。舞台の上ではなく、体育館の床の上とかだったら、みんなの動きが見えず、気づかなかったのかもしれない。。もしくは寝ていたらどうなっていたんだろう。。

(3月12日19時頃)

なんか向こうにみんなが集まっているようなので、何かあるのかな？アナウンスがあったのかな？と思って行ってみると、携帯を充電するために集まっていたようだった。壁とかに様々な情報の紙をはってくれたらいいのに、と思ったり。

(3月13日11時頃)

#### 事例19)

なんか向こうにみんなが集まっているようなので、何かあるのかな？アナウンスがあったのかな？と思って行ってみると、携帯を充電するために集まっていたようだった。壁とかに様々な情報の紙をはってくれたらいいのに、と思ったり。

(3月13日11時頃)

(3) のカテゴリーでは避難所における情報アクセスの困難な事例をまとめた。避難所において、筆談での対応ができるスタッフと、できないスタッフによって、ろう者への対応が分かれた。事例14、15、16では、筆談で対応してくれたが、そのスタッフが変わったあとは、対応が全くされていない(事例17、18、19)。このことは、スタッフ全員にろう者への対応についての知識が浸透されていないことを意味するのではないだろうか。ろう者や手話に対する理解が少しでも社会に浸透されていたら、手話ができるスタッフがどこにもいて、ろう者が避難所においても対応が可能だったことが考えられた。

### (3) 手話話者であるろう者にとっては、同じ手話で話し合える仲間がいないことによって 孤立感が高まる

事例20)

クラッカーの配給がされる。受け取って、クラッカーを食べながら携帯の操作。

そのときに、遠くにスケッチブックをもって周りを見せながら歩き回っている人がいる。舞台上にやってくる。保健師スタッフが、その人と私を会わせてくれる。その人が持っていたスケッチブックに「耳の聞こえない人いませんか？」と書かれてあった。その人（聴者）が私の前に座って手話で「困っていることない？」と聞く。「東京から来た。交通情報が知りたい。」と手話でいうと、「2〜3日新幹線は無理だろうのこと」と返事。絶句していると、「寒くない？」と聞かれる。なので「寒い」というと、「分かった。私の家が近いので、毛布を持ってくる」とおっしゃった。「アナウンスとかコミュニケーションとかは？」と聞かれ、「今は、保健師スタッフがメモで書いてくれる」と手話で説明しながら、保健師スタッフを書いてくれたメモをみせた。メールアドレスを教えてもらい、手話ができる聴者は舞台からおりていった。通訳者なのか、手話サークルのメンバーなのかは知らないが、ほんとうにほっとした。(3月12日13時過ぎ)

なんか向こうにみんなが集まっているようなので、何かあるのかな？アナウンスがあったのかな？と思って行ってみると、携帯を充電するために集まっていたようだった。壁とかに様々な情報の紙をはってくれたらいいのに、と思ったり。(3月13日11時頃)

この事例から、災害時という特殊な環境で、手話が自分の言語であるろう者にとっては、手話がない環境がどれだけのストレスだったろう、ということが考えられた。

#### 4. 総合考察

災害時という特殊な環境において、手話がないと、日常生活に比べてろう者はどれだけ孤立しやすいか、ということが考えられた。また、手話ができる人と連絡がとれない、ということも起きた。

このことから、手話ができる、手話通訳ができる人がどこにもいるということが、災害時がおきてもろう者はいつでも情報にアクセスする、コミュニケーションをとることが可能になる、ということが考えられた。

この報告から、どこにいても如何なる状況にあっても、手話ができる、手話通訳ができる人がいる、という社会を実現するために、手話言語法（仮称）が不可欠であるということが示されたともいえよう。

事例について

- ※ 避難所にいながら書いたものなので、文章の間違い、誤字脱字があってもできるだけ修正せずにそのままにしています。分析にあたって、第三者から見ても分かりやすいように補足情報を追加しています。
- ※ 携帯会社などの固有名詞などは置き換えています。

## 研究3：東日本大震災でろう者が直面した問題状況の類型化

### —新聞記事及び被災したろう者との面接による情報収集を通して—

#### 1. 問題と目的

3. 11の東日本大震災は、手話を使うろう者に予想を上回る数多くの問題を経験させることになった。我が国に手話を言語として使用する人が存在していることは自明であるにも関わらず、東日本大震災の発災直後から復旧期に至るまで多くのろう者の生命・安全が常に脅かされ、かつ数十名のろう者が死亡した。死因の1つに、音声メディアで発せられる大津波警報を把握できなかったために避難できずに襲われたと考えられている。筆者も被災者と支援者の両方を経験し、こうした悲壮な出来事における根本の問題として、手話を使う権利が保障されていないことに背景にあるのではないかとと思われることが幾度もあった。

そこで本報告では、東日本大震災の発災直後から復旧期にわたって手話を使うろう者に起きた問題状況に関する文字資料を整理・類型化し、手話をめぐってどのような権利が確保される必要があったのかを検討することを目的とする。

#### 2. 方法

次の2つの文字資料をもとに、手話を用いるろう者が直面した問題状況を抽出する。1つは、2011年3月11日から2011年12月までの間に掲載された新聞記事で「東日本大震災」と「聴覚障害」に関連するもの。もう1つは、筆者が支援活動で会ったろう者との面接を記録したもの。抽出した問題状況に関するデータ群を類型化し、カテゴリーを生成した。

#### 3. 結果

上記の方法で分析した結果、以下の通り5つに分類された。以下、各カテゴリーの内容を述べる。

1. 手話を用いるろう者を対象とした警報や緊急避難情報の通報システムが整備されていない
2. 避難所等における災害情報及び生活情報等のアクセスが保障されていない
3. 行政及び自治体の手話による通訳または窓口対応体制が整備されていない
4. 避難所や仮設住宅における情報通信インフラの整備が遅れている
5. 生活や心のケア等に関する相談窓口の連絡手段が電話のみに一本化されている

## (1)手話を用いるろう者を対象とした警報や緊急避難情報の通報システムが整備されていない

5つのカテゴリーのうち1では、発災直後の初動期でいかに情報をろう者も確認できるようなメディアで迅速かつ正確に発信できるのかが、その直後の生命を左右するほどの重要な事項であるため、新聞でも多くとりあげられていた。以下、該当するデータを示す。

### ①読売新聞 2011年4月4日より一部抜粋

聴覚障害者に届かない情報…津波にも気付かず（網掛けは記事の見出し）

「岩手、宮城、福島県によると、身体障害者手帳を持つ聴覚障害者は3県で計約1万9000人。全日本ろうあ連盟などによると、宮城県内には3日現在少なくとも19避難所に31人の聴覚障害者が避難生活を送っているが、同県内の約60人の手話通訳士も被災した人が多く、活動できるのはわずか5人ほどという。ただ、自治体の中には聴覚障害者向けの警報器を用意しているケースもある。仙台市は、沿岸部の聴覚障害者のうち希望者には光と文字で津波を知らせる警報器を住宅内に配備してきたが、十分とは言えないのが現状だ。宮城県内のある夫婦は地震発生後、近くの人に腕を引っ張られるがままに高台へ連れて行かれ、後ろを振り向いて初めて津波が押し寄せていたことを知ったという。」

### ②毎日新聞 2011年6月23日 地方版より一部抜粋

鶴の目・鷹の目：聴覚障害者、災害情報が届かず 文字受信、課題に

「東日本大震災発生時、津波情報や給水場所などの災害情報を地域住民に広く知らせる防災行政無線を通じた情報を、聴覚障害者の多くが得られていなかった実態が浮かんできた。防災行政無線は音声情報のみの自治体が大半であるためだ。聴覚障害者の情報源となり得る文字情報を提供できる自治体の中では、震災を機に、聴覚障害者用に文字で情報を得られる個別受信機を新たに整備することを検討する自治体も出始めている。

「周りの同僚が避難する後を追い、一緒に社内の避難場所に避難するしかなかった」  
聴覚障害を持つ大内正和さん（48）＝日立市折笠町＝は、3月11日の震災当時、同市日高町の会社で勤務中だった。津波の発生を受け、市内に92基ある防災行政無線から高台への避難を呼び掛ける放送が流れたが、大内さんの耳には全く届かなかった。

津波があったことを知らない大内さんは、午後5時ごろ、海岸から約500メートル離れた自宅へ戻ろうと、会社から車で出た。自宅に着いて驚いた。4軒先の海に一番近い住宅が津波でつぶれていた。自宅は床上浸水で済んだが、周りのブロック塀は、高さ5メートルの辺りまで水をかぶった跡があった。「その時初めて、怖いと思った」。大内さんは振り返る。  
大内さんが会長を務める市聴覚障害者協会が震災後、会員54人を対象に行ったアンケートに20人が回答。7人が「情報をもらっていない」と答え、うち6人が「防災行政無線の内容を知りたい」と苦言。一方、「情報をもらった」と答えた13人も、友人や親族からのメール、隣の人

に教えてもらったなどで、行政側から情報を受け取ったのは「障害福祉課とのファクスやりとり」と答えた1人だけだった。同協会などが6月上旬、市職員らを招いて開いた懇談会でも、参加者から「市職員が手話通訳も兼ねて避難所を回るなどしてもらえれば助かる」「情報がなく、周りのまねをして逃げた」など、健聴者との「情報格差」を指摘する声が相次いだ。

防災行政無線には、音声情報だけを伝達するアナログ方式と、音声情報に加えて文字情報の送信も可能なことから、聴覚障害者の情報源となり得るデジタル方式がある。総務省関東総合通信局によると、県内でデジタル方式を導入しているのは、一部地域のみの場合も含めて10市町。31市町村はアナログ方式で、3市村は防災行政無線自体が未整備だ。日立市を含め、津波被害に遭った沿岸部の自治体は、神栖市以外すべてアナログ方式。デジタル方式の神栖市でも、聴覚障害者用に文字表示が可能な個別受信機は整備していないため、自宅にファクスを送信しているという。

東京都福生市ではデジタル方式導入を機にこのような受信機を50台所有し、希望者に貸し付けている。しかし県内では、デジタル方式の10市町でも、こうした受信機を所有する自治体はない。福生市では総事業費約1億7969億円かかったといい、財政面がネックだ。神栖市防災安全課は「今後、聴覚障害者用個別受信機の配布を検討する。震災をきっかけに新たな予算として認められるかもしれない」としている。

県障害福祉課によると、県内の聴覚障害者は7054人（3月末現在）。そのすべてが震災や津波などの際、防災行政無線による情報が得られないのが実情だ。」

### ③カナコロ 2011年6月5日より一部抜粋

被災した聴覚障害者が証言「情報が届かない恐怖、津波警報もきしむ音も聞こえず」

「東日本大震災で甚大な津波被害に見舞われた宮城県石巻市の大田原眞也さん(51)が4日、横浜市内で開かれたチャリティーイベントで被災体験を伝えた。大田原さんは幼児期に高熱を患い聴力を失った聴覚障害者。…中略…3月11日、大田原さんは勤務先の合板工場で巨大地震に襲われた。これまでに体験したことのない強い揺れ。建物がきしむ音や照明が落下する音も聞こえない中、屋外に逃げ出した。

避難所に向かう途中で目に映ったのは、「いつもと変わらない風景」。実際は津波警報やサイレンが鳴り響き、避難を呼び掛ける広報車が走っていたが、目前に迫る危機を知らせる情報が届くことはなかった。

…中略…音のない恐怖―。この時ほど痛切に感じたことはなかった、と大田原さんは振り返る。携帯メールやファクスも不通となり、安否情報や水の入手方法すら把握できない日々が4日ほど続いた。ほかの避難者らに筆談で思いを伝えるにも限界があり、手話通訳が派遣されるまでの3週間は途方に暮れ、孤立感にも襲われた。」

④毎日新聞 2011年12月24日 東京朝刊より一部抜粋

東日本大震災：障害者死亡率2倍 迫る津波、救援後手 電話通じず、警報聞けず

「住民の死亡・行方不明が700人以上に及んだ宮城県名取市閑上（ゆりあげ）地区。聴覚障害者の渡辺征二さん（70）は地震発生時、やはり耳の聞こえない妻勝子さん（66）と自宅にいた。征二さんの兄敏正さん（74）が血相を変えて車で駆けつけてきたのは50分後。「早く乗れ！」。敏正さんは津波が来ると手ぶりで伝え、夫婦を車に押し込んだ。川沿いの土手を飛ばす車の数メートル後ろに黒い波が迫り、土手下の車と人をのみ込んだ。「30秒遅ければ、私たちも命がなかった」と敏正さんは振り返る。征二さん夫婦は普段テレビもあまり見なかった。消防団や地区の役員らが避難を呼びかけたようだが、聞こえない2人には伝わらず、「津波は全くわからなかった」（征二さん）という。」

⑤被災者へのインタビュー等で収集した情報

「岩手県沿岸部で亡くなった聴覚障害者は津波が来ることは分からずに逃げ遅れた可能性。」  
「スピーカーだけで避難の連絡がなされていたので、私は全然気づかなかった。たまたま他の人たちが慌てたように逃げている様子を見て只事ではないと思い、後を追いかけていった。」

## （2）避難所等における災害情報及び生活情報等のアクセスが保障されていない。

このカテゴリでは、発災直後から救急救命期の段階において、生命・安全がかりうじて確保された後、食糧等を確保して生きていく際に、どのような問題が生じているのかを述べられている。

①読売新聞2011年4月4日より一部抜粋

聴覚障害者 情報届かない…厚労省、手話通訳士派遣へ

「話しかけられていることに気付かず、避難所でぶしつけな人だと思われてしまう」。「情報を得ようとずっと周囲を見ていなければならず、疲労がたまる」——。宮城県ろうあ協会の手話通訳士宮沢典子さん（50）は避難所でこんな声を耳にすることが多いという。岩手、宮城、福島県によると、身体障害者手帳を持つ聴覚障害者は3県で計約1万9000人。全日本ろうあ連盟などによると、宮城県内には3日現在少なくとも19避難所に31人の聴覚障害者が避難生活を送っているが、同県内の約60人の手話通訳士も被災した人が多く、活動できるのはわずか5人ほどという。厚労省はこうした状況を踏まえ、各都道府県に手話通訳士の派遣を要請した。11日から有志を派遣する計画で、岩手県障がい保健福祉課は「必要な場所に手話通訳士が配置されるよう調整したい」としている。同連盟などで作る東日本大震災聴覚障害者救援中央本部は、3月下旬から手話通訳士の派遣を始め、現在4人が宮城県で活動している。このほか同本

部は、避難所でテレビに取り付けることで手話や字幕の視聴が可能になる機器の設置を行政に要請している。」

②岩手日報 2011年4月13日より一部抜粋

救おう被災聴覚障害者 県ろうあ協会などが支援団体

「被災地ではテレビがなかなか見られず、視覚による情報を知りたいなどストレスを抱えている人もいるという。」

③毎日新聞 2011/05/12 地方版より一部抜粋

聴覚障害者へCSで災害情報

「東広島市は、耳の不自由な人のために災害情報を手話や字幕付きで流すCS放送番組の受信機を、市内18カ所に設置した。災害時に被害状況や救援物資の配布場所などの情報を伝える。番組を流すNPO法人CS障害者放送統一機構（大阪市）によると、設置した施設数は全国の自治体で最多という。

受信機をテレビにつなぐと、災害時に被害状況や相談窓口などの情報を伝える番組を視聴できる。CS障害者放送統一機構が自主制作した番組のほか、NHKや民放の災害関連番組に字幕や手話通訳を加えて放送する。大地震などの災害発生時には付属の警報装置が点滅し、番組の開始を知らせる。

受信機は市中央生涯学習センターや東広島運動公園体育館など主要15カ所の避難所のほか、市役所のロビーと志和、高屋の両出張所に配備した。市福祉部は「避難所に行けば確実に生活情報が入手できるという安心感を提供したい」としている。

④カナコロ 2011年6月5日より一部抜粋

被災した聴覚障害者が証言「情報が届かない恐怖、津波警報もきしむ音も聞こえず」

「携帯メールやファクスも不通となり、安否情報や水の入手方法すら把握できない日々が4日ほど続いた。ほかの避難者らに筆談で思いを伝えるにも限界があり、手話通訳が派遣されるまでの3週間は途方に暮れ、孤立感にも襲われた。」

⑤被災者へのインタビュー等で収集した情報

「避難所で炊き出しの知らせが聞こえず、食事がもらえなかった。」

「声をかけても手話ができないとわかるとすぐ敬遠されてしまう。」

「手話ができなくてもいいから身振りや文字などで伝えるようにしてほしい。」

「色々な物資配給のアナウンスが聞こえずもらい損ねる。」

### (3) 行政及び自治体の手話による通訳または窓口対応体制が整備されていない。

このカテゴリでは、救急救命期から復旧期の段階において、行政の手続きや生活情報等を獲得する際にどのような問題が生じたのかについて述べられている。

①岩手日報 2011年4月13日より一部抜粋

救おう被災聴覚障害者 県ろうあ協会などが支援団体

「ある避難所では、担当の県職員が筆談で対応しても、パニック状態が収まらない人がいた。そこに聴覚障害のある支援者が行って話を聞いたところ、気持ちが落ち着き、笑顔まで見られるようになった。」

②京都新聞 2011/05/31より全文抜粋

被災障害者と行政橋渡し 県の手話通訳派遣終了

「東日本大震災で被災した聴覚障害者を支援するため、滋賀県が宮城県に送り込んだ手話通訳員の派遣事業が31日終了した。筆談では十分に把握できない聴覚障害者の要望を地元の行政担当者に伝えるなどきめ細かいケアに取り組んだ。

県は、手話通訳員を置いていない被災地の自治体からの要請に基づき、5月18日から宮城県名取市に滋賀県設置の手話通訳員と県聴覚障害者福祉協会の職員2人の計3人を交代で派遣した。

現地では、名取市役所の正面玄関に相談窓口の開設を告知する手書きのポスターを張って利用を呼びかけるとともに、聴覚障害者の自宅も訪問した。仮設住宅の申請や罹災（りさい）証明書の発行手続きなどで30件の相談を受け付け、救援物資の搬送なども手伝った。

18～21日に活動した県設置手話通訳員の田渕千恵子さん（49）は「筆談でのコミュニケーションには限界があり、思いをきちんと伝えられていない人もいた」と話す。津波で家を失い、仮設住宅の申請に訪れた高齢男性からは、手話の中で「兄の隣に住みたい」との希望を聞き出し、行政の担当者に伝えた。

名取市に手話が必要な聴覚障害者は約100人いるが、市として手話通訳員を設置していないため、滋賀県からの派遣は利用者だけでなく、市からも評価を受けたという。田渕さんは「手話の重要性をあらためて感じた。震災を機に通訳員を設置する動きが広がってほしい」と話している。」

### (4) 避難所や仮設住宅における情報通信インフラの整備が遅れている。

このカテゴリは、救急救命期から復旧期の段階において避難所や仮設住宅で日々伝達される情報を獲得するための環境整備が整えられていないために、生活面で不利益を被ったりストレスを抱える等の二次的障害が生じた問題を示している。

①岩手日報 2011年4月13日より一部抜粋

救おう被災聴覚障害者 県ろうあ協会などが支援団体

「被災地ではテレビがなかなか見られず、視覚による情報を知りたいなどストレスを抱えている人もいるという。」

②朝日新聞 2011年3月30日より一部抜粋

『■通信 ●NTT東日本 福島支店によると、県内の避難所に設置されている無料の特設公衆電話は30日現在で68カ所、158回線になった。設置場所と回線は以下の通り。…』

③産経ニュース 2011年3月17日より一部抜粋

『津波による被害で電話が全く通じない岩手県大槌町の避難所に臨時の衛星電話が設置された。遠方の親戚や友人に無事を知らせようと、電話の存在を知った住民が17日、雪が降りしきる寒空の中で長蛇の列をつくった。…大槌町に設置された衛星電話は17日現在、避難所となった小学校1カ所に6台だけ。通話は1人2分間に限られ、順番待ちに約30分かかった。NTTは今後別の避難所にも設置予定。以前は、顧客の安否確認に来た積水ハウスの社員が伝言カードを配り、住民に家族や知人の連絡先と伝言を書いてもらい預かっていた。』

④被災者へのインタビュー等で収集した情報

仮設住宅には、電話回線の引き込みがないためにFAXが使えないところや、電話はあるが、FAXがないところなど、聴覚障害者のことが考慮されていないところもある。

## (5) 生活や心のケア等に関する相談窓口の連絡手段が電話のみに一本化されている。

このカテゴリーは、主に復旧期の段階において中・長期的に生活や心のケアに関する支援を受けるにあたって地域に様々な支援体制が構築されたにも関わらず、連絡手段が電話のみに限定されたという問題を示している。

①朝日新聞 2011年3月23日より一部抜粋

『県の相談窓口など ライフライン情報 ◆県の総合相談窓口 平日午前9時～午後5時は、029・301・4000。平日の午後5時～翌朝9時と土日祝日は、029・301・5974（または5975）。』

②朝日新聞 2011年3月30日より一部抜粋

『■保険 ○日本損害保険協会 地震保険を契約した損害保険会社が分からなかったり、保険証書をなくしたりした契約者に対し、問い合わせや相談に応じる電話相談窓口を設置した。保険会社にデータが保存されているので、契約者の名前や住所から特定できる。協会内の地震保険契約会社照会センター（0120・501331、平日9時～17時）か、そんがいはけん相談室（0120・107808、平日9時～18時、土・日曜、祝日9時～17時）』

③毎日新聞 2011年6月22日 東京朝刊より一部抜粋

『◇こころ 女性の心のケアホットライン・いわて 電話0120・240・261、10～17時。土日祝日も対応。NPO「参画プランニング・いわて」が実施。被災した女性や支援者の相談に応じる。避難所に出向いての相談会も随時開催。支援の手が届きにくい被災者に対し、個別の要望に応じて物資を届け、話を聞く「デリバリーケア」も実施している。こころの無料電話相談 電話0120・216633、13～20時。日本産業カウンセラー協会が実施。産業カウンセラーが被災者やその家族、支援者の悩みを聞く。土日祝日も対応。東松島市震災後のこころのケア相談窓口 電話0225・82・1111（代表番号、「こころのケア」と交換手に伝える）、平日8時半～17時。眠れない、食欲がない、誰とも話す気にならないなどの症状に対し、市の保健師が相談に応じる。心の電話相談 電話0800・100・6700、平日14～20時。労働者健康福祉機構・産業保健推進センターの専門カウンセラーが被災者やその家族らの相談に乗る。』

#### 4. 考察

以上、被災したろう者が経験した問題状況をカテゴリー別に述べてきた。これらは、単にある方法に情報提供及びコミュニケーションの体制の不足であるというふうに見られるような問題ではない。まして書記日本語といった代替手段のみで事足りるような問題でもない。ろう者は自分の感情や判断を伝え、思考する上で最も適切な「言語」は手話であり、書記日本語力は、聴力レベル、失聴時期及び教育歴等によって個人差のばらつきが大きい。未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、聴覚障害の有無に関わらず大きな不安や絶望が襲いかかってくるが、そこから立ち直るものは「絆」に象徴されるように間違いなく人と人とのつながりであった。ろう者にとっては日本語よりも手話の方がわかる・できる人とのつながりの方が重要であるといえる。しかし結果でも明らかになったように、そうしたろう者の存在やニーズを念頭においた支援が行われてはいなかったため、その時々に応じた判断や行動ができず命を失ったり、孤立感や疎外感から大きなストレスを抱えてしまうという、いわば「人災」ともいえる二次的問題が生じてしまったのではないかと考えられよう。その意味で、5つのカテゴリーは「手話そのものに関わる直接的差別事例」としても該当すると思われる。

今後も我が国に大規模な大震災が起きる可能性は十分にある。したがって、上記の問題再発を予防するためにも、一刻も早く「手話を使う」権利を保障し、その上で役所、避難所及び仮設住宅を中心に手話のできる各種専門家、手話通訳者及び手話ボランティア等の配置・派遣、テレビ電話を活用した遠隔手話通訳及び手話コミュニケーションの体制の充実等を図ることを切に望んでやまない。

## 差別事例アンケート

障害者権利条約の批准を前提とし国内法整備等を目的とした委員会が内閣府に設置され「手話は言語」とする改正障害者基本法が施行されました。現在、全日本ろうあ連盟では、「手話は言語」であることを確固たるものとするべく「手話言語法（仮称）」の制定を目指しています。そのため、立法の根拠となる差別事例を集めていますが、まだまだ事例の数が充分とは言えません。是非とも「〇〇（集会名など）」参加者の皆さまから下記アンケートのご協力をいただきたくお願いいたします。

全日本ろうあ連盟「手話言語法（仮称）」制定推進事業  
実務者会議 委員長 久松 三二

### <アンケートについての説明・留意点など>

- (1)「聞こえない方」、(2)「聞こえる方」と、別々の設問を用意しています。
- (1)、(2)とも、<教育・家庭・生活・労働・その他>の場面を設定していますが、どこに当てはまるか分からない場合は、適当で構いません。振り分けはこちらでいたします。
- それぞれに例を記載しています。こういった例があるのか、また、書き方の具体的なイメージがわくよう例示したものであり、例と同じ（または似た）体験をしたかどうかを尋ねているわけではありません。苦しかったこと、辛かったことなどを自由にご記入ください。
- できれば、「いつ」「どこで」がわかるようにご記入願います。わかる範囲で結構です。
- 個人情報や、学校名、会社名などの記入は不要ですが、内容はできるだけ具体的に書いていただけると助かります。
- 守秘義務を遵守し、個人が特定されるようなことはないように処理します。

聞こえない方は右記の(1)をご覧ください。聞こえる方は(2)をご覧ください。  
回答用紙(裏面)は共通です。

### (1) <聞こえない方にお尋ねします>

ご自分のこれまでの教育や家庭、生活、労働などの中で「手話を獲得する・使用する」場面で、苦しかったこと、つらかったこと、いやと思ったことがありますか？ もしおありでしたら、その体験をいくつか教えて下さい。以下、例をいくつか挙げますので参考にしてください。

**【教育において】**「私は子どものときろう学校幼稚部にいた。手話を使うたびに手を叩かれた。どうして叩かれたのか理由が分からないので、そのときを思い出しても苦しい」など

**【家庭において】**「中学生のとき、家族みんなは手話ができなくて、家族の会話に入れなかった。寂しかった、悔しい気持ちだった。親は私が生まれたときにろう学校から手話を使ったらしゃべれなくなりますよ、と言われたため、手話を覚えなかった。」など

**【生活において】**「2年前に地域のテイスサービスを利用したが、私以外は聞こえる人たちだけで、手話ができるスタッフがいなくて、言っていることが分からず孤立した。手話で話ができる仲間がいなかった」など

**【労働において】**「朝礼に手話通訳を付けてほしいという要望を去年したが、会社に断られた。そのため、何も分からずに、あとで上司に『朝礼のときあれほど言ったのに』と怒られたが、全く分からない。」など

**【その他】**「この前、ろう者の友達と一緒に手話で話しながら歩いていたら、自転車に乗っていた人に気味が悪いものを見ているみたいにじろじろ見られた。不愉快な気持ちだった。」など

### (2) <聞こえる方にお尋ねします>

あなたは、聞こえない方が教育、生活、労働などの場面で手話を使用する際、不利な扱いを受けたのを見たことがありますか？（聞こえない子をもつご家族の場合は、聞こえないお子様を育てる中で、不利な扱いを受けたことがありますか？） もしおありでしたら、体験をいくつか教えて下さい。以下、例をいくつか挙げますので参考にしてください。

**【教育において】**「自分の子どもがろうで、子どもがろう学校に入る前に、ろう学校に手話で教えてほしいとお願いしたら拒否された。手話を覚えたら日本語を獲得できなくなりますよ、と言われた。」など

**【家庭において】**「ろう者の「きょうだいの結婚式」の通訳依頼を受けたが、聞こえる両親から『親戚の手前、端っこで。目立たないように！』と何度も言われた。手話に対する誤解をもっていた。」など

**【生活において】**「〇〇年春に、病院で施設に入所している聴覚障害者に会ったら足が痛いという。引率の施設職員は手話ができず、その場で通訳するしかなかった。結果、医師から『だいぶ以前に骨折している』と言われた。もし、職員が手話ができたら、その聴覚障害者は痛みを感じたらすぐに言えた。」など

**【労働において】**「会社から面談の手話通訳を依頼されて行ったが、ろう者が目の前にいるのに『ここは通訳しないで下さい』と言われた。」「あるろう者が働いている会社は英語-日本語通訳はいろいろと利用しているのに、ろう者が出席する会議に手話通訳が必要と会社に申し出たら『手話は言語じゃない。ボランティアでしょ』と拒否された。」など

**【その他】**「あるろう者の家の隣に住んでいる人から、ろう者の手話（表情）が怖いといわれた」など



場面（○で囲んでください） → 教育・家庭・生活・労働・その他

1. いつ? ( ) 2. どこで? ( )

3. どんな内容でしたか?

場面（○で囲んでください） → 教育・家庭・生活・労働・その他

1. いつ? ( ) 2. どこで? ( )

3. どんな内容でしたか?

場面（○で囲んでください） → 教育・家庭・生活・労働・その他

1. いつ? ( ) 2. どこで? ( )

3. どんな内容でしたか?

お忙しい中、ご協力有り難うございました。皆様のご体験を「手話言語法（仮称）」の中に取り入れるために全力をつくしたいと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。

全日本ろうあ連盟 「手話言語法（仮称）」制定推進事業

実務者会議 委員長 久松三二

## 海外調査報告

手話言語法（仮称）制度推進事業実務者会議は、障害者権利条約の内容実現を促進するために作成された国連『議員のためのハンドブック』において、手話を法的に認知している国として紹介されているニュージーランド及びフィンランド現地調査を行い、手話関連法制定の前後に見られる変化の内容、ほかの法規との関係および手話関連法規の将来の展望について考察した。また、欧州ろう連合がモデルとして挙げているハンガリーの手話関連法規についても調査を行ったので、これら 3 カ国における状況を以下のようにまとめる。

### ニュージーランド

- 手話言語法で手話を公用語として規定したことは、ろう者のアイデンティティとプライド、及びエンパワメントの核となることであり、日本の私たちが何をおいても見習うべきことである。
- 法的手続きにおいて手話使用が権利として規定されたことは、ろう者の権利救済にとって欠くことはできない司法へのアクセスを保障したものとして重要である。
- その他の分野での手話使用が「政府機関の指導原則」（ガイドライン）にとどまったのは、時の政権や財政状況に大きく左右され、ろう者の権利を揺るがすものとなっている。ろう者側はこれを義務と規定することを望んだが、政府の強い反対で妥協せざるを得なかった。したがって、ニュージーランドの欠点を教訓として、日本において手話言語法の制定を推進する時は、他の分野での手話アクセス等の権利性を織り込む努力が必要である。
- 手話言語法の監督を実行ならしめるための独立した監督部門も必要である。これは、モデルとなったマオリ語法では規定されながら、手話言語法では実現できなかったことであり、これも教訓として日本における手話言語法の中に織り込むべきである。

### フィンランド

- フィンランドのろう者が憲法の中で手話の認知と手話通訳の権利を組み入れることができたのは、その後の関連法制の発展に大きなプラスの影響を及ぼす成果であった。憲法で謳われたことから、ろう者または手話使用者と関連する立法、行政はそれに対応することが求められた。
- 上記憲法の規定を根拠に言語法が制定され、法務省が言語法を主管する部門として指定されたことの意義は大きい。言語の課題に対して、福祉ではなく、権利の側面から取り組むことが期待されるからである。
- 手話通訳サービスの立法化はすでに 1987 年に開始されたが、従来は地方自治体が担っていた。法律は、最低利用時間を明記し、予算の確保をする意味で参考になる手法である。地方自治体間格差の問題を解決するために、2010 年に障害者のための通訳サービスに関する法律が制定され、手話通訳サービス提供の責任は、地方自治体

から国に移管された。同時に最低利用時間を拡大した上で、追加時間を要求できる規定を設け、ろう者が必要な分の手話通訳利用時間を確保できるよう改善が図られた。この教訓は日本にとっても示唆的である。

- 手話の習得については、教育に関する法律の中で具体的に定めている。聴覚に障害がある生徒に対しては、必要な場合は、手話で教育しなければならないと定めている。耳の聴こえる生徒が自分の母語で教育を受け、母語を学ぶのと同様に、ろうの生徒も自分の母語である手話で教育を受け、母語である手話について学ぶことが制度化されており学ぶべき点は多い。
- 言語およびろう者の母語として手話が認知された一方、他方において手話通訳や手話による教育などのサービスへのアクセスは、障害を基準に提供されており、相克が生じているところである。サービス提供の予算確保のクライテリア（判定基準）としてそうした二重基準を受け入れることも戦略のひとつとするのか、フィンランドが現在取り組んでいるように完全に言語権の範疇に入れるよう概念転換を促していくのか議論が必要である。
- もうひとつ大きな要素は、事実上の阻害要因となっている医師による推薦である。多くのサービスは障害を基準にろう者に提供される仕組みになっているので、必然的に医師が一定の発言力を持つことになる。特に人工内耳との関係で、手話は否定的に捉えられることが多く、聴能発語など医療以外の、言語獲得、教育、言語使用にも少なからずの影響を及ぼしている。したがって、フィンランドと同じようにそうしたことが阻害要因とならないように制度設計する必要がある。

#### ハンガリー

- ハンガリーの手話関連法規（憲法・手話言語法）はニュージーランド及びフィンランドの法律をモデルに作られている。
- 手話言語法は「ハンガリー手話」を「独自の体系を持った自然言語」と定義し、「触手話」「手指ハンガリー語」など11の方法を「特別なコミュニケーションシステム」として区別している。
- 手話言語法は、保護者が子供に対する教育方法を決定するに際してバイリンガル教育と聴覚口話法の二つの選択肢があることを明記し、教育関係者は保護者に両方の情報を提供すべきものと定めている。
- 手話言語法は、聴覚に障害が発見された時点で、医療関係者が保護者に対して偏った情報の提供を禁じ、関係情報全般の提供を求めている。人工内耳との関係で手話を否定的に捉える医師が多い現状に対応している面で学ぶ点は大きい。

## 【調査方法】

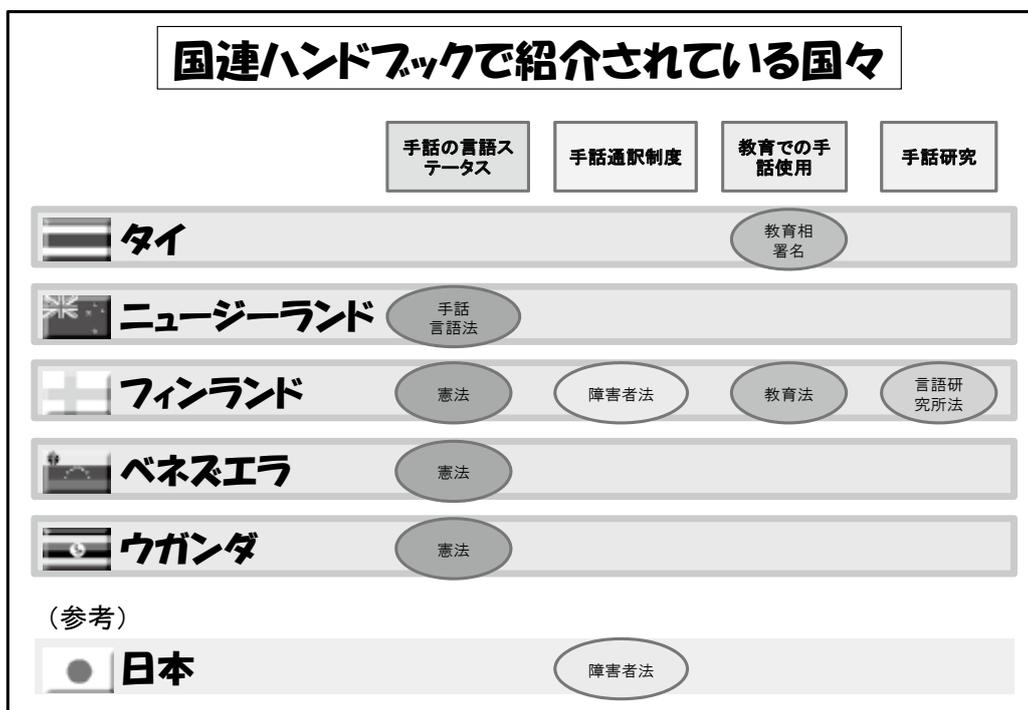
実務者会議は、手話の法的認知に係る海外の状況を把握するために、教育及び生活におけるろう児・者の手話言語の選択及び使用、手話言語の教育、手話言語の保存・継承・発展に関する法的な状況及び政策の有無、そして手話言語の法的位置づけを図るための取組み状況を整理した 43 個の質問項目に基づいて、アンケート調査、文献調査及び現地調査などによりニュージーランドと欧州を中心に情報収集を行った。

アンケート調査は、43 個の質問項目を英語に翻訳したものを世界ろう連盟に加盟する 133 カ国のろう者団体にメール添付で送付し、国際手話で表現する映像をウェブサイトで視聴できる工夫も行ったが、回答を得られたのは、ベルギー、マレーシア、スロベニア、ベナン、フィリピン、ウクライナの 6 カ国のみであった。アンケート調査で世界の状況を把握することはできなかったが、日本において全日本ろうあ連盟が中心となり手話言語法の制定を目指していることの情報の世界広く発信したことにより、世界ろう連盟マルク・ヨキネン理事長（調査当時）及び本報告で後述する欧州議会のアダム・コーサ議員より、調査へのご協力を得る契機となった。

文献調査は現地調査で収集した資料のほかに、欧州ろう連合が出版した『Sign Language Legislation in the European Union 欧州連合における手話の法制化 (Wheatley & Pabsch [2010]) (右上写真)』が大変貴重な資料となった。この書籍は 284 ページにわたって各国の基本データ（公式言語、公認少数言語、手話の名称、手話の略称、人口、ろう者・手話人口、登録手話通訳者数）及び手話関連法規の状況、法制化の実現に関する特記事項、そして各国の重要な手話関連法規の抜粋という構成である。手話関連法規は原文のまま記載されているために理解が困難であるが、各国において重要と思われる内容については和訳し、法規の種類別に整理した。

現地調査は、障害者権利条約の内容実現を促進するために作成された国連発行の『議員のためのハンドブック』の中で参考例として取り上げられている (UN, OHCHR, IPU [2007:69]) 国々から対象国を選定した。各国の状況を手話言語ステータス、手話通訳制度、教育での手話使用、手話研究の各分野における法規の有無で整理したものが下の表である。参考に日本の状況を付け加えている。





この一覧より、手話に関する個別法である「ニュージーランド手話言語法」を2006年4月に制定したニュージーランド及び、憲法で手話の言語としての位置を保障し、様々な法律で手話に関連する法制化を実現しているフィンランドに注目し、この二カ国を現地調査の対象国とすることが研究会で承認された。なお、『欧州連合における手話の法制化』を出版した欧州ろう連合の手話言語法制化に関するセミナーが開催されることの情報を得たため、フィンランドと欧州ろう連合セミナー（ハンガリー・ブタペスト）への参加を欧州の現地調査先とすることになった。

なお、ニュージーランド現地調査には実務者会議の大杉委員と小林委員、フィンランドを含む欧州現地調査には同じく実務者会議の西滝委員、大杉委員、小林委員が派遣された。以下、現地調査の報告をまとめる。

## 【ニュージーランド現地調査】

### 1. はじめに

「手話言語法」制定推進事業における海外調査の一環として、2011年1月5日より13日までの日程で、ニュージーランド現地調査を行った。手話言語の法的認知の形態は国によって異なり、憲法や一般の法律の中で規定する国および個別法を制定する国などがある。ニュージーランドは手話に関する個別法を制定した国として国連ハンドブック（UN-DESA 2007）に紹介されている。そこで本現地調査では、2006年4月に制定されたニュージーランド手話言語法（以下「NZSL法」とする）に関して、以下の内容を把握することを目的に調査を行った。

- (1) 手話言語法制定の前後に見られる変化の有無とその内容について
- (2) 変化が見られる場合、手話言語法の直接的あるいは間接的影響の有無について
- (3) 手話言語法と他の法律の関係について
- (4) 手話言語法の見直しの検討状況について

以上の目的を達成するために、ニュージーランドではオークランドおよびウェリントンにて、手話言語を用いるろう者の当事者組織であるニュージーランドろう協会、政府関連では社会開発省障害問題室及び教育省特殊教育課ならびに国家人権委員会を訪問し、「手話言語法」制定推進事業実務者会議でまとめた分析課題を中心にヒアリングを行った。また、ろう教育関連についてはケルストンろう教育センターの教員、手話研究関連についてはビクトリア大学デフ・スタディズ学科の教員、手話通訳養成関連についてはオークランド工科大学手話通訳学科の教員及び手話通訳者となった卒業生、そしてオークランドのろう者コミュニティ・リーダー複数名と接触して情報及び意見の収集を行った。

本章では、まずニュージーランドの概要を述べたうえで、NZSL法の構成を紹介し、NZSL法の制定が社会にもたらした変化を論ずることとしたい。

### 2. ニュージーランドの概要

オーストラリアの南東に位置するニュージーランドは日本と同様に島国であり、国土面積、人口、GDPは下表に記載の通りである。民族構成をみると、先住民であるマオリ人が国民の15.2%と大きなウェイトを占めており、国民約7人に1人がマオリ人という計算になる。一方、日本には政府より先住民と認定されているアイヌ人の人口に関する全国的な統計がない。最も多く見積もっている調査でも全国で約20万人とされており、この数字をもってしても国民の0.002%である。

ニュージーランドろう協会によれば、ニュージーランドにおける手話を使うろう者の人口は約5,000人、オークランド工科大学手話通訳学科を修了した手話通訳者は100人弱、ろう者50人あたりに1人の手話通訳者という計算になる。単純な比較は難しいが、日本ではろう者17人に1人が手話通訳士であることを考えると、手話通訳者の数が大変不足していることがうかがえる。

日本とニュージーランドの比較表

	日本	ニュージーランド
国土面積	378,000km <sup>2</sup>	268,680km <sup>2</sup>
人口	1億2728万人	426万人
GDP	34千ドル（1人あたり）	27千ドル（1人あたり）
民族構成	日本人 98.5% アイヌ人 0.2%（約20万人）	ヨーロッパ人 81% マオリ人 15.2%（約66万3千人） アジア人 9% ※2010年7月末、NZ統計局推計
手話を使うろう者の人口	約5万人（人口の0.04%） ※平成18年（2006）身体障害児・者実態調査より	約5千人（人口の0.1%） ※ニュージーランドろう協会職員へのヒアリングより
手話通訳者	3,009名（ろう者17人に1人） ※2012年2月までの手話通訳士合格者数	100名弱（ろう者50人に1人） ※オークランド技術大学手話通訳学科修了者数

### 3. ニュージーランド手話言語（NZSL）法の構成

ニュージーランド手話言語法は全13カ条から構成される。ここでは、本法の目的、定義並びにその手話言語の公認と政府機関の指導原則について概説する。なお、本法は、施行3年後に、法律の運用状況ならびにその範囲と内容を含む修正の必要性について見直すことが明文化されている（第11条）。

#### 3-1. 目的

NZSL法は初めに本法の目的が、ニュージーランド手話の使用を促進、維持することにあることを宣言し、そのために以下の4つの方法をとることが明示されている（第3条）。すなわち、(a) ニュージーランド手話を公用語として宣言すること、(b) 法的手続におけるニュージーランド手話の使用を規定すること、(c) 法的手続におけるニュージーランド手話の通訳の適格性(competency)の基準を定めた規則を制定する権限を付与すること、および(d) ニュージーランド手話の促進、使用にあたり政府機関の指導原則を定めることである。

#### 3-2. 手話の定義

第4条の解釈において、「ニュージーランド手話またはNZSLとは、ニュージーランドにおける別個の言語的および文化的集団であるろうの人々の第一言語または希望言語であ

る、視覚的・身振りの言語を意味する」ことが定義づけられている。

New Zealand Sign Language or NZSL means the visual and gestural language that is the first or preferred language in New Zealand of the distinct linguistic and cultural group of people who are deaf

### 3-3. 公認

本法の第1の目的は、ニュージーランド手話を公用語として公認することであり、第6条が「ニュージーランド手話はニュージーランドの公用語であることを宣言する」と定めている。これにより、ニュージーランド手話は、マオリ語に次いで2番目の法定公用語となり、ニュージーランドは英語を含めて3つの公用語を持つことになった。

本法でもう一つ公認されたことは、法的手続においてニュージーランド手話を使用する権利である（第7条）。裁判所、審判所における法的手続において、第一言語または希望言語がニュージーランド手話である場合には、それを使用することができる。そして、裁判長等は、ニュージーランド手話を使用する権利を付与された人が使用を希望することを知り得た場合には、適格性を有する通訳者が利用できるよう保証しなければならないと定められている。すなわち、ろう者は手話通訳者を依頼する権利があり、裁判所等がそれを手配することになっている。なお、適格性の基準の規則は別に定められる。

### 3-4. 政府機関の指導原則

裁判所、審判所などの法的手続において手話を使用することが権利であると定められているのに対して、その他の政府機関において手話使用は権利として定められていない。本法は、政府機関は、自己の機能及び権限を行使するにあたり、合理的に実行可能な限り、次の原則により進められるべきであると規定する（第9条）。すなわち、(a) ニュージーランド手話に関する問題についてはろう者コミュニティの意見を求められるべきこと、(b) 一般大衆に対する政府サービスの利用促進および一般大衆に対する情報の提供にあたりニュージーランド手話を使用されるべきこと、(c) 政府のサービス及び情報はニュージーランド手話の使用を含めて適切な方法を通じてろう者コミュニティにとってアクセス可能にすべきことが原則として定められている。

### 3-5. マオリ語法との比較

2006年に制定されたNZSL法は、それに先だって1987年に制定されていたマオリ語法をモデルとしている。両者は、それぞれの言語を公用語として宣言することを主たる目的にしていることでは同じであるが、それを現実化するために用意された内容が異なる（表2）。とくにNZSL法は政府機関が従うべき指導原則のみを定めているのに対して、マオリ語法ではマオリ語の公用語化宣言が効果をもつようにするための政策、手続き、手段、実行計画等の履行のイニシアティブをとり、開発し、コーディネートし、評価し、アドバ

イスし、支援するための組織として、マオリ語委員会を設置することが定められており、そのための予算措置が規定されていることが大きく異なる。言語のステータスは同じであるものの、言語の管理、普及施策の面で両者に違いが出ているともいえる。

NZSL法とマオリ語法の対照表

NZSL法	マオリ語法
NZSL を公用語として宣言	マオリ語を公用語として宣言
第一言語・希望言語である場合、NZSL を法的手続きで使用できる権利	マオリ語を法的手続きで使用できる権利
政府機関は、合理的に可能な限り、次の原則に従う： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NZSL に問題はろう者コミュニティの意見聴取</li> <li>・ サービス・情報の促進に NZSL 使用</li> <li>・ 政府の情報・サービスは NZSL 等でアクセス可能であるべき</li> </ul>	マオリ語委員会の設立： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マオリ語の公用語化宣言が効果をもつための政策、手続き、手段、実行計画の履行</li> <li>・ マオリ語の使用の促進</li> <li>・ マオリ語の能力評価（通訳・翻訳）</li> <li>・ マオリ語問題の大臣への報告</li> </ul>
	本法のための支出を議会が承認する
総督は法的手続きで NZSL 通訳者が要求されている能力基準を定める規定を制定可能	委員会がマオリ語の能力証明書を付与 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通訳者／翻訳者の資格、証明</li> <li>・ 法的手続きでの有資格証明書の裏書</li> <li>・ 上記のモニタリング</li> </ul>

#### 4. ニュージーランド手話言語法制定以降の社会変化

##### 4-1. 司法（法的手続き）

NZSL法が制定されるまでは、法廷における手話通訳の配置は裁判長の判断とされており、場所によっては手話通訳の配置なしに進められる例も見られたようである。NZSL法制定後は義務化され、裁判長の判断を待つことなく、ニュージーランド手話の使用を希望する時に手続きを取れば手話通訳の配置が事務的に進められるシステムとなった。

「地方・高等裁判所におけるニュージーランド手話通訳者のガイドライン」が法務省で策定中（ウェブサイト）であるが、NZSL法第7条3項の「適格性を有する通訳者(a competent interpreter)」とされるための通訳能力については、現在通達により、(1) 手話通訳学科を修了していること、(2) 実務経験が2年以上あること、及び(3) 手話通訳者協会の会員であることが基準とされている。

なお、2009年9月より国会審議中である「法廷（遠隔参加）法案(The Courts (Remote Participation) Bill)」に、法廷に通信環境を整備してビデオ会議ができるようにするこ

とが盛り込まれており、本法案が制定された時はこのシステムを利用しての遠隔手話通訳の増加が期待されている。

#### 4-2. 行政

NZSL 法第9条(c)に「政府のサービス及び情報はニュージーランド手話の使用を含めて適切な方法を通じてろう者コミュニティにとってアクセス可能にすべきである」と規定されたことを受けて、政府機関が2006年4月以降ろう者の利用者および職員のアクセス向上に向けて取り組んできた内容は、障害問題室のウェブサイトで以下のように紹介されている。

- ・2008年の総選挙時に、法務省がニュージーランドろう協会の協力を得て立候補および投票の手順をニュージーランド手話で説明するDVDを製作した。
- ・保健省は2008年から2010年までニュージーランドろう協会に保健・障害関連のサービスにおける手話通訳事業を委託した。また、同協会のろう者アクセスセンター（ビデオ電話、IT機器などを設置して遠隔地域のろう者が利用できるようにする機能）設置に単発の助成を行っている。
- ・経済開発省は2008年よりオークランド工科大学で手話通訳を学ぶ（年間20名の）学生に奨学金の授与を始めた。教育省及び保健省も同様の措置を講じている（政府関係者へのヒアリングより）。
- ・社会開発省は2009年に同省の行っているサービスをニュージーランド手話で説明するDVDを製作して配布した。
- ・社会開発省障害問題室は2009年にニュージーランド手話通訳者の活用に関するガイドラインを各省庁に配布し、また国連「障害者権利条約」及び「ニュージーランド障害戦略」の手話版を製作した。

なお、障害問題担当大臣によるろう者に関する政策の発表が英語字幕およびニュージーランド手話通訳を付与したビデオ映像でインターネットにて閲覧できるようになっていることがウェブサイトを確認できる（下写真）。



#### 4-3. 教育

ニュージーランド手話が公用語のひとつと規定されたことにより、ろう・難聴児の学級が設置されている一般の学校を中心にニュージーランド手話への関心が高まり、教育省は2007年に「NZSL in New Zealand Curriculum」というガイドラインを発表した。これはニュージーランド手話の指導・学習の指針といえるものであり、早期教育や学校教育にニュージーランド手話科目を取り入れるためにデザインされたものである。

ろう教育センターにおいても、生徒のニュージーランド手話能力を評価するシステムの開発が進められているほか、ニュージーランド手話の習熟度に応じて手話能力手当を支給する制度の検討が進められるなどの動きが見られるが、ろう・難聴児が一般児童に混じって授業を受けるメインストリーミング環境においては、財源の不足による手話通訳者配置の不足が指摘されている。

NZSL法制定後の教育に関する目立った動きとしては、政府から独立した国家人権委員会に、ろう児への教育におけるニュージーランド手話を使う権利の保障を求める内容の申し立てが出されていることが特記される。これは手話が公用語のひとつと規定されたに関わらず、教育におけるろう児の手話使用の権利がまだ認められていないことを示している。

#### 4-4. 通信

NZSL法が制定される前から、電気通信事業に関する法規で、ろう者、聴覚障害者、盲ろう者、言語障害者に対する電気通信サービスが義務付けられており、ろう者がオペレーターとの英語テキストによる通信を通して音声による電話コミュニケーションにアクセスする方法が確立されていた。

NZSL法制定後の2009年7月よりビデオリレーサービスの試行が開始された。これはろう者がニュージーランド手話通訳の可能なオペレーターとのビデオ通信により音声による電話コミュニケーションにアクセスする方法であり、英語テキストと同様に自宅でも職場でもインターネット接続環境とビデオカメラ付き端末が整っていればすぐに利用できるサービスである。試行期間は2010年11月までとされていたが、調査時点では試験期間が延長されており、本格的な運用の開始はまだである(ビデオリレーサービス担当者へのヒアリングより)。

#### 4-5. ろう協会の取り組み

ろう者の当事者団体であるニュージーランドろう協会は1977年に設立されている。ろう者の権利を擁護するための団体というよりは、政府よりろう者・難聴者を対象とする事業(手話通訳派遣事業等)の委託を受ける団体という性格が強く、「政府に要望を突き付ける」のではなく「一緒に考えていけるよう要望を出していく」スタンスを取り続けている。

同協会は設立時から手話の公用語化を優先課題として掲げており、1978年には「オーストラリア英語手話を国の手話に」という決議を出して、翌年にはろう学校におけるトータ

ルコミュニケーション法の採用を実現させている。「ニュージーランド手話の政府による公的認知を」とニュージーランド手話が同協会の決議等に登場したのは1985年の5年目標が初めてのものである(Dugdale 2001)。

障害者団体による政府及び政党への働きかけが継続して続けられた結果、労働党が1996年発表のマニフェストで障害の「社会モデル」を導入し、1999年にはニュージーランド手話の法的認知に全力を尽くすことを約束した。同年より労働党が政権を担うこととなった結果、まず2000年に「ニュージーランド公衆衛生と障害法」で「ニュージーランド障害戦略」の策定が義務付けられた。引き続き2002年に「障害問題室」が社会開発省に設立され、この障害問題室にろう者のVictoria Manning氏が2003年より政策アナリストとして採用され、同氏がNZSL法案を担当することとなった。ただちに全国5箇所で開催された障害問題室主催の公聴会では(1)政府機関及び社会全般においてろう者への理解度が低いこと、(2)政府サービスへのアクセスが貧しく、ろう者と政府機関の間でアクセシビリティについての認識の隔たりが大きいこと、及び(3)手話通訳事業(制度)を支える資金と開発が不十分であることの三点がろう者コミュニティの総意として確認された。

以降、ニュージーランドろう協会はNZSL法案に関する国会の動きを全国のろう者に伝え、ニュージーランド手話映像による国会への意見提出を呼びかけるなどして、NZSL法の制定に向けた牽引車の役割を果たした。

20年に及ぶ運動の成果ともいえるNZSL法制定を更なる契機として、同協会は二つの啓発事業を新しく立ち上げている。一つは「ニュージーランド手話週間」で、ニュージーランド手話がニュージーランドの公用語となったことを記念して2007年より毎年5月第2週に開催されている。ニュージーランドのろう者コミュニティとニュージーランド手話についての国民的な理解を深めるとともに、この取り組みを通してろう者自身がろう者としての尊厳と誇りを持つチャンスを得ることが大きな目的とされ、開催期間中はバスのボディやバス停留所などにポスター広告を出したり、テレビの番組に手話通訳やろう者を登場させたり、手話を市民(子どもを含む)に教える手話教室などのイベントを開催したりしている。障害問題大臣もニュージーランド手話週間の開催に合わせて手話に関する政策を発表している。日本の「障害者週間」と似ている。

ちなみに、テーマは「私たちの第三公用語を祝福しよう」(2007年)、「ニュージーランド手話はあなたの手の中にある」(2008年)、「手話表現の自由を」(2009年)、「考えよう、手話を！」(2010年)と毎年変わっており、今年(2011年5月2日～8日)は「わたしはろう者です。話しませんか。」に決定している。

もう一つの啓発事業は「啓発レクチャー」の展開であり、政府機関、ろう者を雇用する企業、医療施設などを対象に行われている。ろう者に関する知識などの講義を主体とするワークショップと手話を学習する手話研修の二種類が用意されており、それぞれ4,000NZドル(約25万円)と6,000NZドル(約38万円)である。ろう協会としては年間200回の開催を目標としている。

なお、ニュージーランドろう協会の正式名称は「Deaf Aotearoa New Zealand」であり、「Aotearoa (アオテアオラ)」は「ニュージーランド」のマオリ語名である。

## 5. おわりに

手話を公用語として法律で規定したことは、ろう者のアイデンティティとプライド、及びエンパワメントの核となることであり、日本の私たちが何をおいても見習うべきことである（評価できる）。また、法的手続きにおいて手話使用が権利として規定されたことは、ろう者の権利救済にとって欠くことはできない司法へのアクセスを保障したものとして重要である（評価できる）。

しかしながら、その他の分野での手話使用が「政府機関の指導原則」（ガイドライン）にとどまったのは、時の政権や財政状況に大きく左右され、ろう者の権利を揺るがすものとなっている（評価できない）。ろう者側はこれらを義務と規定することを望んだが、政府の強い反対で妥協せざるを得なかった。したがって、手話言語法については、NZ SL法の欠点を教訓に、日本において手話言語法の制定を推進する時は、他の分野での手話アクセス等の権利性を織り込む努力が必要である。また、NZ SL法の監督を実行ならしめるための独立した監督部門も必要である。これは、NZ SL法のモデルとなったマオリ語法では規定されているにもかかわらず、NZ SL法では実現できなかったことであり（評価できない）、これも教訓として日本における手話言語法の中に織り込むべきである。

なお、NZ SL法は、施行3年後に法律の運用状況ならびにその範囲と内容を含む修正の必要性について見直すことが規定されていたが、政権交代などで予定から2年遅れた2011年1月ようやく障害問題担当大臣より見直し作業を始めることのアナウンスがあった。この見直し作業はろう者コミュニティから選出されたメンバーとともに慎重に進められており、障害問題室のウェブサイトには11個の質問からなるパブリックコメントの募集が発表された。国民はメール、ファックス、手紙のほかに、意見をニュージーランド手話で収録したビデオ映像を郵送して提出する方法も認められている。今後の経緯にも注目を要する。

### 【欧州現地調査】

「手話言語法」制定推進事業における海外調査の一環として、2011年5月22日より30日までの日程で欧州現地調査を行った。国連ハンドブック（UN-DESA 2007）では、憲法、障害者法、教育法、言語研究所法など多くに法規に手話が明記されている国としてフィンランドが紹介されている。そこでこの現地調査は、フィンランドの手話に関する法的な状況と社会への波及効果及び手話言語法（個別法）制定に向けた取り組み状況を主な調査の目的とし、加えて欧州全体の手話に関する法的な状況に関する情報を収集するために欧州ろう連合が主催する手話言語法関連のセミナーに参加する日程とした。なお、セミナーは約35カ国から代表者が参加し、国連「障害者権利条約」や「ブリュッセル宣言」を活用して立法を実現するための効果的なロビー活動、資金造成などの方法を学ぶ内容であった。

本章では、まず欧州ろう連合事務総長と欧州議会議員へのヒアリング内容を中心に欧州の状況を概観し、フィンランド現地調査の結果を報告し、ハンガリーに関する新しい状況についても法律の内容を中心に解説する。

## =欧州ろう連合=

欧州ろう連合(EUD)は世界ろう連盟と連携するろう者の組織であり、欧州連合諸国 27カ国にアイスランド、ノルウェー、スイスを加えた 30カ国のろう者協会が加盟している。現在は各国のろう者が各国固有の手話を使う権利の認知や、情報・コミュニケーションを通じたエンパワメント、そして教育と雇用における平等をめざして、様々な取り組みを展開している。欧州連合及び欧州評議会とも密接な関係を有し、欧州連合に非加盟の国々(アルバニアやマケドニアなど)のろう協会とも支援などで関係を持っている。

最近では2010年11月19日に欧州議会の後援を受けて、欧州各国における手話法制化取り組みの一環として「手話の法制に関するシンポジウム」を開催し、同日に「欧州連合の手話に関するブリュッセル宣言」を発表している。また「欧州における手話の法制化」という書籍を出版している。

欧州ろう連合のマーク・ウィートリー事務総長と欧州議会のアダム・コーサ議員に対する2011年5月27日のヒアリングによれば、欧州は国によって様々な状況があり、北欧の国々やハンガリーなどをモデルとして、各国それぞれの状況に合わせた手話の法制化に取り組む必要があるという共通認識から、欧州連合と加盟国を対象に「ブリュッセル宣言」が発表されたと言う。

「欧州各国におけるろう社会の状況は同じではありません。ある国は通訳に対する保障は充実しているのに、ある国では全然保障されていないなど、様々です。欧州連合は「移動の自由」を保障しており、健聴者の世界では、いくつかの国をまたがって仕事をこなすのは日常茶飯事、今日はフランス、明日はイギリス、ドイツと移動しながら仕事していくのは当たり前になっています。しかし、ろう者の場合は、通訳の質が国々によって異なってくるので、いくつかの国をまたがって仕事をする上で支障が出るのです。そこで、私達は平等の権利を主張するために『ブリュッセル宣言』を出すことを決め、欧州における重要人物を招集、彼等の署名を集めました。(2011年5月27日ヒアリング記録より)」

「欧州全体で平均約75人のろう者に対して1人の通訳者がいます。北欧、例えばフィンランドでは6人に1人、スウェーデンでは20人に1人の割合で、スカンジナビアは状況が良いです。南の方に行きまして、例えばルーマニアとか2000人に1人、あるところでは3000人に1人、と状況は悪くなっていき、それを平均して75人に1人という計算になります。こういった格差は良くない、欧州連合同様国々が平等であるべきだと考えています。100人に1人くらいならまだしも4000人に1人という状況

はかなりひどいと思います。警察、裁判で通訳が足りない、ろう者のいる家族しか手話が出来なく、その家族さえも通訳養成を受けていないままにいる、こういった状況はあってはならないことだと思います。そういう意味で欧州連合の各国が守るべき最低水準（ミニマム）を提示したのがブリュッセル宣言であるともいえますね。（2011年5月27日ヒアリング記録より）」

2010年11月19日に出された「欧州連合の手話に関するブリュッセル宣言」は、欧州議会のアダム・コーサ議員を筆頭に、欧州ろう連合会長、加盟する30カ国のろう協会会長、欧州手話通訳者フォーラム会長、世界ろう連盟会長、世界手話通訳者協会会長の35名が連名で発表したものである。同宣言は、ろう者・難聴者が欧州連合市民としての権利を享受すること、各国に固有の手話があること、各国には手話使用者のコミュニティが存在すること、手話は言語的平等の扱いを受けること、手話使用者のあらゆる権利の行使を認めること、これらのために必要な法整備を進めることなどを、欧州連合とその加盟国に要望している。コーサ議員はヒアリングで欧州の状況と「ブリュッセル宣言」の目的を次のように述べている。

「欧州ろう連合、国々におけるろう協会、そして私が一体となって欧州連合に手話の言語的平等性を訴えていくことで、各国の政府機関にプレッシャーをかけていくことができるでしょう。ある国の協会がそのわたしたちの行動を見ていくことで、自分達も見習いたいと思っていただけるようにしていけたらと思っています。最近ではアイスランドで手話が法制化されたり、イタリアで運動が起こったりと、そうして27カ国全てにおいて手話の言語的法制化が実現することを望んでいます。『ブリュッセル宣言』の目的は、全ての国において手話の言語性が法制化されることで、欧州評議会においても手話への理解が促進され、各国の行政機関、議会にその理解が広がることです。そして手話に関する政策が活発になるでしょう。とにかく、国々それぞれで働きかけていくことが大事だと思います。ハンガリーは5年ほど一気に取り組んで法制化を勝ち取りました。ポーランドはまだ法制化されておらず、今運動を行っています。イタリアでは最近デモが起こっていますね。とにかく粘り強く運動を続けていくことで5～10年で法制化されていくようになると思います。EUDが発行した書籍に情報が記載されています。私も油断することなく、その活動を広げていくために講演をしたり、ワークショップをしたりするなどしています。私がハンガリーで法制化の実現にむけて取り組んでいた時に、相手によっては会って話を聞いてくれたのにその後何の対応もなし、といったリアクションはいつものことでした。それでも粘り強く組織による取り組みを続けていったおかげで法制化が実現しました。ただ、それまでの道のり約30年間は並大抵のものではありません。まあ、最近は昔と比べて取り組みやすくなった面があります。EUDもここ2年はよい仕事していると思います。（2011年5月27日ヒアリング記録より）」

現在は各国がこの「ブリュッセル宣言」と国連「障害者権利条約」を重要なツールとして手話の法制化運動を展開している状況であり、ウィートリー事務総長は、運動が進んでいる国を二つのパターンに類型化している。それによると、一つは運動によって手話の法制化が実現したものの、障害者福祉法に記載された「手話を尊重する」の一文だけでその後も政策に何の変化も見られないというパターンで、二つ目は手話の言語性が法に明記されてもなお運動を継続し、手話言語法などの形で政策に結び付く具体的な法制化が実現するパターンがあるという。

2010年に欧州ろう連合が行った調査では、27の加盟国中17ヶ国が手話を認知しており、その形式は憲法が3ヶ国<sup>1</sup>、手話を冠した法律が7ヶ国、その他の法律が6ヶ国、報道発表によるものが1ヶ国となっている（Wheatley & Pabsch [2010]）。調査団が参加した欧州ろう連合のセミナーの当日（2011年5月27日）もアイスランドの国会で手話を公用語とする法案が承認され、ハンガリーでも2012年1月1日に新しく施行された憲法「ハンガリー基本法」で手話が言語として認知されたように、欧州では手話の法制化が活発化している。

## ＝フィンランド＝

### 1. はじめに

フィンランドは憲法の中で手話を認知した国として、障害者権利条約の内容実現を促進するために作成された『議員のためのハンドブック』の中で参考例として取り上げられている（UN, OHCHR, IPU [2007:69]）。歴史的にはウガンダに次いで2番目であるが、ヨーロッパでは最初の国である。本事業が目指すニュージーランドのような個別法による認知ではないが、上位法である憲法による手話の認知を実現した先進事例としてフィンランドの調査を行った。以下、手話の認知、言語権の確保、手話通訳および各分野における手話使用について報告する。

### 2. フィンランドの概要

フィンランド共和国は北ヨーロッパに位置する北欧諸国の1つであり、スウェーデン、ノルウェー、ロシアと接する。人口とGDPの規模は北海道とほぼ同じであると言われている（次頁、表1）。公用語はフィンランド語とスウェーデン語の2つがある。人口約533万人のうち、フィン人は93.4%、スウェーデン人は5.6%であり、その他先住民族であるサーミ人、ロマ人がいる。使用されている言語もほぼその比率に従い、フィンランド語を母語とする者は90.9%、スウェーデン語は5.4%、サーミ語は0.03%の1,778人であった（Finland [2010: 3]）。

フィンランドには2つの手話がある。フィンランド手話とフィンランド・スウェーデン手話である。フィンランド手話を母語とするろう者は約5,000人であり、フィンランド・

---

<sup>1</sup> オーストリア、フィンランド、ポルトガルの3ヶ国。

スウェーデン手話の使用者は 150～200 人であるとされる。また、コーダなど耳の聴こえる者を含めた、フィンランド手話の使用者は 14,000 人である (Finland [2010: 8])。

日本とフィンランドの比較表 (表 1)

	日本	フィンランド
国土面積	378,000km <sup>2</sup>	338,145km <sup>2</sup>
人口	1 億 2728 万人	533 万人
GDP	34 千ドル (1 人あたり)	36 千ドル (1 人あたり)
民族構成	日本人 98.5% アイヌ人 0.2% (20 万人)	フィン人 93.4% スウェーデン人 5.6% サーミ人 0.1%, ロマ人 0.1%
手話を使うろう者の人口	5 万人 (0.04%) ※平成 18 年 (2006) 身体障害児・者実態調査より	5 千人 (0.09%)
手話通訳者	3,009 名 ※2012 年 2 月までの手話通訳士合格者数	900 名ほど (学科修了者)

### 3. 手話の認知

フィンランドの最初のデフ・クラブは 1886 年にトゥルク (Turku) で設立された。その後、他の地域でも設立され、1905 年には全国組織としてフィンランドろうあ者協会 (Finnish Association of Deaf-mutes) が設立された<sup>2</sup>。1950 年にフィンランドろう者協会 (Finnish Association of the Deaf) に改称され現在に至っている。FAD は手話の認知のために長い間、闘争し、その結果、1980 年に手話通訳サービスが開始された。そして、ろうあ運動のひとつの到達点が、1995 年であり、憲法の中で手話の地位が保障されることになったのである<sup>2</sup>。政策立案者には手話に関する知識がなかったので、手話が言語であること、手話の使用範囲の広汎性などを啓蒙し、ろう社会にとって重要であることを 14 年にわたって継続的に働きかけてきた成果であった。

ちょうど 1995 年に政体法 (旧憲法) の基本的権利の部分の改革が行われていたので、その好機を利用してロビー活動を強化し、レビューの中に手話の規定を盛り込むことに成功したのである (旧憲法第 14 条)。この基本的権利に関する章の改革は 1995 年 8 月に効力が生じた (憲法 (969/1995))。その後、現行憲法である憲法 (731/1999) が制定され、その規定は第 17 条に受け継がれた。現行憲法は 2000 年 3 月から施行されている。

<sup>2</sup> History of the Deaf, <http://www.kl-deaf.fi/Page/f54a6cd0-7226-424e-a862-e529a7d4ed14.aspx?groupId=33895e6c-e961-404b-ac54-eab16665f137&announcementId=29169799-8fe0-4455-833e-7e90674e735f> (visited February 5, 2012).

憲法第 17 条「自分の言語と文化に対する権利」:

フィンランドの国語は、フィンランド語とスウェーデン語である。

各人が、裁判所およびその他の国家機関において、自分の言語として、フィンランド語またはスウェーデン語を使用し、かつ、当該言語によって書かれた公式文書を受け取る権利は、法律によって保障される。公的機関は、国内のフィンランド語系およびスウェーデン語系の住民の文化的および社会的要求に対して、平等の原則に基づいて対応しなければならない。

国内先住民族としてのサーミ人、ロマ人およびその他の民族集団は、固有の言語と文化を維持し、発展させる権利を有する。サーミ人の公的機関においてサーミ語を使用する権利については法律によってこれを定める。手話を使用する人および障害により通訳または翻訳の援助を必要とする人の権利は、法律によりこれを保障する。

1995 年に改正された憲法は、手話使用者が基本的権利として自分の言語を使用することを認め、政府当局に、自分の文化を発展させる機会を保障するよう積極的な措置をとることを義務づけた。第一義的には、法律を制定するものとされ、1995 年以降、フィンランドで話されている 2 つの少数言語であるサーミ語とロマ語と対比させながら徐々に手話に関する法律も整備されるようになっていった (Timmermans [2003:18])。

憲法における言語権の保障の度合いは、フィンランド語、スウェーデン語の国語（公用語）に次ぎ、サーミ語、ロマ語、手話の 3 つの認知言語となる。ただし、厳密にはフィンランドには 2 つの手話が存在するが、フィンランド手話とフィンランド・スウェーデン手話があることは憲法上は認識されていない。2 つの公用語についてはその使用が公的機関に義務づけられ、いずれの話者の権利も強固に保障されているが、認知言語の 3 つについては司法場面での通訳などの権利保障などに限られる。さらに、その他の言語については、母語としての使用など一定の範囲でしか保護を受けない<sup>3</sup>。

なお、従来、他の既存の法規において、手話使用者は障害者の集団という括りで見られてきたが、憲法改革以降は、言語・文化集団としての地位も加わったとされる (FAD [forthcoming: 26])。これは、すべての手話使用者はろう者であるとは限らないという認識が広まった結果から観察されるとする。人口登記 (population register) において登録可能な母語として手話が含まれることも象徴的な意味でそのことを表しているかもしれない<sup>3</sup>。国籍法でもフィンランドへの帰化要件として、音声言語の代わりにフィンランド手話の習得条件を満たせばよい旨が記述されている。

しかし、言語権とアクセス権の問題は依然として同居しており、言語およびろう者の母語として手話が認知された一方、他方において手話通訳や手話による教育などのサービスへのアクセスは、ろう者、障害者としての基準で提供されている。この点、フィンランド

<sup>3</sup> 2012 年 5 月 23 日のフィンランド法務省とのヒアリングによる。

ろう者協会は、手話通訳の権利を含め、これをろう者の言語権の範疇に入れるべく概念転換促進の働きかけを進めている。

#### 4. 言語に関する権利の確保

憲法で言及されている言語については、言語法 (Language Act (423/2003)) が、言語に関する権利を監督、促進し、その状況に関する報告書の策定を政府に求めている。各国家机关は自己の所管する範囲において言語法の適用を監督する。その中でも法務省が言語法の執行と適用の主管部門とされている。法務省は、言語法の執行と適用を監督し、言語立法に関連する問題に対して勧告を発し、問題を発見した場合はそれを改善するためのイニシアティブその他の措置をとるものとされている (言語法第 36 条)。また、政府は、議会の任期毎に、政府措置報告の補足資料として言語諸立法の適用、言語権の確保、および言語状況についての報告書を提出しなければならないことになっている (言語法第 37 条)。この報告書では、フィンランド語、スウェーデン語のみならず、最低限、サーミ語、ロマ語および手話について取り扱う。

2006 年に最初の報告書「言語立法の適用に関する政府報告書 2006」が提出された。肯定的な発展があるものの、手話使用者は手話に対する誤解や言語としての手話の重要性が認められないことがあると感じていることが指摘されている。また、手話使用者の経験によると、手話通訳、教育、デイケアなどで欠点が存在するとし、それぞれの項目の中で手話について言及している (Ministry of Justice [2006:26])。その次の「言語立法の適用に関する政府報告書 2009」でも、手話使用者は、言語・文化的なグループとはみなされず、依然として障害者のためのサービスやリハビリテーションを必要としている集団と見られていることや聴覚障害児が母語として手話の学習する権利は希にしか確保されないことが指摘されている (Ministry of Justice [2009:73-74])。

その後、法務省内に言語権の促進と監視、法律に定められた報告作成を任務とする新セクションとして、2009 年末に、民主と言語ユニット (Democracy & Language Affairs Unit) が設置された。これまでの任務は 2 つの公用語のみが範囲であったが、新ユニットでは憲法が定める 3 つの認知言語も追加された。

前 2 回の報告書では、手話はわずかに言及されただけであったが、同セクションが中心となり、2011 年に法務省は「手話使用者の言語権」と題する詳細な報告書を刊行した<sup>4</sup>。同報告書は、1996 年に法務省が行ったフィンランド手話の法的地位の検討とそれに基づく勧告が実際どれだけ履行されてきたのか検討し、さらに手話使用者の基本的権利の実現に関して既存の法律の有効範囲の評価などを行い、手話使用者の言語権の獲得状況の調査を行

---

<sup>4</sup> 以下、Linguistic rights of sign language users (24/2011), at <http://www.om.fi/en/Etusivu/Julkaisut/1302672090988> (visited February 7, 2012) 参照。同報告書は、法務省から 2011 年に発行されている。フィンランド語で発行されており、英文は要約のみが入手可能である。

ったものである。調査の方針としては、基本権および人権がその核に据えられた。また、北欧諸国および他のヨーロッパ諸国の立法との比較検討もなされた。検討内容は、手話使用者の言語権の実現にとって重要なテーマ、例えば、乳幼児期、指導、教育、調査・文化、通訳、コミュニケーションなど検討された。これら一般的な事項とは別に、存在が危ぶまれているフィンランド・スウェーデン手話およびろう者の移民の問題も検討された。

2011年の調査の結果では、手話使用者の権利の発展に関しては、異なる行政部門の間で対応の差が生じていることが判明した。1996年に行った勧告の一部については、立法の中で望ましい改革が行われたが、すべての勧告が憲法に基づいて履行されたわけではないとされる。勧告の中の一部はこれまでの15年間全く実現されていないものもあるという。さらに、手話使用者に与えられた権利とサービスは、しばしば、聴覚障害という障害に基づいてのみ提供され、文化的言語的集団の権利に基づいて提供されるものではないことを指摘している。

同報告書は、手話に対する国家機関の認識、特にその言語的文化的共同体に対する重要性の認識や意思決定における手話コミュニティの参加は不可欠な事項であると指摘する。そして、異なる行政部門間の協力は不可欠であり、その好例のひとつとして、法務省の協力の下で活動する言語問題諮問委員会（Advisory Board on Language Affairs）を挙げ、これが協力のモデルとなりうると主張している。

## 5. 手話通訳

手話通訳養成は、1978年、フィンランドろう者協会により開始され、1979年から手話通訳サービスは予算化されてきた。最初の立法化は1987年に行われ、障害者のためのサービスと支援法（Services and Assistance for the Disabled Act (380/1987)）は、障害または疾病が原因で、日常生活を営むために支援が必要な場合、地方自治体は重度障害者に合理的な通訳サービスを提供し（第8条）、それら通訳サービスの提供に対しては費用が請求されない（第14条）ことを定めた。それを実施するための、障害者のための援助と支援に関する政令（Support and Assistance for the Disabled Decree (759/1987)）では、以下の通り詳細が記された。通訳サービスは、仕事、勉強、社会参加、レクリエーションまたはその他相応する目的のために、意思疎通を明確化する手話およびその他の方法によるすべての通訳を含む（第7条）。通訳サービス契約において、重度の聴覚障害、聴覚・視覚障害、重度の言語障害がある場合、当該者は重度障害とみなされる（第8条）。通訳サービスは、重度の聴覚・視覚障害者（盲ろう）は最低限 240 時間、第8条で言及されたその他の障害者は最低限 120 時間、サービスを受けられるよう取り計らう。ただし、第1段の規定の例外として、勉強に関する通訳サービスは当該者が勉学を遂行するために必要な限度を範囲に手配される（第9条）。

しかし、実際には、通訳サービスの提供は地方自治体の間で大きな差があった。最大の理由は財政の問題であった。地方自治体は、法律を都合の良いよう誤って解釈し、年間最

低限 240 時間または 120 時間ではなく、最大限の数値としていることもあった (Timmermans [2003:35])。また、ろうの生徒のおよそ 10 分の 1 は各種理由で通訳サービスを提供されな  
いままであった。さらに、通訳者の不足も大きい問題であった。こうした地域による格差  
の問題を解決することが次の法律を制定した目的のひとつであった (Government of  
Finland [2008:37])。

すなわち、2010 年に障害者のための通訳サービスに関する法律 (Act on Interpretation  
Services for the Disabled (133/2010)) が制定され、これが現行法となっている。通訳  
の対象となる言語には、手話が含まれている。従来から、政府は無料で通訳を提供してき  
たが、すべての障害者ではなく一定の所得制限が設けられていた。新法では、地方自治体  
から国に事業が移管されることになった。担当はフィンランド社会保険庁 (Social  
Insurance Institution of Finland, Kela) であり、Kela がサービス提供事業者と委託契  
約を締結する形で実施される。利用者は、Kela の 5 つの地域予約センターに、訪問、メー  
ル、電話などの方法で依頼申請ができる。また、地方における通訳の利用を改善するた  
めに遠隔通訳サービスが強化された (Government of Finland [2008:37])。

新しい法律では、ろう者、難聴者、聴力失聴者 (deafened) には、最低限 180 時間の通  
訳時間が保障された。盲ろう者も最低限 360 時間に拡大された。法律は最低限のサービ  
スを謳っており、必要な場合には追加時間を要求することができる。通訳サービスの利用範  
囲は、日常生活の一環としての、商売、娯楽、勉強などのために海外旅行することも含ま  
れる。教育における通訳については別に定められ、公式のカリキュラムの時間枠で利用  
者が勉強を完了できる範囲内で提供される。教育の通訳は、コミュニティー通訳の時間には  
含まれない。また、裁判所、警察、病院等については、それぞれの関連法により当局が責  
任を持つことが定められている。

問題のひとつは、サービス提供事業者の選定が価格重視の入札で行われたため、質の高い  
事業者はリストの後方になることである。フィンランド社会保険庁は、価格 (60%)、質  
(40%) の比重で競争入札を行い、手話通訳を提供する事業者を選定し、委託を行う。事  
業者はサービス提供の優先順位を獲得し、利用者の依頼は第 1 順位の事業者にまず行くこ  
とになっている。以下、第 1 順位の事業者がその依頼を受けられない場合は、第 2 順位へ  
と下ろされる。

いずれの場合も手話通訳サービスは、ろう＝障害に基づいて提供され、言語権の権利の  
ひとつとして保障されているものではない。同じ認知言語のサーミ語、ロマ語については、  
生活場面での通訳の保障はなく、裁判所などでの保障があるのみである。

## 6. 教育

教育に関連する多くの法律に、手話についての言及がある。小中学校にあたる基礎教育  
に関する法律 (Law on Basic Education (628/1998)) は、学校の教育言語はフィンランド  
語またはスウェーデン語であるものと指定し、サーミ語、ロマ語または手話も教育言語と

して使用することができるとしている（第 10 条）。特に聴覚に障害がある生徒に対しては、必要な場合、手話で教育されなければならないと定められている（第 10 条 2 項）。母語の学習については、教育言語に合わせてフィンランド語、スウェーデン語またはサーミ語を母語として教育することが指定されている。ただし、これに加え、生徒はさらに生徒のネイティブ言語であるロマ語、手話またはその他の言語を母語として教わることもできる（第 12 条第 2 項）。3 人以上が母語としてある言語を選択した場合は自動的にそのためのプログラムが作られ、2 人以下でも母語として教える必要はあるが、その場合は個別指導となる。高等学校に関する法律（Law on Upper Secondary School (629/1998)）、職業教育に関する法律（Law on Vocational Education (630/1998)）も同様な規定を置いている。注目しなければならないのは、手話を母語とする生徒はろうの生徒と特定されておらず、その他の手話使用者が想定されていることである。しかし、実際には、自分の言語を使用した教育は、最も大きい学校のうちいくつかでしか実現しないということが報告されている（FAD[2005:8]）。

基礎教育に関する政令では、教師がろうの生徒を教えるためには手話の技能を「十分に」身につけていることを求めている（第 94 条）。手話についての言及は「職業基礎試験に関する教育省令」にも見られ、手話指導者になるための試験に必要とされる要件や内容についての説明がある（第 3 条）。さらに、入学試験の実施に関する法律では、ろうの生徒は、中等教育の入学試験を手話で受けることが認められている。

問題は、有資格の手話教員が少なく、地方自治体はろうの生徒がろう学校に入れるだけで言語の問題が解決されると考えていることである。フィンランド手話を母語とする教員の数は非常に少なく、この不足を補うためにフィンランド手話使用者のためのクラス担当教員養成プログラムが開始された。現在は手話学科に統合されたものの、1998 年にユバスキュラ大学（Jyväskylä）教育学部教員養成学科において手話使用者のクラス担当教員養成プログラムが設立された。このプログラムは手話に精通した教員を養成し、手話を母語とする生徒が手話で小学校教育を受けられるようにすることを目的とし、憲法に謳われている手話使用者が母語で教育を受けられるという権利の保障を目指す。ただし、このプログラムだけではろう学校の教員にはなれない。

ろう学校では手話は見ることができるが、ろう者の教員は少ない。なぜならば、ろう学校のような特殊教育学校には、特殊教育免許が必要だからである。ユバスキュラ大学では、クラス担当教員の免許は取れるようになったが、それだけでは特殊教育学校では採用されない。普通校では、週に 2、3 回、手話通訳者あるいはパーソナル・アシスタントが母語としての手話を教えに来る。しかし、彼らは有資格の手話教員ではない。フィンランド手話指導の卒業証書（Diploma）のコースは 2001 年から開始され、専門職として「手話指導者」（Sign Language Instructor）の資格がとれるようになっている（Timmermans [2003:37]）。なお、いくつかの学校ではインターネットによる遠隔システムで実施している。

## 7. 公的機関

1982年の行政手続きに関する法律（Law on Administrative Procedure (598/1982)）は、関係当事者が公的機関の使用する言語を話さない場合、またはその者の五感や言語能力の欠損によってその者の言っていることが理解できない場合、公的機関が率先して開始できる場合は公的機関が通訳を手配しなければならない規定している。

警察による逮捕者の扱いに関する法律では、ろう者が逮捕または収監された場合に手話通訳者を利用する権利が保障されている。同様の権利は、公判前勾留法および勾留法でも保障されている。公判前取り調べに関する法律の改正（427/2003）では、公判前取り調べの責任当局が通訳サービスを提供している場合を除いて、公判前取り調べにおいて、フィンランド語、スウェーデン語、サーミ語話者以外の人を聴取する場合、その者は無料の通訳者を得る権利があることを定めている（第37条）。必要な場合、聴取を受ける人が感覚障害または発語障害で苦勞している場合、通訳サービスがその者に合った方法で提供されなければならない。

放送に関しては、1998年のフィンランド国営放送（Yleisradio Oy）に関する法律（Act on Yleisradio Oy (746/1998)）が規定する。本法は、放送において、フィンランド語とスウェーデン語の話者を平等に扱い、また、サーミ語、ロマ語および手話の番組を制作し、適用可能な場合、国内の他の言語集団のための番組を制作することを求めている。

## 8. 手話研究

1996年のフィンランド言語研究所に関する法律（Law on the Research Institute for the Languages of Finland (591/96)）は、研究所の任務のひとつは、手話およびロマ語の調査および言語の純粹さの保存を担うことにあると定めている（第1条）。フィンランド言語研究所は、言語計画、辞典編纂、言語相談、講習会、調査プロジェクト等を行う。フィンランドろう者協会の手話ユニットと恒常的に協力し、2つの手話の使用範囲を拡大する活動を一緒に行っている。

詳細を規定するフィンランド言語研究所に関する政令（Decree on the Research Institute for the Languages of Finland (758/96)）では、研究所が設置する専門家機関のなかに、フィンランド語、スウェーデン語の委員会のほか、サーミ語、手話、ロマ語の委員会を設置することが規定された。委員会は、手話の使用と研究における特定分野の専門家であり7名で構成される。現在の委員は、4名がろう者でコーダを含めた3名が耳の聴こえる者である。必要に応じて他の分野の専門家を委員会に招くことがある。会議はフィンランド手話で行われ、その議事録はフィンランド語とフィンランド手話の2種類作成される。これらの議事録はいずれも公的文書である。

大学レベルの手話研究は、ツルク大学（Turku）とユバスキャラ大学（Jyväskylä）で行われている。

## 9. 権利確保に対する阻害要因

前述した生活場面の手話通訳サービス、教育における教育言語、母語としての手話の指導は、障害を基準にろう者に提供されるサービスであるので、必然的にその認定を行う医師らも一定の発言力を持つ。フィンランドでも、医師は、手話を使うと人工内耳の妨げとなるという古い考えを有している。手話によるサービスを受けるためには、医師から「手話が必要」であるという推薦が必要であり、無い場合は地方自治体からの支援が受けられない。しかし、例えばろうの生徒の両親が、ろう児には人工内耳と手話の両方が必要だと思って医師に推薦を求めても拒否されることが発生している。

ろう児の場合、両親がどの学校に行くか決めることができ、ろう児に対しては個別プランが作成されることになっている。学校に割り当てられる予算は耳の聴こえる生徒の2倍支給される。案を作る責任は学校にあり、手話や手話通訳なども入れられるが、一般に両親はどのような要素を入れることができるのか知らない。この予算を倍にするためには、医師の推薦が必要である。フィンランドでは人工内耳を受けた子どものほとんどは普通校に通い、ろう学校に通う生徒は減少してきたが、最近は回復傾向にあるという。人工内耳が期待していた効果を上げられず、再びろう学校に戻ってくることがあるからである。

## 10. サーミ語法

3つの認定言語のうち個別法が唯一存在するのが、サーミ語法（1086/2003）である。地理的な適用範囲が限られているものの、ニュージーランドにおけるマオリ語法の存在のように、今後、フィンランドろう者協会が目指しているフィンランド手話法の制定の基礎となる可能性を有する。以下、目的および背景を簡潔に紹介する。

サーミ語法（1086/2003）の目的は、サーミ人が自らの言語および文化を維持、発展させる憲法上の権利を保障することにあるとされる（第1条）。そのため、サーミ人の言語的権利を執行、促進する所管当局の義務を定めると同時に、サーミ人が自分の言語を裁判所およびその他の公的機関において使用する権利を定める。その目指すところは、サーミ人が、言語に関係なく、公平な裁判および良好な行政を受ける権利が保障され、かつ、サーミ人の言語権が、これらの権利にいちいち言及することなく実現されることにあるとされる。

先住民族であるサーミ人は、権利回復運動の結果、1991年の公的機関におけるサーミ語の使用に関する法律を制定することに成功し、これによりサーミ語は公用語に準ずる地位を獲得することになった（吉田[2001:34-35]）。そして、手話と同様に1995年の憲法改正によって、憲法レベルでの認知を受けることになった。前述した憲法第17条は、国内先住民族としてのサーミ人、ロマ人およびその他の民族集団は、固有の言語と文化を維持し、発展させる権利を有し、サーミ人が公的機関においてサーミ語を使用する権利については法律が制定されることが謳われている。また、地域自治を定める第121条は、サーミ人はサーミ人居住地域において法の定めるところにより自らの言語と文化にかかわる文化的自治を有することが謳われた。このために、サーミ議会法が憲法改正と同じく1995年に制定

され、サーミ人の文化的自治が明確に規定された(吉田[2001:39])。サーミ語法(1086/2003)は、1991年の公的機関におけるサーミ語の使用に関する法律で認知されたサーミ語を、憲法に照らして言語権として確保しようとするものである。

## 11. おわりに

フィンランドのろう者が憲法の中で手話の認知と手話通訳の権利を組み入れることができたのは、その後の関連法制の発展に大きな影響を及ぼす成果である。憲法は、手話使用者が基本的権利として手話という自分の言語を使用することを認め、政府に、手話使用者の文化を発展させるための積極的な措置をとることを義務づけた。憲法という国の最高法規で謳われたことから、ろう者または手話使用者と関連する立法、行政はそれに対応することが求められた。

上記憲法の規定を根拠に言語法が制定され、各国家機関は自己の所管する範囲においてそれぞれの言語の発展につとめることが課され、なかでも法務省が言語法を主管する部門として指定されたことの意義は大きい。言語の課題に対して、福祉ではなく、権利の側面から取り組むことが期待されるからである。言語の課題はまたさまざまな分野に跨ることから、法務省のように横断的に見ていける国家機関が主管することが望まれる。ただし、現実には省庁間には影響力の強弱があるので、主管官庁の選定は重要である。

手話通訳サービスの立法化はすでに1987年に開始されたが、従来は地方自治体が担っていた。法律は、最低利用時間を明記し、予算の確保をする意味で参考になる手法である。しかし、地方自治体が担った結果、財政格差などにより、利用時間の制約や手話通訳者の確保の問題が生じていた。フィンランドはそれを解決するために、2010年に障害者のための通訳サービスに関する法律を制定し、地方自治体から国に事業が移管された。同時に最低利用時間を拡大した上で、追加時間を要求できる規定を設け、ろう者が必要な分の手話通訳利用時間を確保できるよう改善が図られた。この教訓は日本にとっても示唆的である。

手話の習得については、フィンランドは教育に関する法律の中で具体的に定めている。これも憲法で認められた言語権を反映しており、小中学校にあたる基礎教育では、手話を教育言語として使用できることが明記されている。また、特に聴覚に障害がある生徒に対しては、必要な場合は、手話で教育しなければならないと定めている。さらに、生徒は自分のネイティブ言語である手話を母語として教わることができると定めている。したがって、教育言語としてのみならず、言語科目として母語を教わるができるシステムとなっている。高等学校においても同様である。耳の聴こえる生徒が自分の母語で教育を受け、母語を学ぶのと同様に、ろうの生徒も自分の母語である手話で教育を受け、母語である手話について学ぶことが制度化されており学ぶべき点は多い。

従来、ろう者は、手話使用者ではなく、障害者という法的地位しか有さなかったが、憲法により、言語・文化集団として認められたことは、障害者権利条約が謳う人権と尊厳の尊重につながるものである。ただし、実際には、言語およびろう者の母語として手話が認

知された一方、他方において手話通訳や手話による教育などのサービスへのアクセスは、障害を基準に提供されており、相克が生じているところである。サービス提供の予算確保のクライテリア（判定基準）としてそうした二重基準を受け入れることも戦略のひとつとするのか、フィンランドが現在取り組んでいるように完全に言語権の範疇にいれるよう概念転換を促していくのか議論が必要である。

もうひとつ大きな要素は、事実上の障害要因となっている医師による推薦である。多くのサービスは障害を基準にろう者に提供される仕組みになっているので、必然的に医師が一定の発言力を持つことになる。特に人工内耳との関係で、手話は否定的に捉えられることが多く、聴能発語など医療以外の、言語獲得、教育、言語使用にも少なからずの影響を及ぼしている。したがって、フィンランドと同じようにそうしたことが障害要因とならないように制度設計する必要がある。

参考：手話関連年表

年	法・制度
1978年	手話通訳養成の開始
1979年	手話通訳経費の公的負担の開始
1987年	障害者のためのサービスと支援法（手話通訳）
1992年	患者の地位と権利に関する法律（手話通訳）
1995年	憲法で「手話」が言語として認知される
1996年	言語法、言語研究所政令に手話が追加される
1997年	手話委員会が設立される（場所はFAD）
1998年	基礎教育、高等教育、職業教育の法律に手話使用が明記される
2000年	社会福祉サービス法
2003年	国籍法で帰化条件にフィンランド手話が明記される
2003年	言語法で「手話」の報告が義務化される
2010年	障害者のための通訳法
2010年	FADと言語研究所が「フィンランド手話の言語政策プログラム」を発表
2011年	法務省が「手話使用者の言語権」報告を発表

## ＝ハンガリー＝

ヨーロッパの中央に位置するハンガリーは人口が 1,000 万人を下回る小国であるが、民族構成もハンガリー人が 95%を占めており、住民の約 94%がハンガリー語を話している点で、ニュージーランドやフィンランドとは異なり、日本と極めて似た状況となっている。

### 日本とハンガリーの比較表

	日本	ハンガリー
国土面積	378,000km <sup>2</sup>	93,030km <sup>2</sup>
人口	1億2728万人	999万人
GDP	34千ドル（1人あたり）	19千ドル（1人あたり）
民族構成	日本人 98.5% アイヌ人 0.2%（20万人）	ハンガリー人 95% ドイツ人 1%
手話を使うろう者の人口	5万人（0.04%） ※平成18年（2006）身体障害児・者実態調査より	2万人（0.2%）
手話通訳者	3,009名 ※2012年2月までの手話通訳士合格者数	70名ほど

### ろう・難聴者協会の取組み

ハンガリーろう・難聴者協会（SINOSZ）は以前より手話の法的認知を求めて運動を続けてきているが、大きな転機となったのは国連の「障害者権利条約」の採択である。ハンガリー議会は 2007 年 6 月 25 日に同条約を批准し、政府はこの批准を伝える官報を視覚障害者のために点字版、理解と読解に困難がある人々のために簡易版、ろう・難聴者のために手話版、それぞれの形で発表した。

SINOSZ は、障害者権利条約、とくに 21 条（手話の使用）について国民の意識を高めることを主な目標とし、そのために会議の開催、デモの実施、啓発イベントの開催、市民コーカスの設置、ロビー活動など多彩な取り組みを展開してきた。

2007 年 12 月 7 日に、SINOSZ は創立 100 周年を記念して、国際会議「自立した生活 - ニューヨークからブタペストへの道」をハンガリー議会主催で実現し、世界ろう連盟理事長、各国の法律を専門とするろう者、ろう者の議員によるメッセージを社会労働相、ハンガリー議会議長など政府関係者に伝えた。そして、翌 8 日にはドナウ川に沿って約 1,800 人が人の鎖となる大がかりなデモ行進を実施している。このデモでは参加者全員が共通の青いレインコートを着用するなど、マスメディアを効果的に利用する工夫がなされた。

2008年9月19～20日にも再び手話関連の会議を開催したが、政府側代表者(社会労働相)がこの席上で発言した反対意見がマスコミに大きく取り上げられ、国民の関心を大いに集める効果があった。その他にも、新聞記事、インターネット、国連条約をわかりやすく解説する出版物などで国民に対する情報発信を積極的に行った。コーサ会長より、重要なことは一つに「時間」、二つ目が「エネルギー」、そして三つ目は「人」であり、ろう・難聴者協会だけでなく、他の障害者団体の抱える問題を積極的に理解し、共通する課題を国民に向けて発信していくことがとくに重要であるとの意見をいただいた。

具体的な例として、障害者権利条約を国に浸透させるために市民コーカスが作られたことがあげられる。非公式で組織化されていないが、非常に実践的な団体であり、NGO、オンブズマン、教育機関などからの参加があり、国連「障害者権利条約」の施行を監視(モニタリング)する独立したオンブズマン制度や、後見人制度の廃止などを政府に提案している。

2008年9月の手話関連の会議で政府代表が反対意見を出したことに対するマスコミの大きな関心を追い風に、社会労働相との面談が実現した。これをきっかけに、手話言語法案を支援する政党の獲得が成功、この政党を通してハンガリー議会での質問が実現し、同年11月に草案が取りまとめられた。翌2009年3月5日には、法案に関する第1回目の協議が開催され、手話の役割及び身体障害と言語少数派の問題の明確化が図られ、同年4月15日に主要4政党の支持を得て、議会で手話言語法の採択を促す決議が提出された。その後、各省庁、特殊教育大学などと公式会合と協議が重ねられた。同年9月29日に、ろう・難聴者協会会長のコーサ氏がハンガリー議会で手話言語法案に関するスピーチを手話で行い、11月9日に「ハンガリー手話およびハンガリー手話の使用に関する2009年法律(ハンガリー手話言語法)」が採択された。

## ハンガリー手話言語法

コーサ氏の話によると、ハンガリー手話言語法を作るにあたってモデルとなったのは、ニュージーランド手話言語法及びフィンランドの手話に関する法規である。以下、ハンガリー手話言語法の中で注目すべき点を取り上げ解説することとする。

### 1. 手話をめぐる用語

ハンガリー手話言語法は第1条で「ハンガリー手話」と「特別なコミュニケーションシステム」の用語を使用している。

#### *Section 1*

The purpose of this Act is to recognize the linguistic status of Hungarian Sign Language and to ensure that deaf and deafblind persons can use Hungarian Sign Language and special communication systems and have access to sign language interpreting services financed by the State. (傍線は筆者による)

第1条 この法律は、ハンガリー手話の言語的位置を認知し、並びにろう者及び盲ろう者がハンガリー手話および特別なコミュニケーションシステムを使用することができ、また政府負担の手話通訳サービスを利用することが出来るよう保障することを目的とする。(傍線は報告者による)

「ハンガリー手話」は第3条で「独自の体系を持った自然言語」と定義されており、「特別なコミュニケーションシステム」は付属書で「tactile sign language(触手話)」「signed Hungarian language(手指ハンガリー語)」「fingerspelling(指文字)」「dactyl hand-over-hand signing(掌指文字)」「visualization of Hungarian speech(ハンガリー語発話の視覚化=読唇)」「writing down Hungarian speech(ハンガリー語発話の筆記)」「Lorm alphabet(速記アルファベット)」「palm writing(掌筆記)」「Braille writing(点字)」「Tactile form of Braille writing(指点字)」「Tadoma vibration method(咽喉部の振動法)」の11項目が含まれるとしている。「ハンガリー手話」は「特別なコミュニケーションシステム」に含まれない。つまり、ハンガリー手話を言語とみなす一方、特別なコミュニケーションシステムに含める11項目は言語とみなさないという基準が示されていることになり、この区別は手話言語法全体にわたって維持されている。

例として第12条を見てみる。

#### *Section 12*

(1) In special needs education and training institutions established for deaf and deafblind children/students (hereinafter referred to as special needs education institutions), in the course of kindergarten education and from the preparatory year of school-based education and training, it is compulsory to teach Hungarian Sign Language or a special communication system to deaf or deafblind children.

第12条 (1) ろう及び盲ろう児児童・生徒のために設立された特別ニーズ教育・訓練機関(以下「特別ニーズ教育機関」)では、幼稚園教育の課程及び就学前教育の年から、ろうや盲ろうの児童に、ハンガリー手話あるいは特別なコミュニケーションシステムを指導することが義務付けられている。

ハンガリー手話と特別なコミュニケーションシステムの二つを両方記載し、どちらかを指導することを義務付けているのが本法の特色である。このように二つの違う概念がそれぞれ別の言葉で書き分けられていることは、同じ第12条の別項でも見て取れる。

(3) Hungarian Sign Language shall be taught only by teachers specializing in sign language.

(4) Special communication systems shall be taught only by special needs teachers specializing in blind pedagogy or deaf pedagogy.

(3) ハンガリー手話は、手話を専門とする教師によって指導されなければならない。

(4) 特別なコミュニケーションシステムは、視覚障害児教育あるいはろう教育を専門とする特別ニーズ教育の教師によって指導されなければならない。

本人ないし保護者にハンガリー手話か特別なコミュニケーションシステムのどちらかを  
選択する権利が保障されることと、教育機関が両者を混同してはならないことの二点が示  
されていると言えよう。

## 2. 手話使用者

ハンガリー手話に関して注目すべき点がもう一つある。それは第3条2項でハンガリー手話  
を使う全ての国民に、手話を使用し、発展させ、保存する権利を保障している点である。

### *Section 3*

(2) The community of persons using the Hungarian Sign Language shall have the right to  
use, develop and preserve the Hungarian Sign Language, as well as to foster, extend and  
transmit deaf culture.

(2) ハンガリー手話使用者のコミュニティは、ハンガリー手話を使用し、発展  
させ、保存する権利を有するとともに、ろう文化を育成し、拡大し、継承する権利を  
有する。

この点について、コーサ氏は「ろう者の言語である手話を法律でもそのように位置付け  
てしまうと、実際に使用しているろう者以外の国民、例えば盲ろう者、ろう者のいる家族、  
手話通訳者などの権利が保障されなくなってしまう。だからろう者の言語という言い方よ  
りは手話使用者という言い方を法律で強調した。」と述べている。「ハンガリー手話言語法」  
の後に制定された2012年憲法「ハンガリー基本法」に至っては、「ハンガリー手話」の記  
載のみとシンプルになっており、「ろう者」の記述は見られない。フィンランドの憲法に「手  
話を使用する人および障害により通訳または翻訳の援助を必要とする人の権利」と記載さ  
れているのとは大きく異なる。

### Article H

(1) In Hungary the official language shall be Hungarian.

(2) Hungary shall protect the Hungarian language.

(3) Hungary shall protect Hungarian Sign Language as a part of Hungarian culture.

(1) ハンガリーの公用語はハンガリー語とする。

(2) ハンガリーはハンガリー語を保護する(守る)。

(3) ハンガリーはハンガリー手話をハンガリー文化の一部として保護する(守る)。

### 3. バイリンガル教育の保障

ハンガリー手話言語法は、第 14 条で保護者が教育法を決定する際に有する選択肢としてバイリンガル教育と聴覚口話法の二つを明記している。

#### *Special rules pertaining to the education of deaf children*

##### *Section 14*

(1) A deaf child may take part in early development and care using, upon the decision of his/her parent (guardian), either the bilingual or the auditive-verbal method.

ろう児教育に関する特別な規則 第 14 条 (1) ろう児は、保護者の決定により、バイリンガル教育あるいは聴覚口話法によって早期教育を受けることが出来る。

コーサ氏の説明によれば、現在は聴覚口話法を採用する聾学校が圧倒的な状況であるため、ハンガリー手話言語法でろう児教育に関する特別な規則を規定し、この法を運用するための環境条件づくりとして、教育省がバイリンガル教育に対応できる教員の養成を開始していると言う。

「2009 年に手話言語法が制定された時点では依然として口話による教育が中心で、手話を本格的に導入する状況ではありませんでした。ろうの先生も 1 人か、2 人と非常に少ない状況です。それで、法律を作ってもすぐにバイリンガル教育体制に移行するのは無理があります。そこで、2017 年にバイリンガル教育を開始することを手話言語法に明記した上で、ろう教員の養成を進めるなど準備をしています。2009 年の手話言語法ですでに運用されている規定は、一つ目に、ろう学校に通う子供が 5 名以上いる場合は、両親が希望すれば手話の指導が義務付けられるというのがあります。また両親が手話の学習をしたい場合は政府が支援を行うことになっています。二つ目は、一般校に通うろう児の場合、必ず無料で手話を学習する機会を提供するものとしています。多くのろう児が一般校にインテグレーションしているのですが、孤立感、アイデンティティの乱れなどにおける問題が顕著になっています。そして三つ目ですが、生まれた子供に聴覚障害が発見された時点で、両親が手話の学習を政府からの支援で受ける機会を与えることです。この 3 つの機会が手話言語法で保障されています。ただ、聴覚障害が発見されたらすぐに手話使用を開始するべきというような規定はありません。しかし、2017 年のバイリンガル教育開始でこの問題は解決されていくことと思います。(2011 年 5 月 27 日ヒアリング記録より)」

### 4. 保護者への情報提供義務

フィンランドでろう児と保護者が手話による教育を受ける権利の確保を阻害される要因として、医療関係者が手話に対して否定的な考えを持っているという古い体質の存在が指摘されている。教育言語としての手話の選択が障害を基準にされていることがこの問題の

本質であるが、ハンガリーにおいてもその本質が横たわっていることに変わりはない。ハンガリー手話言語法は、この阻害要因を解消するための手段として、第 14 条 5 項及び第 17 条において、教育関係者及び医療関係者の保護者に対する情報提供のあり方を規定している。

#### ***Section 14***

(5) The expert and rehabilitation committee appointed in accordance with the Public Education Act shall inform the parents (guardians) of the bilingual and the auditive-verbal methods of education.

(5) 学校教育法に従って設置された専門家及びリハビリテーション委員会は、保護者に対してバイリンガル教育及び聴覚口話法教育についての情報を提供する。

### ***Amendment to Act XXVI of 1998 on the Rights and Equal Chances of Persons with Disabilities***

#### ***Section 17***

The following Subsection (4) shall be added to Section 12 of the Disabilities Act:

“(4) When establishing the disability of a minor person, the physician – or any other healthcare worker authorized by the physician – shall immediately inform the parent (guardian) of the available allowances and development opportunities. The minister responsible for promoting social equality shall provide for the publication of such information.”

障害者の権利と機会均等に関する 1998 年法律第 26 号の修正 第 17 条 障害者の第 12 条に、以下の第 4 項を追記する。「(4) 未成年者の障害を認定する際、医師または医師が承認した医療従事者は、速やかに保護者に対し、利用可能な諸手当及び発達の可能性に関する情報を提供しなければならない。社会的平等の促進に責任を有する大臣は、こうした情報を掲載した発行物を提供しなければならない。」

第 14 条は学校教育法、第 17 条は障害者法に関するものと違うが、両方に共通しているのは、聴覚に障害が発見された時点で、医療及び教育の関係者が聴覚障害児の保護者に対して偏った情報のみを提供することを禁じている点である。欧州全体で人工内耳埋め込み手術の情報しか提供しない医療関係者や聴覚口話法についてしか説明しない教育関係者が増加している現状を鑑みると、第 14 条及び第 17 条は人工内耳埋め込み手術や聴覚口話法といった偏りを是正し、手話言語やバイリンガル教育に関する情報も合わせて提供するシステムの構築を促すひとつの効果的な条文であるといえよう。

[参考文献]

- 吉田欣吾 [2001]「フィンランドにおける言語的少数派と言語権保障」『東海大学紀要文学部』第75輯、2001年、33-52頁。
- Colin Allen (comp.) [2008] *Global Survey Report: WFD Regional Secretariat for Asia and the Pacific (WFD RSA/P)*, Global Education Pre-Planning Project on the Human Rights of Deaf People, World Federation of the Deaf and Swedish National Association of the Deaf.
- Deaf Association of New Zealand [2006] *New Zealand Sign Language Act 2006 Implementation Strategy*, Discussion Paper.
- Department of Economic and Social Affairs (UN-DESA), the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR) and the Inter-Parliamentary Union (IPU) [2007], *From Exclusion to Equality - Realizing the rights of persons with disabilities* (Handbook for Parliamentarians on the Convention on the Rights of Persons with Disabilities and its Optional Protocol), Geneva: United Nations, at <http://www.un.org/disabilities/documents/toolaction/ipuhb.pdf>.
- Patricia Dugdale [2001], *Talking Hands, Listening Eyes: The history of the Deaf Association of New Zealand*. Deaf Association of New Zealand.
- Finland Association of the Deaf & Research Institute for the Language of Finland [forthcoming] *The Language Policy Programme of Finland's National Sign Languages* (Draft May 2011), on file.
- Finnish Association of the Deaf [2005] *FAD News - The Finnish Association of the Deaf 2005*.
- Fitzgerald & Associates [2010] *Deaf Way: A New Service Delivery Model*, Deaf Aotearoa (New Zealand).
- Government of Finland [2008] *Third Report on the Implementation of the Revised European Social Charter, Cycle 2008* (RAP/Rcha/FI/III(2008)).
- Government of Finland [2010] *The Fourth Periodic Report of Finland on the Application of the European Charter for Regional or Minority Languages*, September 2010
- Rachel Locker Mckee [2006], "The Eyes Have It! Our Third Official Language: New Zealand Sign Language," *Journal of New Zealand Studies*, NS 4-5, October 2005-October 2006, pp.129-148.
- Ministry of Justice [2006] *Report of the Government on the application of language legislation 2006*.
- Ministry of Justice [2009] *Report of the Government on the application of language legislation 2009*.

Jemina Napier, Rachel Mckee & Della Goswell [2010] *Sign Language Interpreting: Theory and Practice in Australia and New Zealand*, 2nd Edition, The Federation Press.

Office for Disability Issues (ODI), “*New Zealand Sign Language Act 2006*”, at <http://www.odi.govt.nz/what-we-do/nzsl/index.html>.

Nina Timmermans [2003] *A Comparative analysis of the status of sign languages in Europe*.

United Nations, Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, Inter-Parliamentary Union [2007] *From Exclusion to Equality: Realizing the rights of persons with disabilities, Handbook for Parliamentarians on the Convention on the Rights of Persons with Disabilities and its Optional Protocol*, Geneva: United Nations.

Mark Wheatley & Annika Pabsch [2010] *Sign Language Legislation in the European Union*, Brussels: European Union of the Deaf.

## 欧州ろう連合事務総長(Mark Wheatly 氏)及び 欧州議会議員(Adam Kosa 氏)へのインタビュー記録

2011年5月27日、ブタペスト(ハンガリー)にて

大杉(O)：今日はお2人とも1日中お疲れさまでした。お二人がシンポジウムを運営されている様子を一日見せていただき大変感激いたしました。

Adam Kosa(A)、Mark Wheatly(M)：どうもありがとうございます。

O：一つひとつの報告が大変わかりやすく、しかも国際手話も使われていたのが大変助かりました。本日はお時間を作っていただき、本当にありがとうございます。2時間もかからないでしょう。多分7時くらいまでには終わるでしょうか。ところで、Markさんは欧州ろう連合事務総長でいらっしゃいますね。Adamさんは、ハンガリーろう難聴者協会会長兼欧州議会議員(ハンガリー選出)でいらっしゃいますね。まず、アダムさんが欧州議会議員になった方法についてお聞かせください。

A：選挙ですが。欧州連合は27カ国が加盟しています。ドイツ、フランス、イギリスなど。5年毎に選挙をやります。人口比で各国から議員が選ばれますが、ハンガリーは人口が少ないので22人選ばれます。ドイツは99人選ばれます。イギリスは70人程ですね。その様に各国で人数が異なります。欧州全域で同時に選挙を行いますが、わたしはその中でハンガリー地域で当選し、5年間任期を務めることになったのです。欧州議会は欧州連合が運営しています。

O：確認させてください。ハンガリーから22人が立候補して、その中から選ばれるのですか。

A：いいえ、沢山の候補者(400人程)が出て、その中から22人が選ばれて欧州議会に行くという意味です。

O：自分で講演など選挙活動をしたのですか。

A：その通りです。自分のPR、演説、もちろん手話で、です。いろいろと6ヶ月程選挙運動をしましたよ。障害を持つ国民に訴えたのではなく、全ての国民に訴えました。もちろん、障害を持つ国民をまず助けるという考えは基本にありました。

○：議員は他に盲や肢体不自由者等はいますか。

A：いません。でも欧州議会議員には他の国ですが、車椅子使用者1名を含めて肢体不自由者や視覚障害者が何名かいます。欧州議会議員は726人いますよ。その中で障害者の法案（政策作り）に絞っているのは私だけです。

○：選挙運動の時に、欧州ろう連合から支持を受けていましたか。

A：もちろんです。ただ、わたしはハンガリーの国民による選挙で戦ったので、欧州ろう連合の皆さんが直接投票してくれた訳ではないです。でもろう者が立候補したという事で、欧州全体の聾者が応援してくださいました。

○：なるほど。そして今、議員として欧州ろう連合と協力し合っているのですか。

M：ブリュッセルで欧州ろう連合の事務所、私がいるところと、アダムさんの事務所が歩いて10分と近いんです。

○：じゃあ、朝ご飯とか昼、夜いつも会って話されているんですか。

M：いやいや。アダムさんは非常にお忙しい方でおられる。秘書にアダムさんのスケジュールを聞いて、わずかな隙間を無理言って空けてもらって、会ったら急いで話す、アダムさんはすぐどこか会議に出てしまうんです。

A：そうですね、確かに私は会議が数分刻みで入っている程忙しいです。でもちゃんとした理由があるのです。わたしはハンガリーの人で、普通は月曜日から金曜日までベルギーに行って仕事ですが、わたしは1日に会議を沢山入れる方法でベルギーにいる期間を3日か4日と短くして、残りをハンガリーでのろう難聴者協会の活動の時間にあてているのです。というわけでマークさんと会う時間をなかなか作れないのですが、時々仕事後の夕食を一緒にするなどして、できるだけ会って話す時間を増やす様にしています。

○：ところで、アシスタントがおられるのでしょうか。ハンガリー人ですか。

A：そうです。

○：通訳を兼ねているのですか。

A：いえ、他に通訳者二人がつきます。ブリュッセルに行く日にちが決まったら、皆に伝えて、アシスタント、通訳者二名合わせて3人が私と一緒にブ

リュッセルに行く方法です。ハンガリーで 10 人の通訳者と契約していて、いつも交替して同行してもらいます。通訳者の質は高いです。

○：通訳者はトレーニングを積んでいるのですか。

A：以前はトレーニングをさせましたが、今は全員が熟練となったのでトレーニングはしていません。もちろん、毎回事前に内容を把握して、手話表現の確認などを行っています。

○：通訳経費はどこが支払うのですか。

A：議会です。議員に選出された後、まずこちらから通訳者二名を連れてブリュッセルで議会の担当者と会って相談しました。議会が出来る事はするので何が必要か、字幕かと聞いてくるので、私は「手話通訳者 2 名」と即答しました。ハンガリーからの往復交通費、通訳報酬、宿泊など滞在費用すべてで 200,000 ユーロ以上かかりますが、議会が全額負担する事を約束してくれました。その他色々確認して議員としての契約を交わし、わたしはさらに通訳者との契約も交わしたという事です。

○：コーサさんは周りから注目されていますから、そこは大事な事ですね。ところで、議会は多くの国から議員が集まるが故に言語もいろいろと思います。やはり英語を中心に使うのでしょうか。

A：いいえ。欧州連合は言語に関するポリシーを策定していて、全ての言語は平等という考えです。それで公的な会議では公式言語を 23 言語と定めています。つまり、議会の会議中は 23 言語が同時に進むという事です。議場には通訳のブースがずらっと並んでいて、デンマーク語、英語、アイスランド語、ハンガリー語などです。公的な会議は英語で進められても、ハンガリー語通訳がきちんとされていますからそのハンガリー語をハンガリーの手話通訳者が聞いて通訳する訳です。でも非公式の、例えば休憩中に個人的に会うときなどは、英語で筆談するか、手話通訳者が分かる範囲で通訳するかた、大抵はメールアドレスを交換してあとからメールで連絡し合います。どうしても通訳が必要なときは国際手話通訳を手配することもあります。問題はありません。スカイプもありますからね、大事な事は議会の議員達が私のことをきちんと理解してくださる事です。コミュニケーションに問題があるから、筆談が必要とか、通訳が必要とか、きちんとした理解が広がっていますから、問題はありません。

O : 素晴らしい話ですね。アダムさんと話し込んでしまいました。マークさんごめんなさい。欧州ろう連合について話してくださいますか。欧州ろう連合は素晴らしい仕事をしていらっしゃると思います。昨年11月でしたか、手話の法制化に関するシンポジウムを開催してブリュッセル宣言を出されていますね。そのあたりについて話してくださいますか。

M : 欧州ろう連合が設立されてから26年経ちますが、最初の頃は欧州内、フランス、ドイツなど少数の国で運営を行っていましたが、そのうちイギリスの他いくつかの国々が興味を持つようになり、健聴者の社会にあるような連合をろう社会にも作ったらどうかという考えが広まり、ろう者による連合を立ち上げ、当初はE C R S という名前から始まりました。当初は8日国と少数でしたが、少しずつ増えていき、12カ国、そして27カ国にまで拡大していき、名称も1992年にEUDに変更しました。その後、27カ国に加え、欧州経済共同体と同様な感じで、3カ国アイスランド、ノルウェー、スイスが連携し、合わせて30カ国になりました。他に6カ国、クロアチア、ボスニアヘルツェゴビナ、トルコ、マケドニア、イスラエル、セルビアも加盟の意向を示しております。欧州評議会から資金を得て、手話の理解運動に努めてきました。そして1988年、1998年と、欧州議会などにおける手話の必要性を認知する請願の採択を実現してきました。その後、アダムさんが議員に選出され、欧州全体を見回していくうちにいろいろなことに気づいてきました。欧州各国におけるろう社会の状況は同じではありません。ある国は通訳に対する保障は充実しているのに、ある国では全然保障されていないなど、様々です。欧州連合は「移動の自由」を保障しており、健聴者の世界では、いくつかの国をまたがって仕事をこなすのは日常茶飯事、今日はフランス、明日はイギリス、ドイツと移動しながら仕事していくのは当たり前になっています。しかし、ろう者の場合は、通訳の質が国々によって異なってくるので、いくつかの国をまたがって仕事をする上で支障が出るのです。そこで、私達は平等の権利を主張するために「ブリュッセル宣言」を出すことを決め、欧州における重要人物を招集、彼等の署名を集めました。彼等の中には、アダムさん、EUD会長、30の加盟ろう協会代表、欧州手話通訳フォーラム会長、WFD会長、WASLI会長がいます。この「ブリュッセル宣言」のお陰で、今まで口で直接伝えてもなかなか伝えられなかったという問題が解決されるなど、重要なツールとなりつつあります。

A : 欧州連合は米国のような感じではないことを知っていただきたいと思えますね。米国は州における政治がうまく統合されておりますが、欧州では政

策によって管轄する、しないにわかれてきます。例えば、漁業においては欧州連合が責任をとりますが、福祉は各国がそれぞれ対応するようになっています。手話に関しては各国が責任をとるようにしています。欧州連合は連合で定められた法制には従いますが、それが問題なわけです。ある国は手話の法制化を認めているのに、ある国では認められていない、こういったばらつきを出来るだけ減らすために、「ブリュッセル宣言」を提示することにより、国が守るべき最低水準（ミニマム）を訴えていくことが重要なのです。

M：欧州全体で平均約 75 人のろう者に対して 1 人の通訳者がいます。北欧、例えばフィンランドでは 6 人に 1 人、スウェーデンでは 20 人に 1 人の割合で、スカンジナビアは状況が良いです。下方へ行くにつれ、例えばルーマニアとか 2,000 人に 1 人、あるところでは 3,000 人に 1 人、と状況は悪くなっていき、それを平均して 75 人に 1 人という計算になります。こういった格差は良くない、欧州連合同様国々が平等であるべきだと考えています。100 人に 1 人くらいならまだしも 4,000 人に 1 人という状況はかなりひどいと思います。警察、裁判で通訳が足りない、通訳してくれる人がいたとしても手話が出来る家族にしてもらったり、その家族達も通訳養成を受けていない状態にいる、こういった状況はあってはならないことだと思います。そういう意味で欧州連合の各国が守るべき最低水準（ミニマム）を提示したのがブリュッセル宣言であるともいえますね。

A：欧州ろう連合、国々におけるろう協会、そして私が一体となって欧州連合に手話の言語的平等性を訴えていくことで、各国の政府機関にプレッシャーをかけていくことができるでしょう。ある国の協会がそのわたしたちの行動を見ていくことで、自分達も見習いたいと思っていただけるようにしていけたらと思っています。最近ではアイスランドで手話が法制化されたり、イタリアで運動が起こったりと、そうして 27 カ国全てにおいて手話の言語的法制化が実現することを望んでいます。「ブリュッセル宣言」の目的は、全ての国において手話の言語性が法制化されることで、欧州評議会においても手話への理解が促進され、各国の行政機関、議会にその理解が広がることです。そして手話に関する政策が活発になるでしょう。とにかく、国々それぞれで働きかけていくことが大事だと思います。ハンガリーは 5 年ほど一気に取り組んで法制化を勝ち取りました。ポーランドはまだ法制化されておらず、今運動を行っています。イタリアでは最近デモが起こっていますね。とにかく粘り強く運動を続けていくことで 5～10 年で法制化されていくようになると思います。EUD が発行した書籍に情報が記

載されています。私も油断することなく、その活動を広げていくために講演をしたり、ワークショップをしたりするなどしています。私がハンガリーで法制化の実現にむけて取り組んでいた時に、相手によっては会って話を聞いてくれたのにその後何の対応もなし、といったリアクションはいつものことでした。それでも粘り強く組織による取組みを続けていったおかげで法制化が実現しました。ただ、それまでの道のり約30年間は並大抵のものではありません。まあ、最近は何と比べて取り組みやすくなった面があります。EUDもここ2年はよい仕事していると思います。

O：わかりやすい説明、ありがとうございます。欧州各国を見渡してみますと、それぞれ手話の言語性を規定する法律が違います。国々それぞれ、具体的にどんな法律に重点を置いているか、質の問題は別の問題として、教えてくださいませんか。例えば、教育法、憲法、言語法など、どういう分野の法律に重点を置いているのか、そしてどういったあり方が将来的に一番いいと思いますか。

M：良い質問ですね。2つの方向性があると思います。1つの方はすでにろう者による運動で手話の法制化がすでになされているところです。例えば、フランスではフランス手話の法制化に向けてろう者がデモ行進に参加しました。その働きかけでフランスの手話は障害者福祉法の中の75番のところに記載される形で、法制化されました。しかし、「手話を尊重する」という文のみで、実体がありません。この法制化で万歳と言うか、その後のフランスの社会に何の変化もありません。これが一つのパターン、法制化されたら終わりと言うものです。もう1つのパターンは、例えばスカンジナビア諸国に見られます。例えばフィンランドは憲法に手話の言語性が明記されていますね。ただ、詳細については規定されておらず、フィンランドのろう協会は、言語法を持つサーミ語と同等な対応が法的に保障されるよう、手話言語法の制定の要望を続けています。手話が法制化されることで可能性もぐんと広がっていくわけです。このように、すでに手話が法制化された後、活動をしていない国もあれば、運動を続けている国もある、この2つの違いが顕著であるように思います。こういった状況から、口話、人工内耳などといった様々な問題が見られています。例えばイタリアですが、4年前にイタリア手話の法制化を求める取組みがありました。しかし、議員の交替が頻繁に行われており、政権交代も多いです。それで、政情によって法制化に向けての申請運動が行き詰まってしまう、その繰り返しが続いています。最近ようやく手話の法制化に関する議案が通過したものの、横から邪魔が入ったりして、結局イタリア身振りというイタリア手話では

ない全く別の言葉が出てきたりして、今騒ぎが起こっているわけです。イタリारろう協会もそれまで全くロビー活動をしてこなかったのも、ただ申請しただけで、それで結局この問題が表面化されて初めて慌てる、こういった問題を欧州ろう連合は多く見てきています。国々によって状況はかわってくると思います。ある国は教育に重点を置いています、別の国は手話通訳サービスの充実に重点を置いてきています。こういったパターンがよいか、と言われると、難しいですね。国々それぞれ文化が異なり、通訳か、それとも教育か、ろう者の社会が重要視する要望の内容は変わってくると思います。アダムさん、いかがですか？

A：あなたから先日送られてきたインタビュー質問リストを読みました。私は日本の法体系、組織をあまり知らないのですが、重要なことは何かと言いますと、方法、やりかただと思います。ハンガリーでも、目標を1つに定めて、運動を何回も起こしていき、失敗しながらも諦めずにきちんとした計画を立てて行きながらやり直す、それを繰り返し、1つずつクリアしていき、少しずつ勝ち取っていく、そうやって法制化を進めてきました。ところで、私は弁護士です。法体系のパワーは重要です。私として、手話が憲法にきちんと記載されていることをうれしく思っています。しかし、憲法に通訳や教育など細かいことを記載はできません。手話のみについて諸事項を定める法律の制定、これが大事だと思います。フランスの場合は、手話の法制化と言いましても、他に障害を持つ人に関する記述も含まれており、その中にろう者は手話というような記載になっています。私は個人的にあまり好きではありません。手話に特化した法律、これが良いと思います。ろう者の権利などについての法律ではありません。なぜなら、ろう者だと手話使用者の範囲が限られてしまうからです。手話のみにしておけば、手話通訳者など手話使用者の範囲が広がります。ハンガリーの場合は、ハンガリー手話による法律を制定しており、憲法でなくこの法律においてろう者と難聴者の言語と明記しています。また、ろう、難聴、盲ろう者に対して、通信、教育など必要な言語に関わるサービスを全て記載しています。国々によって文化が異なるので、法体系を同一化させることは難しいと思います。ドイツでは障害者福祉法において手話に関わる諸事項が規定されていますが、ドイツ人は決められた法律をきちんと運用していますので、このパターンでも問題は全くないようです。ドイツと比するとフランス人はイメージ的にはフラフラしていますね。とにかく、国々によって違うんです。日本ならドイツと同じように真面目にきちんと系統立てながらやっていくでしょうから、たとえば障害者法に規定されただけとして

も問題はないものと思いますね。国によっては、手話が法制化されても、音楽を聞き流すような感じであまり重要視しないところもあるのです。法律がいかにかパワーを持っているかもっと認識して欲しいですね。もし規定内容に従わない場合は罰する、私のところハンガリーの手話言語法ではそのように記述してありますよ。日本が手話言語を法制化していくのが簡単かどうかはわかりませんが、無理強いさせるつもりもありません。何か一番言いたいのかと言いますと、方針が重要だということです。ハンガリーは取組みの一環としてシンポジウムやフォーラムを開催しました。EUDから、WFDから、米国から、カナダから講師に来ていただき、政府の人たちも参加して下さったことが、大きな力になりました。明確な方針とそれに沿った取組みが重要です。

O：ヨーロッパでも進んでいる国、なかなか進んでいない国があるようですが、EUDとしてはなかなか進んでいない国にどのような問題があるか見ていますか。

M：そうですね、小さい国、大きい国にかなり格差が見られているように思います。小さい国は例えば、マルタ、キプロス、リトアニアとか。アイスランドには人口は全体で30万人の中に300人ほどのろう者がいるんですが、お互いに交流があるんです。私がいるイギリスは10万人ほどのろう者であればですが、アイスランドはろう者の数が少ないので、私からすればデフファミリーみたいな感じを受けます。1つの見方をすれば、人口が少なく、議員との接点もあり、まとまって運動を起こしやすいということです。去年、アイスランドろう協会50周年記念のイベントに参加したのですが、ディナーの時に首相（か大統領）が来ていたんです。車を降りた時も警護なしで自分で会場に入ってきたんです。また、首相と近くの席に座ったりしながら、気軽に手話政策のことなど話し合う機会があったんです。私がいるイギリスでは絶対こういうことなんて考えられないですよ。もっと上の立場にいかない限り、政府関係者と話し合う機会なんてないわけです。人口が少ないということは運動も起こしやすい、でもその反面交流範囲がせまいので、入る情報も限られ、なかなか斬新な行動を起こせないんです。そこで欧州ろう連合がサポートしたりして、彼等に出来ることは何か自覚させています。このように各国で文化による違いがあって、それぞれにあわせた取組みが必要なんですね。欧州連合は月ごとに加盟国回り持ちで運営を担当していて、最近ではポーランド、その次がデンマーク、その次がキプロスでした。そのキプロス担当の時にキプロスの大臣にお会いしたときのことで、「あなたを驚かせる話がある」と話を切り出されて、伺って

みると、その大臣は政界に入る前にろう者にサッカーを教えていたそうです。それでキプロスにろう者がいて彼らが手話を使っていることはよく知っている。さらに妻は今もろう児に手話で教えているとか。「確かにあなたは私を驚かせましたね」とその場の話が終ったのですが、私自身は今まで大臣の世界は手の届かない遠いところにあると思っていたのです。それがそうでもないこともあるとわかって、こういうチャンスも活かしたロビー活動が大切であると実感した次第です。ところで、アイスランドの嬉しいニュースがありましたが、法律レベルなのか憲法レベルなのか、まだわかりません。本日知ったばかりです。これから色々確認した上で、EUDとしてアイスランドのろう者組織を支援して行きたいと思います。これが私の仕事です。

○：人工内耳をつける子供が増えている問題について話したいと思います。新生児スクリーニングでろうであることがわかった時点で手話を教えるよう義務付けている法律を定めている国はありますか？

A：ハンガリーですね。2009年に手話言語法が制定された時点では依然として口話による教育が中心で、手話を本格的に導入する状況ではありませんでした。ろうの先生も1人か、2人と非常に少ない状況です。それで、法律を作ってもすぐにバイリンガル教育体制に移行するのは無理があります。そこで、2017年にバイリンガル教育を開始することを手話言語法に明記した上で、ろう教員の養成を進めるなど準備をしています。2009年の手話言語法ですでに運用されている規定は、一つ目に、ろう学校に通う子供が5名以上いる場合は、両親が希望すれば手話の指導が義務付けられるというのがあります。また両親が手話の学習をしたい場合は政府が支援を行うことになっています。二つ目は、一般校に通うろう児の場合、必ず無料で手話を学習する機会を提供するものとしています。多くのろう児が一般校にインテグレーションしているのですが、孤立感、アイデンティティーの乱れなどにおける問題が顕著になっています。そして三つ目ですが、生まれた子供に聴覚障害が発見された時点で、両親が手話の学習を政府からの支援で受ける機会を与えることです。この3つの機会が手話言語法で保障されています。ただ、聴覚障害が発見されたらすぐに手話使用を開始するべきというような規定はありません。しかし、2017年のバイリンガル教育開始でこの問題は解決されていくことと思います。

O：なるほど、今はこの3つをうまく組み合わせているということですね。ところで、ご両親の中には手話でなく口話による教育を選択したい人もいるのでは？

A：ヨーロッパは親による権利、親による選択肢が非常に尊重されているんです。2017年からは、口話か、バイリンガルか、どっちがよいか2つの選択肢を与えることとなります。一般校へ行ったとしても子供の学力がなかなか伸びない、精神的にも思わしくない、手話の方で子供の学力を伸ばす教育を考えた時に、親子共に国からの支援金で手話学習の機会が与えられます。この手話学習も単に覚えるというのではなく、A2システムというのがあるって、A1、A2、B1、B2とレベルを設定して手話の習得を図る方法を取ります。A1は入門レベル、A2は初歩会話レベル、B1は日常会話レベル、B2は手話通訳レベル、C1は母語レベルです。

M：欧州ろう連合としてギャップを感じていることがあるんです。生まれてくるろうの子供の数、聴覚障害の程度、補聴器使用者、人工内耳装着者、手話利用者それぞれにおける割合、親の教育状況などを把握出来る証拠みたいなものがないんです。こういったデータは集めることがなかなか難しいんですよね。ヨーロッパ人工内耳使用者の会みたいなのがあって、人工内耳装着者の子供の数は把握出来ているんですが、その後のフォローアップというか、彼達の状況、教育はどのように受けているのか、聴こえはどのくらいか、手話使用範囲、レベルはどれくらいか、全然把握出来ていないんです。また、新生児スクリーニングを受けた後にろう者と判明した場合、医療関係の人がどのように情報提供をしているのか、口話、手話などそれぞれの能力に応じて幅広い選択肢を与えているのか、それとも手話使用は避けて口話だけを勧めるようにしているのか、全くわからない状況で、これは欧州ろう連合として大きな問題でして受け止めています。各国のろう協会に聞いても同じような状況のようです。そのうち機会があれば、資金を得て大学に依頼しながら、調査、分析をすることが出来たらと考えています。イギリスにはメインストリーミングプログラムが実施されているところがあって、そこは補聴器、人工内耳、手話使用と、いろいろなろう学生がいます。そこではろう学生の学力の低さが問題になっており、一般より5年は遅れていると見られています。政府も対策を変えたりしているんですが、結局メインストリーミングの方では何の変化も見られていないわけです。ハンガリーでも見られている良い例なのですが、「手話」これが大切なのです。手話は単にコミュニケーションの手段の1つであるだけではないのです。言語です。それに手話を使用するという事で、口話、口

の読み取り、読み書き能力が劣るという考え方も間違っていると思います。口話でも読み書きが出来ないろう者もたくさんいますし。欧州ろう連合は、手話に対する支援が強すぎるのではないか、はじめに手話ありきと偏っているのではないかという見方をする人もいるのですが、そうではないんです。自由の選択を与えることで平等になれるように支援をしている、ということです。人工内耳装着することは問題ではないと思いますし、親の選択であれば、それはそれでよいと思います。ただ、親には平等の情報を与えるべきだと考えています。つまり、「手話使用は勧めない」という情報提供には反対するということです。

A : ハンガリー手話言語法では、新生児に聴覚障害が発見されたときに親に渡す「情報パック」について明記していませんが、別途整理しているところです。現況では、医師は人工内耳を強く勧めており、無料で人工内耳の埋め込み手術が出来る、確実に聴こえるようになるといったような情報を提供するわけで、親はもちろんそれを信じ、人工内耳埋め込み手術の選択をするわけですね。そうではなくて、あらゆる情報、人工内耳だけでなく、手話、通訳など様々な情報を同時に提供して、親がより良い方法を選択すること、これが大切だと思います。しかしながら、医師が実際は手話の存在を知らない、人工内耳の方に偏っている、これが問題だと思います。

O : 医師に手話を教えるようなことはしないのでしょうか

A : 出来るだけするようにはしています。しかし、医師は利益を考えますから、人工内耳の方が断然お金は儲かりますからね。私としてもそれは好きではないんですが、何が一番大切なのかと言いますと、「情報」です。情報提供が万全でない状況で親が決めてしまう、これが良くないと思います。正確で均等な情報を得た上で親がやはり人工内耳を選択することはあるでしょ。それはそれで親の選択ですから、まったく構わないと思っています。

O : そうですね、オープンであること、これが大切ですよね。それにしても、医師への教育はどうしたらよいのでしょうか。

A : 情報パックを両親に掲示することです。社会福祉法によると、医師は親に正確な情報を提供しなければいけないことになっています。今準備をしている新しい法では、この情報パックの内容などについて記述しており、医師はこの新しい法律に従い、いろいろな情報が盛り込まれている情報パッ

クを親に提供する必要となります。親はそれに目を通して選択していくわけです。今の状況では、医師が一方的に人工内耳を勧め、健聴者のようになれると説得しているだけの状況なので、これは良くないことだと思います。今までいろいろな聴覚障害者と会ってきましたが、例えば14歳のろう者が相談に来ても、後ろについている親が話し始めることが多いのです。私は、そのろう者と私で直接会話をさせてくださいと親に言います。親もその時になって初めて手話の存在に気づく人が多いわけで、もっと早い段階で知りたかったという人もいます。人工内耳、メインストリーミングという選択肢だけ与えられ、手話など他にもたくさん選択肢があるという情報が行き渡っていない、これが問題なんです。

M：一般的には、健聴者と同じように聴けて話せるようになるといった、理想的なモデルがわかりやすいです。だから医師が「健聴者と同じようになれる」として人工内耳を勧めれば親は当然その言葉にすがるでしょうね。だからこそ正確な情報を親に提供するシステムが必要です。最近のことですが、新聞のある人工内耳関連の広告で、「私は聴こえる。」とキャッチフレーズが大きく出ていて、聴こえるから、話せるからで、だからなんなんだろうと思います。人工内耳を装着して終わりという状況も多くあるので、こういった事実をはっきりさせていくべきです。欧州ろう連合、そしてアダムさんも、ろう者がどういう教育を受けてきたか、通訳、就業状況、ろう学校、メインストリーミングなど、国々における違いなど調査をやることの重要性を認識しています。

M：欧州評議会は49カ国、欧州ろう連合は27カ国ですが、欧州評議会は人権に焦点を当てています。私もたまに欧州評議会の講演に招待されたり、メンバー（政府高官）と一緒に各国を訪問することがあります。ある国に行くときは前もってそのろう協会に連絡して見学先をアレンジしてもらいます。例えばウクライナに行ったときは、文化センター、ろう者が集団で働いている工場などを見てまわったりしました。西欧の国々ではろう者が自由に様々な分野で仕事をしている状況が見られるんですが、東欧の国々では同じ工場に多くのろう者が勤めている状況が多いですね。国々によって、どう違うか比較したりしながらいろいろと学ぶことが出来ますが、同時にどうしたらよいのかと考え込んでしまいますね。

O：わかりました。ところで、「欧州における手話の法的認知状況」の本を読ませて頂いたんですが、情報が豊富で良いんですが、残念なことに掲載されている各国の条文がそれぞれの言語のまま英語ではないんですよね。

それは仕方ないとして、アダムさん、今年5月に新しくハンガリーの法律に何か動きがあったようですね。憲法が改正されるとか。

A：手話言語法そのものに動きはありませんが、憲法の改正と言う大きな動きがあったのです。そこで、非常に短い条文ですが、フィンランドの憲法と同じように手話に関する条文を入れました。詳細はハンガリー手話言語法に規定していますからね。憲法には「ハンガリーが手話言語をハンガリー文化の一部として尊重する」べきと言う一文を入れました。当初の案では「ろう者の言語」というような書き方があったんですが、わたしたちの考えで「ろう者の」は削除し、「手話言語」のみとしました。もし「ろう者」の言葉を使うと、ろう児の親、通訳者に手話に関する権利が保障されないことになるのですね。そこで、憲法には単に「手話言語」のみを明記したのです。手話は国民全てに開かれています。学びたい方はどうぞ学んでください。「ろう者」の言葉によって手話を使う人々を限定しないのです。この条文を英訳もあわせて後日お渡しします。

O：手話言語法に関する本も、ですか？あの本はそれぞれの国々の言語で書かれていて読めないもので。

M：アイルランドの法律、ハンガリーの新しい憲法、前回掲載し損なった情報などを編集、まとめあげるつもりでいます。英文のもあればいいんですが、機会があれば資金を得て英訳のも作成出来ればと考えています。問題は法律に関する内容なので、いかにきちんと翻訳してくれる人を見つけるか。1つの言葉を間違えて翻訳しただけで全体的に変な内容になってしまうこともあります。例えば、以前フィンランド法について、欧州ろう連合でフィンランド人の弁護士と一緒に読む機会があったのですが、フィンランド語、英語でフィンランド法についての記載に違いがあったことがわかったのです。おそらく、それを翻訳した人は昔フィンランドろう協会の手話通訳者で弁護士とかではなかったんじゃないか、英語の翻訳が出来るくらいだったのではないかと思います。政府で認められた翻訳者をいかに決めていくか、それも課題ですね。それさえ解決されれば一気に進められますし、各国の条文を比較できる本ができますね。

O：そのうち、ウェブサイトに掲載する予定は？

M：機会があれば。まずは売って利益を得ることですね。それからウェブサイトに掲載していきたいですね。

O：日本は何冊購入したんでしょう。

M：5冊ですよ。

O：そうそう、思い出したんですが、ハンガリーでは20年、30年くらい運動してきたとおっしゃっていましたが、いろいろ失敗することもあるんですが、具体的に言いますと？

A：1つ目は政権交代ですね。2つ目は国会の日取りのタイミングが合わなかったり、わたしたちの取り組み方法がまずかったりして、保留扱いされることがあったことです。2005年に私がろう協会の会長になった時に、それまでのやり方を変えました。直接大臣など高官と会って、直接色々と要望しました。しかし、向こうからはろう者は何人いるのか、手話使用者は何人？補聴器は？とか、という質問ばかりが返ってきて、それらに正確なデータを出せなかったりして、効果はありませんでした。そこで、理事と専門家で集まり、ロビー活動のやり方を検証したのです。理事を6週間研修に2回行かせ、ロビー活動で相手を納得させる技術、良いコミュニケーションをとる方法などをみっちり学びました。そして、広報が大事であるとか、手話言語法にテーマを絞ったシンポジウムを3回開催して議員を招くとか、1,600人による街頭デモ行進をするとか、そういう行動計画を作り、そのとおり実行しました。1つに時間、2つがエネルギー、3つ目は人です。本日のシンポジウムで午前中に大臣が来られましたね。その大臣は前は政権政党ではなく野党の重要人物だったのです。初めてお会いしたとき、他の議員と違って真剣に話を聞く姿勢を見せてきましたし、ろう協会のセンターにも足を運んでくださったのです。他の議員はお願いしても来ないか、あるいは秘書を出してくるかでした。議員に手話通訳派遣状況や高齢ろう者の様子、職業訓練などを紹介し、勉強していただきました。その後、その議員が国会で法律に手話が規定されていないのはなぜかという疑問を出してくださったのです。まあそんなこともある5年間のロビー活動が続きました。一人では無力です。実際に3年間は何をやっても打開できないままでしたが、3年目になってようやく政府がこちらに目を向けるようになり、そうして手話言語法案を作る準備が始まったわけです。その後も予算の問題や時間の問題とかがありましたが、粘り強いロビー活動を続けて5年目に法案の上程が実現しました。

O：そうですね。先ほどの講師（ハンガリーの国会議員をしているろう者）の話もわかりやすかったです。ところで多分最後の質問になると思うんです

が、2人への質問です。欧州には、手話の技能を評価、手話がうまいか下手か、生まれてから手話における語彙と文法をどれくらい獲得出来ているか、100%のうちどれくらいか、手話の能力を調べる評価システムはあるんでしょうか。

A、M：ないですね。

A：いくつかの大学、いくつかの高校で手話能力を評価するということはあるけれど、きちんとした手話能力の評価システムはないですね。

M：イギリスでは16歳の時に言語能力評価テストが義務付けられていて、英語、フランス語、ドイツ語などが対象となっています。このテストに手話を加えてほしいということ、イギリスのろう者社会で要望活動があります。政府はお金がかかるとか他の言語でテストすればよいとかで、手話の導入に前向きではないですが、今も運動が続けられています。このテストに手話が加えられたら、きちんと手話能力の評価を行うことができるのですが、今のところきちんとしたシステムはありません。

O：通訳養成で、学生の手話能力の良し悪しをどうやって評価しているんでしょうか。

M：国々によって違ってきます。イギリスでは大学で手話通訳を学ぶところがあります。単に手話が出来から通訳できるというのではなく、通訳するにあたり技術を身につける。それで、通訳そのものを評価するシステムはあっても、手話の言語能力を評価するシステムは手話通訳養成の中では開発されていないと思うのです。スカンジナビアでも同じような状況で、手話通訳者は手話能力を持っているというよりは通訳の能力をもっているというように重点の置き方が違うのですね。日本はいかがですか？

O：日本には政府が定めている手話通訳士認定試験があり、1,000人を超える健聴者が手話能力よりは通訳能力に重点を置く試験を受けて、資格を取得しています。ハンガリーにもそういうようなシステムはありますか？

A：ありますよ。いま準備中の法律では、手話通訳者の能力を評価するシステムを検討中です。通訳者の通訳技能を評価して、医療通訳、教育通訳、会議通訳など通訳できる範囲を資格に明記する方法です。いま政府と協議している内容は、通訳技能の評価委員会です。ろうの手話指導者、大学における言語学者、手話通訳者で構成し、それぞれの視点から手話通訳の技能、

表現、容姿、倫理などを総合して評価していく委員会です。ハンガリーには今はありませんが、イギリスにはありますよね。ところで、今インタビューを受けている中で一つ重要なことを思い出しました。それはなぜハンガリーがわずか5年間で手話言語法制定を実現させたかです。答えはずばり国連「障害者権利条約」です。ハンガリー政府は2007年に批准しました。この条約に手話が言語であることが明記されていますから、そのところを政府に何度も示して、活動を続けることが出来たのです。日本はこの条約を批准していないことは私も知っています。先日日本国大使（丸山氏）に会う機会があって、日本はまだ批准していませんねと問いかけたところ、「そのとおりまだです。現在調査と議論を続けているところです。」という誠実な回答がありましたね。

O：そのとおりです。日本の政府はいま会議を重ねて検討中です。西滝さん、小林さん、何か質問はないですか。

小林(K)：EUDはブリュッセル宣言を作ったり、手話の法的認知状況についての本を出したりしたほかに、なにか調査分析をやってますでしょうか。

A：欧州レベルで言いますと、その青い本が初めてです。それぞれの国々における調査研究の資料とかありますけれど、欧州レベルでいえば、その本が第一号ということになりますね。

O：今回頂いた資料パックの中にオーストリアの大学の言語学者による研究結果の紹介がありますが、それは何ですか？

M：それは欧州評議会が作成したものです。ブリュッセル宣言を出すために様々な証拠が必要になるので、欧州評議会から支援を受けるにしても、そのための手続きの中で証拠がやはり必要になります。欧州における様々な情報を収集し、各国のろう協会の協力を得てろう者、手話使用者、ろうの子供の数など、完璧とまではいきませんが、だいたいのデータ、10,000から15,000くらいを集めました。しかし、まだまだ数が足りませんし、私たちが分析をしたとしても無理があるでしょう。もし、その分析したデータを使ったとしても、政府からは根拠が足りないとかいろいろ指摘される恐れがあります。それで、次の段階として、大学研究者によるきちんとした分析データと証拠（証明）が必要になります。統計が必要です。

- ：欧州連合か欧州評議会のどちらかわかりませんが、欧州では国連「障害者権利条約」のように障害分野に焦点をあてたワーキンググループがあると聞きましたが、どのようなものでしょうか。
- A：欧州評議会に「障害者の社会参加の平等」を焦点にした委員会が設置されています。マークさんが明日、明後日、その関係の会議に参加されますよ。国連の「障害者権利条約」とは別に欧州評議会は今までに2回、各国に手話の法制化を促す内容の公式決定を行っています。欧州連合でも欧州議会で1988年、1998年に各国に手話の法制化を要請する決議が2回承認されています。それ以上は今のところありません。最近、欧州連合は国連「障害者権利条約」に従うことを承認しました。欧州連合三つの機関で構成されています。1つが欧州理事会（EC）、2つ目は欧州委員会、3つ目が欧州議会になります。50年間の歴史の中で、法制定などでもっとも力を持っているのは欧州理事会です。スポーツ関連なら各国のスポーツ担当大臣が、財政関連なら各国の財政担当大臣が理事会に集まって法律を作る仕組みです。しかし、欧州議会が次第に力を持つようになり、前は欧州理事会で決定した予算を追認するだけの議会が、今や議会での議論によって修正され理事会に差し戻されるケースも増えてきました。つまり共同決定手続き（Co-decision）システムと言う形で、議会の法的権限が強化されています。議案には共同決定手続きの終了期限があり、なかなか決まらないときは30人ずつの代表による折衝会合も開催されます。それでも決まらずに期限を過ぎた場合は廃案となります。説明が長くなりましたが、欧州連合の政治の仕組みをご理解いただけましたね。さて、国連「障害者権利条約」の承認の話に戻りますが、まず欧州議会が批准し、欧州理事会に批准の提案をしたのです。欧州理事会は、それは加盟国それぞれが決めることであって欧州連合のレベルで決めることではないという考えでした。欧州議会としては、欧州連合のレベルでも三つの機関がそれぞれ批准することで、各国のレベルでなく欧州連合のレベルでこの条約の内容が反映されるという考えをもって、折衝にあたりました。その結果、三つの機関全てが批准しました。国のレベルでいうと、批准した国はまだ16カ国です。残りの11カ国はまだですが、これからでしょう。いつか全ての国が批准したときは、欧州連合も各国も批准と言う完璧な状況になりますね。
- A：欧州連合がこのような決定を行ったのは「障害者権利条約」の批准が初めてのケースなのです。この決定方法がどのように評価されるかは今後次第ですね。

K：欧州連合の勧告は(recommendation)は加盟国に強い影響を与えるのでしょうか。

A：今回の批准はあくまで欧州連合の三つの機関においてのものです。各国への法的拘束力はありません。しかし、欧州理事会も欧州議会も各国への勧告を決議しており、実際に 11 カ国のみであった批准国が欧州連合の批准後は 16 カ国に増えていますし、今後 2 年ほどの間に全ての国が批准する見通しを持っています。そういう意味では効果が出ています。

K：どの機関かわかりませんが、どこかが資金を出して、大学で障害者をテーマにした研究を実施しているようですが、健聴者だけでなく、ろう者も関わっているかどうかご存じですか。

M：当然のことですよ。大学、研究機関とかはそれぞれの国にあるろう協会と連携していることが大切です。健聴者が単独で研究を進めていくことは許されないことです。

K：ハンガリーで手話言語法を作るにあたり、モデルというか他の国の法律を参考にしたのか、それとも自分達で検討して作られたのでしょうか。

A：ニュージーランドです。チェコ、スペインなど、EUDの協力も得て資料を集めたりして一番良いと思ったのがニュージーランドでした。スペインも良かったのですが、ちょっと教育中心ですね。政府が受け入れやすい法律であること、手話、教育、通訳、通信、文化など全ての要素を網羅している法律として、ニュージーランドの手話言語法を非常に高く評価しました。

O：ニュージーランドの場合、いろいろと分析したところ、弱点は何かと言いますと、法律にあってもその制度を運用するための予算的な裏づけがないことですよね。

A：そうですね。ハンガリーでは法律に時間を明記する方法を取りました。時間数を記載すれば、政府は支払う義務があります。支払えるようにではなく、支払うべきなんです。例えば、弁護士、警察、コミュニティにおける必要な状況に対し無料で通訳を提供しますが、個人の結婚式とか個人的なニーズに対する通訳保障の時間は 1 人一年間 120 時間です。もし 120 時間を過ぎた場合はそれ以降は自費でと言うことになります。教育を受ける場合は 180 時間が追加されます。「時間」、を法律に明記する方法、これがハンガリーの場合は有効なのです。今、政府が手話通訳に支出する予算は増えてきています。なぜならろう者が通訳を依頼する機会が増えてきてい

るからです。2002年の時点では2,000時間でしたが、今は36,000時間になっています。昔のろう者は通訳を依頼する機会はあまりなく、あったとしても個人的に家族か知人にお願いすることが殆どでしたが、それは良くないと思います。私の父もろう者で以前は筆談と口話でやりとりしていて、私が通訳を依頼したらどうかと話しても聞いてくれなかったのですが、3年くらい前に始めて手話通訳を依頼、それ以来手話通訳依頼にはまっていますよ。笑。あとでプレゼン資料を送りますが、デモ行進やシンポジウムなど様々な取組みをやってきた様子が見えます。

終了

## 5つの権利を考える ～国内調査と海外調査から見えてきたこと～

実務者会議は 2010～11 年度に、手話の法制化について国内調査と海外調査を実施した。国内調査では収集した差別事例を類型化して、《手話を獲得する》、《手話で学ぶ》、《手話で学ぶ》、《手話を使う》、《手話を守る》の「5つの権利」にまとめた。海外調査はニュージーランド、フィンランドの手話関連諸法規をめぐる過去と現在の状況を分析し、さらに欧州で注目されている「ハンガリー手話言語法」の存在を明らかにした。

ここでは、「5つの権利」の概念を切り口に、海外3カ国の手話法制化をめぐる状況を考察する。

### ニュージーランド

ニュージーランド手話言語法によって、手話は、言語的文化的集団であるろう者の第一言語であり、視覚的・身振りの言語であると定義され、公用語であることが宣言された。

しかし、《手話を獲得する》権利は関連法規からはうかがえない。

《手話を学ぶ》権利と関連して、教育省は、2007年に手話の指導・学習の指針となる「NZSL in New Zealand Curriculum」を発表した。これは学校教育に手話を科目として取り入れるためにデザインされたものであり、ろうの生徒のみ対象とするものではないが、早期教育での使用も念頭におかれている。また、ろう教育センターにおいて、生徒の手話能力を評価するシステムの開発が進められている。

《手話で学ぶ》権利については、国家人権委員会に、ろう児が教育において手話を使う権利を保障することを求める申し立てが出されていることから、教育での手話使用は権利としては認められていないことが推定される。しかし、財政的理由などで不足は指摘されているものの、メインストリーム学校においてはろうの生徒に対する手話通訳の手配がなされている。

《手話を使う》権利については、手話言語法によって、裁判所、審判所などの法的手続きにおいて手話を使用することは権利として明確に定められている。しかし、その他の政府機関においては権利としてではなく、自己の機能および権限を行使するにあたり、合理的に実行可能な限り行うという努力義務にとどまっている。

《手話を守る》権利については、手話言語法のモデルとなったマオリ語法がマオリ語の発展のための政策立案、実行計画の履行など担うマオリ語委員会を設置し、予算措置を明記したのに対して、手話言語法は無言である。

### フィンランド

手話は「自分の言語と文化に対する権利」を定める憲法第17条の中で、認知言語の1つ

として扱われ、法律などを制定して手話使用者が基本的権利として自らの言語である手話を使用し、文化を発展させる機会を保障するよう定められた。ただし、《手話を獲得する》権利については無言であり、ろう児を授かった聴こえる両親に対する手話の指導は民間プロジェクトが担っている。

他方で《手話で学ぶ》権利および《手話を学ぶ》権利については手厚い。憲法で認められた言語権を反映しており、小中学校にあたる基礎教育および高等教育では、手話を教育言語として使用できることが法律で明記されている。特に聴覚に障害がある生徒に対しては、生徒や保護者が申し出たときなど必要な場合は、手話で教育しなければならないことが定められている。また、生徒は自分のネイティブ言語である手話を母語として教わることもできるとも定められている。したがって、教育言語としてのみならず、言語科目として母語を教わるのが法文上は保障されている。ただし、実施状況に問題があることが指摘されている。

《手話を使う》権利に関しては、相当程度保障されている。2010年の障害者のための通訳サービス法により、ろう者、難聴者は最低限 180 時間、盲ろう者は最低限 360 時間の通訳時間が保障され、予算措置がなされている。法律は最低限のサービスを謳っており、必要な場合には追加時間を要求することができる。通訳サービスの利用範囲は広く、日常生活の一環としての商売、娯楽、勉強などのための海外旅行も含まれる。教育の通訳はこの時間には含まれず、別に定められ、公式のカリキュラムの時間枠で利用者が勉強を完了できる範囲を限度に提供される。また、公的機関、裁判所、警察、病院等についてはそれぞれの関連法規により当局の責任が定められている。ただし、上記4つの権利に関しては、障害を基準にろう者にサービスが提供されることから医師が一定の発言力を有しており、権利実現の阻害要因となることがある。

《手話を守る》権利については、言語計画、辞典編纂、言語相談、講習会、調査プロジェクトを実施するフィンランド言語研究所が、その任務のひとつとして手話の調査、言語の純粹さの保存を担うことが法律で定められている。

## ハンガリー

2009年に制定されたハンガリー手話言語法は、ニュージーランド手話言語法およびフィンランドの手話に関する諸法規をモデルにしたとされる。同法はまず、手話は独自の体系を持った自然言語として、その言語としての地位が認知している。《手話を獲得する》権利および《手話を学ぶ》権利については、ろう児・生徒のために設立された特別ニーズ教育機関等では、幼稚園教育および就学前教育の年から、ハンガリー手話あるいは特別なコミュニケーションシステムを指導することが義務付けられている。手話と特別なコミュニケーションシステムは別物であることが定義され、本人または保護者がそれを選択する権利を有する。

《手話で学ぶ》権利についても、バイリンガル教育または聴覚口話法による早期教育の

いずれを受けるか、保護者が選択、決定できることが定められている。そのために、学校教育法に従って設置された専門家およびリハビリテーション委員会は、保護者に対してバイリンガル教育および聴覚口話法教育についての情報を提供するものとされている。さらに、未成年者の障害を認定する際、医師または医師が承認した医療従事者は、速やかに保護者に対し、利用可能な諸手当および発達の可能性に関する情報を提供しなければならないことが定められ、偏った情報のみが提供されることを防止している。

《手話を使う》権利については、手話通訳は無料で、一人当たりの年間利用時間は最高120時間であると定められた。フィンランドと同様に予算措置のための規定でもあるが、利用時間に制限がかかっている。ただし、高校、大学の学生に対しては若干の追加時間が付記されている。行政の手続きやサービス、警察や裁判所において、法律は手話通訳を介することは認められているものの、手話通訳サービスへのアクセスや手配の責任については明記していない。公共サービス活動に関する手話通訳費用は、公共サービスあるいは公共の活動を提供する機関、団体、教育機関が負担するとのみ定めている。

《手話を守る》権利については、ハンガリー手話使用者のコミュニティが、手話を使用し、発展させ、保存する権利を有するとともに、ろう文化を育成し、拡大し、継承する権利を有することが法律に記されている。ただし、委員会や予算措置については明文はない。なお、2012年1月に施行された新憲法においては、ハンガリー手話はハンガリー文化の一部として保護されることが謳われている。

以上

## 手話言語法（仮称）制定推進委員会の会議報告

2010年度（2010年10月～2011年6月）

事業・会議等実施報告

（敬称略）

### （1）研究会

- 委員：1. 石野富志三郎（全日本ろうあ連盟 理事長）  
2. 松本晶行（全日本ろうあ連盟 副理事長）  
3. 小中栄一（全日本ろうあ連盟 副理事長）  
4. 久松三二（全日本ろうあ連盟 事務局長）  
5. 高田英一（全日本ろうあ連盟 参与）  
6. 本名信行（青山学院大学 名誉教授）  
7. 藤井克徳（内閣府「障がい者制度改革推進会議」 議長代理）  
8. 小畑修一（筑波技術短期大学 名誉教授）  
9. 市川恵美子（全国手話通訳問題研究会 会長）  
10. 小椋英子（日本手話通訳士協会 会長）  
11. 野村茂樹（弁護士 日弁連人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会 部会長）

オブザーバー：田中慎也（日本言語政策学会 会長）、矢田宏人（厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 室長）、東俊裕（内閣府障がい者制度改革推進会議担当室 室長）、大西孝志（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官）、鈴木茂樹（全国聾学校長会 会長）、小田侯朗（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 総括研究員）、日本財団

出席：石野・小中・松本・久松・高田・本名・藤井・小畑・市川・小椋・野村

会議実施：

第1回 日時：2010年10月20日

場所：東京・日本財団会議室

議題：委員およびオブザーバー紹介

委員長選出

事業概要（目的、スケジュール等）説明

会議運営要項説明

実務者会議の委員長を任命

国連及び各国の状況

出席：石野・松本・久松・高田・本名・藤井・小畑・市川・小椋・野村

第2回 日時：2010年11月24日

場所：東京・測量年金会館

議題：海外調査について

国内調査について

来年度事業について

出席：石野・小中・久松・本名・藤井・小畑・市川・野村

第3回 日時：2010年2月9日

場所：東京・測量年金会館

議題：推進会議等の状況報告

海外調査について

国内調査について

来年度事業について

出席：石野・久松・高田・本名・藤井・小畑・市川・小椋

第4回 日時：2011年3月2日

場所：東京・測量年金会館

議題：推進会議等の状況報告

海外調査について

国内調査の報告

出席：石野・小中・久松・高田・藤井・小畑

第5回 日時：2011年6月24日

場所：東京・測量年金会館

議題：推進会議等の状況報告

海外調査について

国内調査の報告

2012年度の事業計画

出席：石野・小中・久松・高田・藤井・小畑・野村

(2) 実務者会議

委員：1. 久松三二（全日本ろうあ連盟 事務局長）

2. 大杉豊（筑波技術大学 准教授）

3. 松崎丈（宮城教育大学 准教授）

4. 田門浩（弁護士）

5. 金澤貴之（群馬大学 准教授）

6. 小林昌之（日本手話研究所 研究員）

7. 澁谷智子（日本学術振興会 特別研究員）
8. 伊藤正（全国手話通訳問題研究会 事務局長）
9. 甲斐更紗（鹿児島大学教育学部附属教育実践センター）
10. 西滝憲彦（全日本ろうあ連盟 教育対策部長）
11. 松本正志（全日本ろうあ連盟 手話通訳対策部長）

①実務者会議実施

第1回 日時：2010年10月20日

場所：東京・日本財団会議室

議題：挨拶

委員紹介

第一回研究会の報告（事業目的、スケジュール等説明）

委員の役割分担

- ・文献調査
- ・海外視察・調査

国連及び各国の状況

出席：久松・大杉・松崎・田門・金澤・小林・澁谷・甲斐・西滝・松本

第2回 日時：2010年11月17日

場所：東京・測量年金会館

議題：午前…内閣府、文部科学省、厚生労働省委員会の報告

午後…海外調査について

国内調査について

研究会への報告内容確認について

出席：久松・大杉・田門・金澤・小林・澁谷・伊藤・松本

第3回 日時：2010年11月9日

場所：東京・測量年金会館

議題：研究会の報告

手話言語法案骨子をつくるための6つの柱

調査の質問項目(案)

海外調査の方針

手話言語の定義について

国内調査について

出席：久松・大杉・金澤・小林・澁谷・伊藤・西滝・松本

第4回 日時：2011年1月19日

場所：東京・連盟本部事務所

議題：推進会議等の動き

障害者制度改革の推進のための二次意見

海外調査報告

- ・スケジュール表
- ・ドン・マッケイ氏より

国内調査について

研究会報告内容の確認

平成21年度障害者の社会参加推進等に関する国際比較調査報告書

出席：久松・松崎・田門・金澤・小林・甲斐・西滝・松本

第5回 日時：2011年2月9日

場所：東京・測量年金会館

議題：研究会の報告

海外調査について

国内調査について

出席：久松・大杉・田門・金澤・澁谷・甲斐・松本

~~第6回 日時：2011年3月2日 場所：東京・測量年金会館（中止）~~

第7回 日時：2011年4月7日

場所：東京・測量年金会館

議題：海外調査について

- ・派遣委員の確認
- ・派遣期間・国

国内調査について

報告書の役割分担について

出席：久松・大杉・田門・金澤・小林・澁谷・甲斐・西滝・松本

第8回 日時：2011年5月16日

場所：東京・連盟本部事務所

議題：海外調査について

- ・派遣スケジュールの確認
- ・派遣期間・国

国内調査について

報告書の役割分担について

出席：久松・大杉・金澤・小林・澁谷・甲斐・西滝・松本

第9回 日時：2011年6月17日

場所：東京・日本財団会議室

議題：海外調査の報告について

国内調査の報告について

研究会への報告について

出席：久松・大杉・田門・金澤・小林・澁谷・西滝・松本

第10回 日時：2011年6月24日

場所：東京・測量年金会館

議題：第5研究会議題内容に同じ

出席：久松・金澤・西滝・松本

## ②国内作業チーム打ち合わせ

第1回 日時：2011年3月11日

場所：宮城・宮城教育大

出席：松崎・甲斐

第2回 日時：2011年4月18日

場所：京都・連盟京都事務所

出席：金沢・甲斐・西滝・松本

第3回 日時：2010年6月9日

場所：京都・メルパルク京都

出席：金沢・甲斐・西滝・松本

## ③海外調査

第1回 派遣期間：2011年1月5日～13日

派遣場所：ニュージーランド

派遣委員：大杉・小林

第2回 派遣期間：2011年5月21日～30日

派遣場所：フィンランド・ハンガリー

派遣委員：大杉・小林・西滝

## 2011年度（2011年7月～2012年3月）

### 事業・会議等実施報告

（敬称略）

#### （1）研究会

- 委員：1. 石野富志三郎（全日本ろうあ連盟 理事長）  
2. 松本晶行（全日本ろうあ連盟 副理事長）  
3. 小中栄一（全日本ろうあ連盟 副理事長）  
4. 久松三二（全日本ろうあ連盟 事務局長）  
5. 高田英一（全日本ろうあ連盟 参与）  
6. 本名信行（青山学院大学 名誉教授）  
7. 藤井克徳（内閣府「障がい者制度改革推進会議」 議長代理）  
8. 小畑修一（筑波技術短期大学 名誉教授）  
9. 市川恵美子（全国手話通訳問題研究会 会長）  
⇒石川芳郎氏に途中交代  
10. 小椋英子（日本手話通訳士協会 会長）  
11. 野村茂樹（弁護士 日弁連人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会 部会長）

オブザーバー：田中慎也（日本言語政策学会 会長）、君島淳二（厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 室長）、東俊裕（内閣府障がい者制度改革推進会議担当室 室長）、大西孝志（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官）、鈴木茂樹（全国聾学校長会 会長）、小田侯朗（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 総括研究員）、日本財団

#### 会議実施：

第1回 日時：2011年8月11日

場所：東京・測量年金会館

議題：人事紹介

改正障害者基本法について

意見交換

実務者会議委員長案（手話言語法案）について

年間スケジュールについて

出席：石野・小中・久松・高田・本名・藤井・小畑・野村

第2回 日時：2011年9月29日

場所：東京・測量年金会館

議題：意見書について

法案骨子について

手話言語法フォーラムについて

小畑委員提出資料について

出席：石野・久松・高田・本名・小畑・市川（代理：浅井）

第3回 日時：2012年2月16日

場所：東京・測量年金会館

議題：報告について

意見書・法案について

手話言語法フォーラムについて

出席：石野・小中・久松・高田・本名・藤井・小畑・石川（代理：浅井）・小  
椋・野村

## (2) 実務者会議

委員：1. 久松三二（全日本ろうあ連盟 事務局長）

2. 大杉豊（筑波技術大学 准教授）

3. 松崎丈（宮城教育大学 准教授）

4. 田門浩（弁護士）

5. 金澤貴之（群馬大学 准教授）

6. 小林昌之（日本手話研究所 研究員）

7. 澁谷智子（日本学術振興会 特別研究員）

8. 伊藤正（全国手話通訳問題研究会 事務局長）

9. 甲斐更紗（立命館大学 ポストドクトラルフェロー）

10. 西滝憲彦（全日本ろうあ連盟 教育対策部長）

11. 松本正志（全日本ろうあ連盟 手話通訳対策部長）

オブザーバー：木村晴美（国立障害者リハビリテーションセンター学院手話通訳学科教官）

### ①会議実施

第1回 日時：2011年7月29日

場所：東京・測量年金会館

議題：国内チーム報告

海外調査報告

骨子案討議委

年間スケジュール確認

人工内耳について

出席：久松・大杉・金澤・小林・澁谷・伊藤・甲斐・西滝・松本

第2回 日時：2011年8月12日

場所：東京・連盟本部事務所

議題：骨子案討議

最終報告書の様式について

人工内耳について

出席：久松・大杉・田門・金澤・小林・澁谷・伊藤・西滝

第3回 日時：2011年9月9日

場所：東京・連盟本部事務所

議題：意見書及び骨子案について

フォーラムの派遣委員について

勉強用パンフレットについて

出席：久松・大杉・金澤・澁谷・伊藤・松本

第4回 日時：2012年2月10日

場所：東京・連盟本部事務所

議題：フォーラムの報告

意見書及び骨子案について

国内調査報告

海外調査報告

来年度事業について

出席：久松・大杉・田門・金澤・澁谷・西滝

②フォーラム実施一覧（別紙詳細あり）

日付	開催地	担当ブロック・協会	派遣講師
10月2日(日) 13:00~16:00	福井県坂井市三国社会福祉センター 2階大ホール	北信越ろうあ連盟	大杉・澁谷 司会：小中
10月2日(日) 13:00~17:00	二本松市福祉センター 3階	(社)福島県聴覚障害者協会 被災県のため 特別支援	小林・松本
10月22日(土) 13:00~17:30	伊丹アイフォニックホール ( <a href="http://hccweb1.bai.ne.jp/aiphonic/">http://hccweb1.bai.ne.jp/aiphonic/</a> )	近畿ろうあ連盟	伊藤・西滝・甲斐 国際手話通訳：大杉
12月10日(土) 13:30~16:30	港区ヒューマンぷらざ	関東ろう連盟	大杉・田門・木村
1月8日(日) 13:00~18:00	福岡市少年科学文化会館	九州聴覚障害者団体連合会	大杉・金澤
1月14日(土) 13:30~16:30	愛知県 ウィルあいち	東海聴覚障害者連盟	伊藤・木村・大杉
2月19日(日) 13:30~17:00	さいたま市民会館おおみや 小ホール	関東ろう連盟	伊藤・田門・小畑

## フォーラム報告

担当ブロック（協会）	北信越ろうあ連盟（福井県）
日時	2011年10月2日 13:00～16:00
場所	坂井市三国社会福祉センター
参加者数	171名
講師	大杉・澁谷
アンケート回収数	意見書34枚・差別事例16枚

.....



### 全体の流れ

13:00-13:15	司会より全体説明
13:15-14:45	「手話言語法」制定推進事業 海外調査及び質疑応答
14:45-15:20	国内調査 5つの権利
15:20-15:30	アンケートチェック
15:30-16:00	差別事例のアンケート記述を基に説明

---

担当ブロック（協会）	（社）福島県聴覚障害者協会（二本松市）
日時	2011年10月2日 13:00～17:00
場所	二本松市福祉センター
参加者数	102名
講師	松本（正）・小林
アンケート回収数	意見書52枚・差別事例37枚

.....



### 全体の流れ

12:45	司会より全体説明 理事長挨拶（代理）
13:00	「手話言語法」制定推進事業 海外調査
14:00	国内調査 5つの権利（DVD上映） 手話言語法案意見書
15:15	質疑応答・意見収集

---

担当ブロック（協会）	近畿ろうあ連盟（兵庫県）
日時	2011年10月22日 12：30～15：00
場所	伊丹アイフォニックホール
参加者数	140名
講師	西滝・甲斐・大杉・伊藤
アンケート回収数	意見書 13 枚・差別事例 1 枚
その他	終了後にアダム氏講演会

.....

➤	<b>全体の流れ</b>
12：30-12：45	司会より全体説明
12：45-13：00	「手話言語法」制定推進事業
13：00-13：40	国内調査 ※会場から差別体験の発表時間あり
13：40-14：20	海外調査
14：20-15：00	質疑応答

---

担当ブロック（協会）	関東ろう連盟（東京都港区）
日時	2011年12月10日 13：30～17：00
場所	港区ヒューマンぷらざ 6階
参加者数	253名
講師	田門・大杉・木村
アンケート回収数	意見書 10 枚・差別事例 8 枚

.....

➤	<b>全体の流れ</b>
13：50-13：55	司会より全体説明・全日本ろうあ連盟理事長挨拶
13：55-14：25	事業概要の説明・質疑応答
14：25-15：00	国内調査・質疑応答
15：00-16：00	海外調査・質疑応答
16：00-16：45	手話言語法案意見書骨子案の説明・質疑応答
16：45-16：55	全日本ろうあ連盟理事挨拶
	終わりの挨拶

担当ブロック（協会）	九州聴覚障害者団体連合会（福岡）
日時	2012年1月8日 13：00～16：30
場所	福岡市少年科学文化会館
参加者数	500名
講師	大杉・金澤
アンケート回収数	意見書70枚・差別事例44枚



全体の流れ

13：00-13：15	司会より全体説明・主管ブロック挨拶
13：15-13：20	理事長挨拶（代理）
13：20-13：40	「手話言語法」制定推進事業
13：40-14：15	国内調査報告・5つの権利
14：15-14：45	質疑応答
14：55-16：00	海外調査報告・質疑応答・意見収集
16：00-16：20	骨子案説明・質疑応答・意見収集
16：20-16：25	終わりの挨拶

担当ブロック（協会）	東海聴覚障害者連盟（愛知県）
日時	2012年1月14日 13：00～16：00
場所	ウィルあいち 2階 大会議室
参加者数	271名
講師	伊藤・大杉・木村
アンケート回収数	意見書 37 枚・差別事例 23 枚



全体の流れ

13：00-13：05	司会より全体説明・全日本ろうあ連盟理事長挨拶
13：05-13：15	事業概要の説明・質疑応答
13：15-14：00	国内調査・質疑応答
14：10-14：50	海外調査・質疑応答
15：00-15：55	手話言語法案意見書骨子案の説明・質疑応答
15：55-16：00	終わりの挨拶

担当ブロック（協会）	関東ろう連盟（埼玉県大宮市）
日時	2012年 2月19日 13：30～17：00
場所	さいたま市民会館おおみや 小ホール
参加者数	282名
講師	高田・小畑・伊藤・大杉・田門
アンケート回収数	意見書 16 枚・差別事例 12 枚

.....



### 全体の流れ

13：35-13：45	司会より全体説明・全日本ろうあ連盟理事長挨拶・事業概要の説明
13：45-14：20	手話言語法の必要性
14：25-14：55	国内調査・質疑応答
14：55-15：55	海外調査・質疑応答
16：05-16：45	手話言語法案意見書骨子案の説明・質疑応答
16：45-16：55	まとめ
	終わりの挨拶

## 手話言語法（仮称）制定推進事業（2012年3月31日時点の肩書）

### ●研究会委員（50音順 敬称略）

委員長 石野 富志三郎（全日本ろうあ連盟理事長）  
市川 恵美子（全国手話通訳問題研究会会長）  
小椋 英子（日本手話通訳士協会会長）  
小畑 修一（筑波技術短期大学名誉教授）  
小中 栄一（全日本ろうあ連盟副理事長）  
高田 英一（全日本ろうあ連盟参与）  
野村 茂樹（弁護士、日本弁護士連合会人権擁護委員会・障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会会長）  
久松 三二（全日本ろうあ連盟事務局長）  
藤井 克徳（内閣府「障がい者制度改革推進会議」議長代理、日本障害フォーラム議長）  
本名 信行（青山学院大学名誉教授）  
松本 晶行（全日本ろうあ連盟副理事長）

### ●実務者会議委員（50音順 敬称略）

委員長 久松 三二（全日本ろうあ連盟事務局長）  
伊藤 正（全国手話通訳問題研究会事務局長）  
大杉 豊（筑波技術大学准教授）  
甲斐 更紗（立命館大学衣笠総合研究機構ポストドクトラルフェロー）  
金澤 貴之（群馬大学准教授）  
小林 昌之（日本手話研究所研究員）  
澁谷 智子（日本学術振興会特別研究員）  
田門 浩（弁護士）  
西滝 憲彦（全日本ろうあ連盟理事 教育対策部長）  
松崎 丈（宮城教育大学准教授）  
松本 正志（全日本ろうあ連盟理事 手話通訳対策部長）



**日本財団**  
The Nippon Foundation

**助成事業**

「手話言語法（仮称）制定推進事業」は、  
公益財団法人日本財団の助成を  
受けています。

### ●発行:財団法人 全日本ろうあ連盟●

（本部事務所）〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階

TEL.03-3268-8847 / FAX.03-3267-3445

<http://www.jfd.or.jp/>

印刷:株式会社サンワ

2012年7月発行